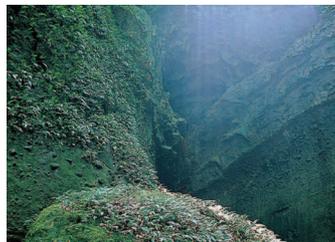




安芸市総合計画（前期基本計画）2016

市民一人ひとりが幸せを実感し
笑顔が輝く
活力あふれる元気都市



はじめに



平成26年8月に市制施行60周年を迎えた本市は、これまで市民の皆さまとともに市のもつ特性や資源を活かしながら各種施策を推進し、県東部地域の中核都市として発展してまいりました。

昨年は「地方創生元年」とも呼ばれ、全国的に人口急減・超高齢社会の現状が改めて浮き彫りとなる中であって、一昨年の11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」を受け、全国の自治体が本格的に人口減少対策に着手した年でありました。本市でも昨年10月に人口ビジョンと総合戦略を策定し、人口ビジョンでは2060年の将来人口を14,000人と展望し、総合戦略では目指すべき将来の方向を「いいなあ安芸～未来への挑戦！誇りと愛着を持てるまちを創造～」と定め、地方創生の実現を目指していくこととしました。

また、昨年実施された国勢調査の速報集計結果では、本市の人口は、平成22年の前回調査の19,547人から5年間で1,945人、約10%が減少し17,602人となり、県全体の減少率である4.7%と比較しても大きく下回る大変厳しい結果となりました。

こうした状況を踏まえ、これからの10年間のまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定しました。新しい総合計画では、目標人口を人口ビジョンと整合性を図るとともに、「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」を将来の都市像に掲げ、その実現に向け取り組んでまいります。

前期基本計画では、各分野において5年間に取り組むべき方向性を位置づけ、基幹産業の振興、雇用の確保、子育てしやすい環境づくり、移住定住の促進などの人口減少の抑制対策、防災対策の強化、地域づくり、地域資源を活かした観光振興などを重点項目として取り組み、次代を担う子どもたちが誇りに思える「安芸市」の発展に努めてまいりますので、今後とも、市民の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、市民アンケートなどにご協力を賜りました市民の皆さまに、心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

安芸市長 横山 幾夫

目次

基本構想

1 総合計画とは	2
1) 基本構想	2
2) 基本計画	2
3) 実施計画	2
2 総合計画策定の背景	3
1) 時代動向などからみた計画策定への視点	3
2) 市民ニーズの整理	5
3) 安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携	5
3 安芸市の現状	6
1) 人口	6
2) 産業	10
3) 道路の状況	15
4) 地震対策	16
5) 財政状況	17
4 安芸市の将来像	19
1) 将来人口	19
2) 将来像と基本方針	19
3) 体系図	20
5 施策の大綱	21

基本計画

1 地域で支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり	
1-1 健康	28
1-2 地域福祉	30
1-3 高齢者福祉	31
1-4 障がい者福祉	33
1-5 児童福祉	36
1-6 母子・父子福祉	38
1-7 社会保険	39
2 みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり	
2-1 防災	42
2-2 消防・救急・救助	45
2-3 交通安全・防犯	47

3	地域資源の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり	
3-1	農業	50
3-2	林業	52
3-3	水産業	54
3-4	商工観光	56
4	美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり	
4-1	環境保全	60
4-2	環境衛生	62
4-3	上水道	66
4-4	交通基盤	68
4-5	公園・緑地	71
4-6	住宅	72
4-7	情報化推進	73
4-8	移住・定住	74
5	歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり	
5-1	学校教育	76
5-2	青少年の健全育成	79
5-3	生涯学習	80
5-4	市民スポーツ	82
5-5	芸術文化・歴史	83
6	市民が主役。協働で営む強い自治体づくり	
6-1	人権	86
6-2	男女共同参画	88
6-3	協働のまちづくり	90
6-4	簡素で効率的な行財政の確立	91

資料編

1	市民意向調査	94
2	安芸市総合計画策定経過	124
3	安芸市総合計画審議会委員名簿	125
4	関係条例	126
5	安芸市総合計画の変遷	128

基本構想

- 総合計画とは
- 総合計画策定の背景
- 安芸市の現状
- 安芸市の将来像
- 施策の大綱



1 総合計画とは

総合計画は、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、市の行政計画の最上位に位置づけられます。

安芸市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

1) 基本構想

基本構想は、目指すべきまちの将来像とそれを達成するために必要な施策の基本方針を定めたものです。

目標年次は平成37年度（2025年度）とします。

2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために必要な施策を体系的にまとめたもので、計画の方針や成果指標を示しています。

目標年次は平成37年度とし、平成28～32年度を前期基本計画、平成33～37年度を後期基本計画とします。

3) 実施計画

実施計画は、基本計画をもとに実施する具体的な事業計画を明らかにするもので、予算編成の指針となります。

計画期間は3年間とし、社会経済の動向や進捗状況などを踏まえ、毎年度の見直しを行います。

平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)	平成36年 (2024年)	平成37年 (2025年)
基本構想(目標年次:平成37年)									
基本計画(前期5年)					基本計画(後期5年)				
実施計画(3年)			実施計画(3年)			実施計画(3年)			実施計画(3年)
実施計画(3年)		実施計画(3年)		実施計画(3年)		実施計画(3年)		実施計画(3年)	実施計画(3年)
実施計画(3年)									

2 総合計画策定の背景

1) 時代動向などからみた計画策定への視点

① 将来人口を見据えた人口施策の推進

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、我が国の人口はさらに減少する見通しにあり、平成60年（2048年）には1億人を割って9,913万人となり、平成72年（2060年）には8,674万人になると推計されています。

平成22年（2010年）の本市の人口は19,547人で、ピーク時である昭和35年（1960年）の人口より11,823人減少しています。人口減少の傾向は、今後、加速すると推測され、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口でみると、本市の将来人口は、平成72年（2060年）には1万人を割って9,170人になると推計されています。

人口は自治体運営の根幹であり、市民生活や地域経済などへの影響が大きいため、将来の推計人口を見据えた施策が求められています。

② 高知県東部の中核都市機能の拡充

本市は、高知県東部の中心都市であり、産業、医療・福祉、高等教育、交通、行政などの中核機能が集積しています。

本市の都市機能の拡充は、市民生活や地域経済などに大きく影響するため、住宅、交通、情報通信などの基盤整備はもとより、買物などの利便性の向上、子育て支援、芸術文化との交流機会の創出、防災・防犯の整備など、快適で安全な市民生活を支援する施策が求められます。

また、本市は高齢化率が高く、平成22年（2010年）は31.9%になり、高知県の高齢化率（28.8%）、全国高齢化率（23.0%）を大きく上回っています。少子高齢化が加速するなかで、医療や福祉に関わるサービスの拡充、さらに、高知県東部における医療・福祉の中核機能の強化などに関する施策が求められます。

③ 次世代を見据えた地域経済の活性化

日本有数のナスの産地、地域グルメとして注目されるようになった「安芸釜あげちりめん丼」など、本市は地域産業の振興に努めてきました。また、高知県東部地域博覧会の開催を契機に、今後、自然・食材・歴史・文化・スポーツなどを資源とした交流人口の拡大が期待されます。

その反面、ネット販売の台頭や消費者の市外流出などを背景に、地域商業などは低迷の傾向にあります。また、少子高齢化が進むなか、後継者不足は慢性的な課題となり、すべての産業において、この課題は深刻化しています。

地域産業の振興は、地域活性化に向けた重要な施策であるとともに、雇用の創出にも大きく影響するため、国内外の社会情勢が大きく変化するなかで、次世代を見据えた地域経済の活性化が求められています。



2 総合計画策定の背景

④ 自助・共助・公助に基づくまちづくりの推進

東日本大震災以降、生命の尊さ、地域や家族の絆の大切さなどへの関心が高まり、まちの安全性を高める施策として、自助（人・家族）、共助（地域）、公助（行政）に基づく防災対策が注目を集めるようになりました。

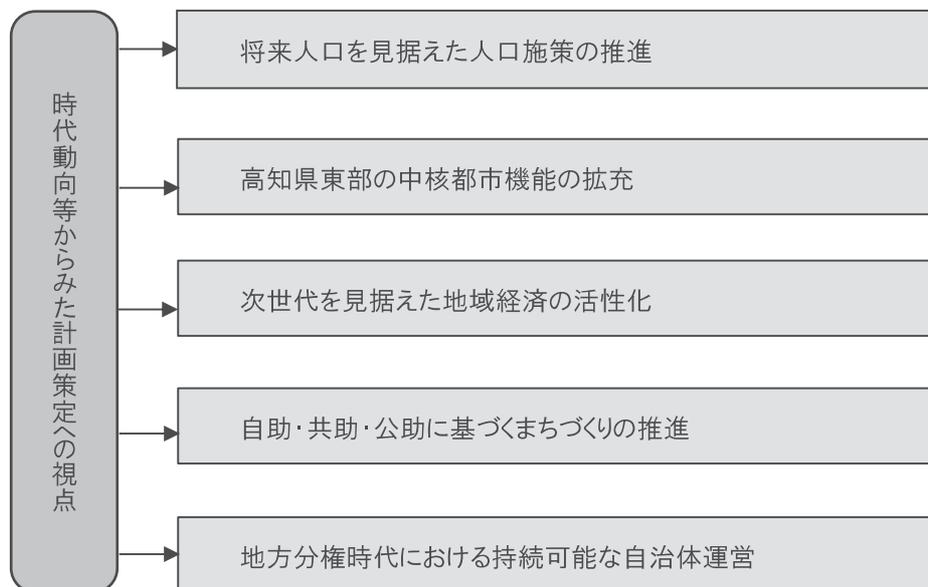
自助・共助・公助の有機的な連携は、地域コミュニティの形成が基盤となるため、防災のみに留まらず、福祉事業や中山間地域の地域づくりなどにおける事例が多く見られ、この概念をもとに、総合的な視点に立って、地域力の向上などを図るまちづくり施策が求められています。

⑤ 地方分権時代における持続可能な自治体運営

平成23年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法）に基づいて、地方自治法で規定されていた総合計画基本構想の策定義務付けが廃止され、自治体自らの判断に基づいて対応することになりました。

地方分権改革に向けた流れは着実に進んでおり、自分たちの暮らす地域のあり方について、今後、自治体の自己決定、自己責任に基づく市政運営を求める傾向は、さらに強くなると予測されます。

加えて、現在の極めて厳しい社会経済環境のもとで、持続可能な自治体運営を目指すために、収支均衡が図れた持続可能な財政構造を構築することも喫緊の課題です。



2) 市民ニーズの整理

平成26年度に実施した市民意向調査では、「これからもずっと安芸市に住み続けたい」という回答が65.9%あり、世代別にみると、最も多く回答した世代は60代でした。これに対し、「市外へ移りたい」という回答は6.3%でしたが、40～50代が最も多く回答していました。

人口減少対策に対しては、「雇用の確保」、「結婚・出産・子育て支援」、「医療サービスの充実」、「移住の促進」を重点ポイントにあげる回答が上位を占め、これらの課題の解決に対して、「産業振興」、「医療福祉」、「防災」、「都市機能整備」などの対策が必要であるという回答が上位を占めていました。

本市の魅力に関しては、「豊かな自然」、「地域の食材」、「歴史文化」、「スポーツ（プロ野球球団のキャンプ地）」などの意見が多く、まちづくりを推進するうえで、重要な地域資源となるものと考えます。

3) 安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携

本計画は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と人口の将来展望を共有し、重要かつ優先的に実施する事業として位置づけるものとします。

国は、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止め、地域の特性に即した地域の課題解決を軸に、自律的で持続的な社会の創生を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」をテーマに、平成72年（2060年）を視野に入れた長期ビジョンを展望しています。

これを受けて、都道府県や市町村も「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定に取り組み、その手始めとして、平成27年度から平成31年度までの5カ年で施策を実施することになりました。

本県では「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、国の総合戦略に基づいて、4つの基本目標を設定しています。

本市も、平成27年10月に、「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人口ビジョン」では、2060年の将来人口を約14,000人に展望しています。また、「総合戦略」では、「いいなあ安芸 ～未来への挑戦！誇りと愛着を持てるまちを創造～」の基本理念のもとに、4つの基本目標を定めています。

【安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標】

基本目標① 産業振興により安定した雇用を創出する

基本目標② 安芸市へ新しい人を呼び込む

基本目標③ 若い世代が安心して、結婚、出産、子育てができるまちをつくる

基本目標④ 時代に応じた地域社会をつくる



3 安芸市の現状

1) 人口

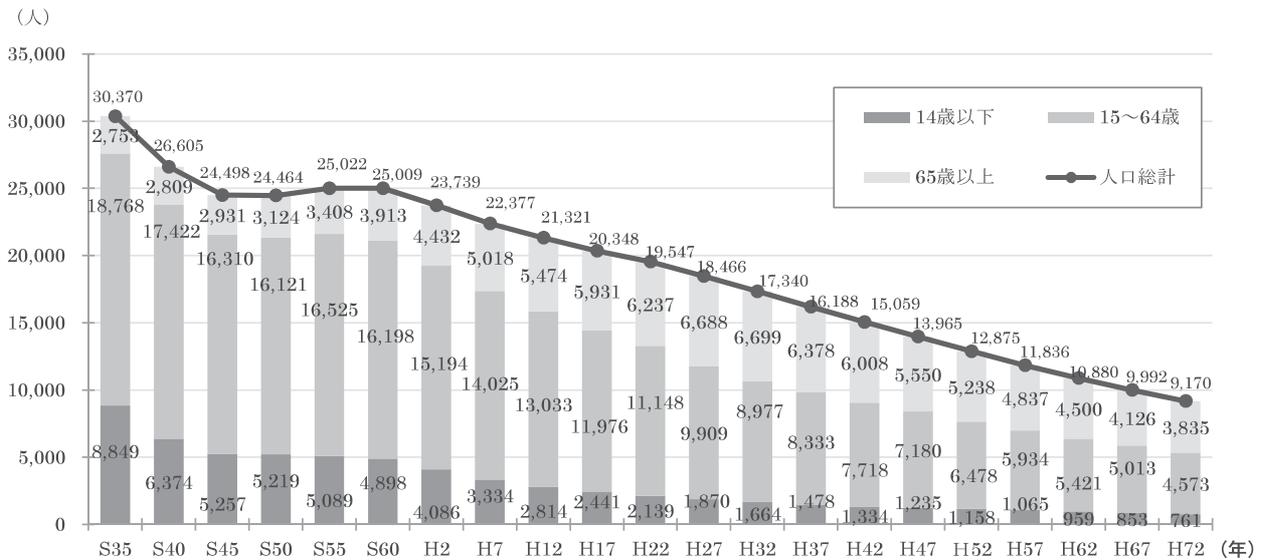
① 人口・世帯数

国勢調査による本市の人口は、平成22年で19,547人となっており、昭和55年の25,022人に比べ、30年間で5,475人(△21.8%)減少しています。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、10年後の人口は、16,188人(△17.2%)とされており、今後、さらなる人口減少が懸念されます。

一般世帯数は、平成12年をピークに減少しており、平成22年で8,098世帯となっています。1世帯あたり人員は、単独世帯の増加、核家族化の進展などのより年々減少傾向にあります。

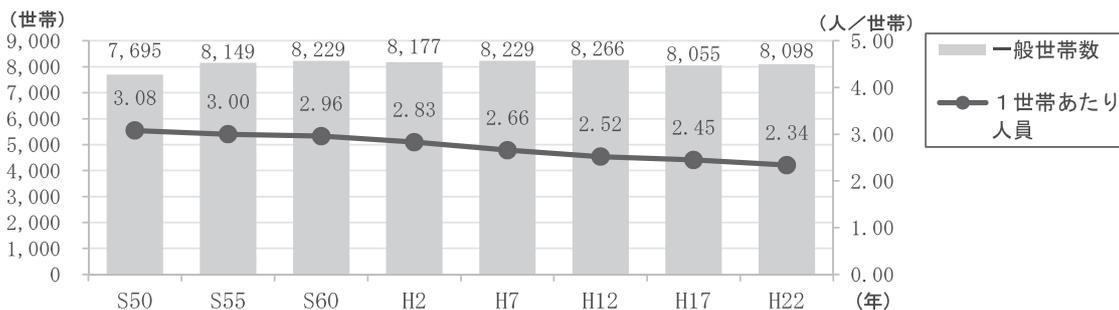
人口の自然動態は、1995(H7)年以降、死亡数は年間300人程度で漸増しています。一方で出生数は年間200人程度から100人程度まで減少しているため、人口の自然減が加速する傾向にあります。純移動数は、近年、△100人程度で推移しています。

人口・世帯数の推移



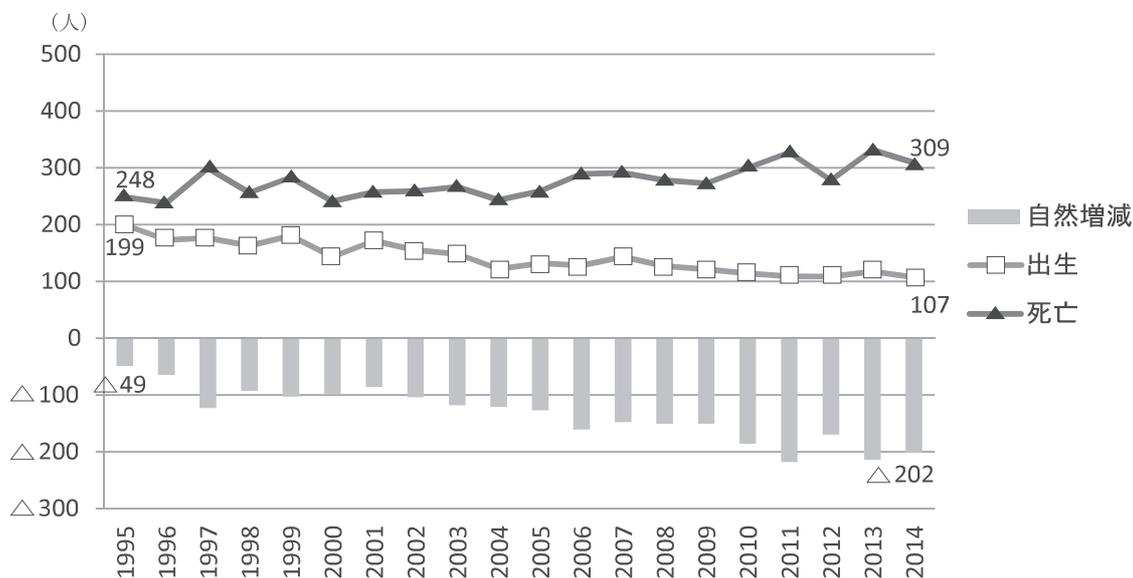
出典：平成22年までは国勢調査、平成22年以後は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

一般世帯数の推移



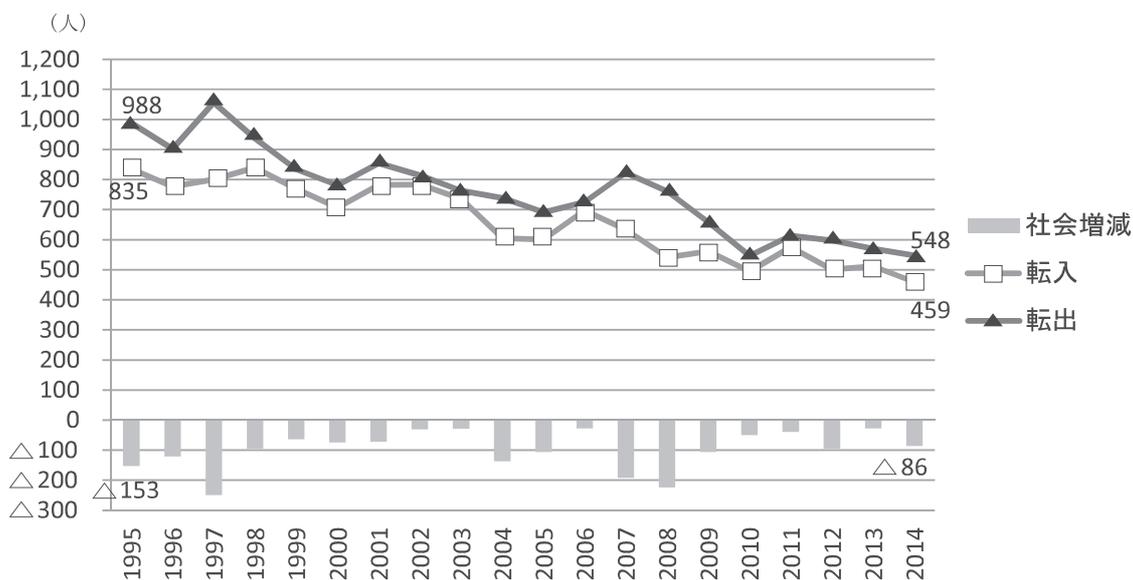
出典：国勢調査

自然動態の推移



出典：住民基本台帳移動報告 各年3月末時点

社会動態の推移



出典：住民基本台帳移動報告 各年3月末時点



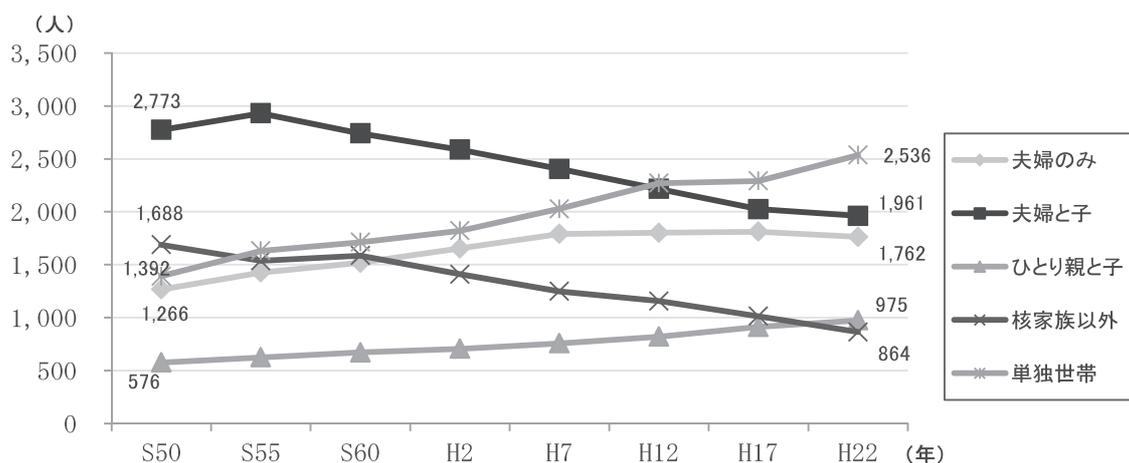
3 安芸市の現状

■家族類型による世帯の構成比

家族類型別の世帯数	S 50年	S 55年	S 60年	H 2年	H 7年	H 12年	H 17年	H 22年
一般世帯数	7,695	8,149	8,229	8,177	8,229	8,266	8,055	8,098
核家族世帯	4,615	4,982	4,931	4,946	4,953	4,839	4,750	4,698
夫婦のみ	1,266	1,426	1,518	1,654	1,791	1,802	1,812	1,762
夫婦と子	2,773	2,931	2,741	2,586	2,405	2,216	2,025	1,961
ひとり親と子	576	625	672	706	757	821	913	975
核家族以外の世帯	1,688	1,536	1,586	1,410	1,248	1,156	1,014	864
単独世帯	1,392	1,631	1,712	1,821	2,028	2,271	2,291	2,536

※出典：国勢調査

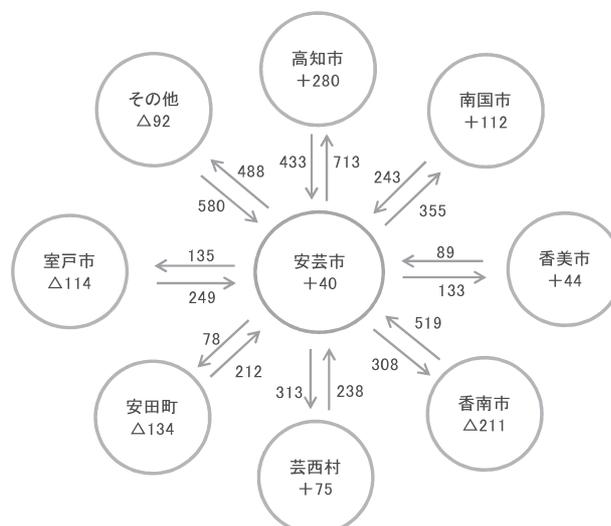
家族類型の推移（世帯数）



※出典：国勢調査

■昼間人口

昼間の移動（単位：人）



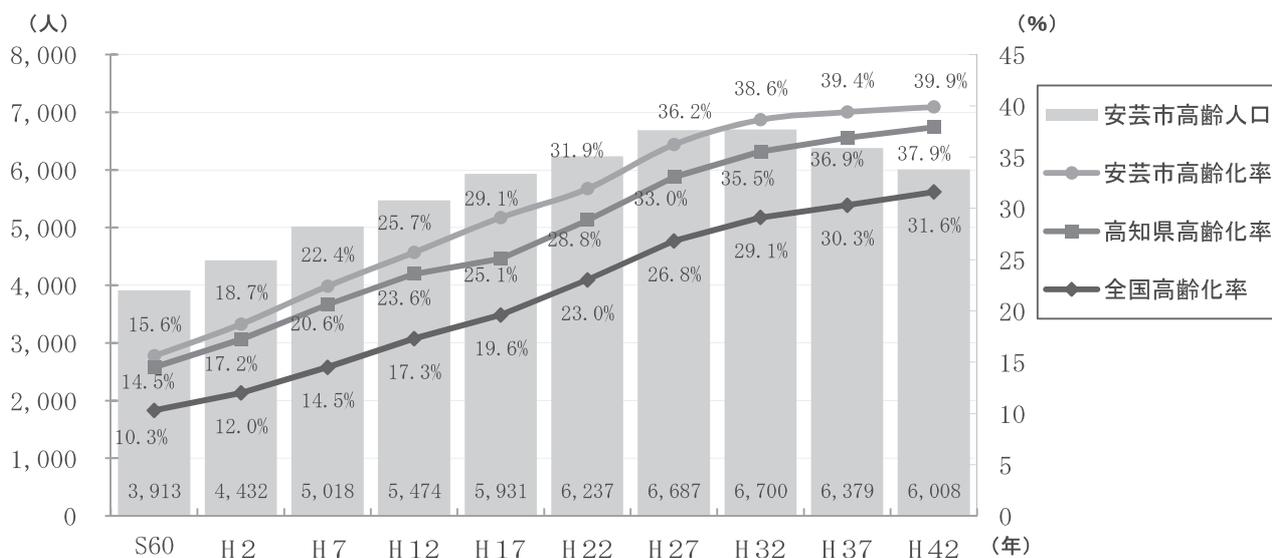
※出典：平成22年国勢調査

② 年齢別人口

平成22年の高齢化率は31.9%となっており、全国高齢化率の23.0%を大きく上回っています。平成42年には高齢化率は39.9%まで上昇すると推計されています。

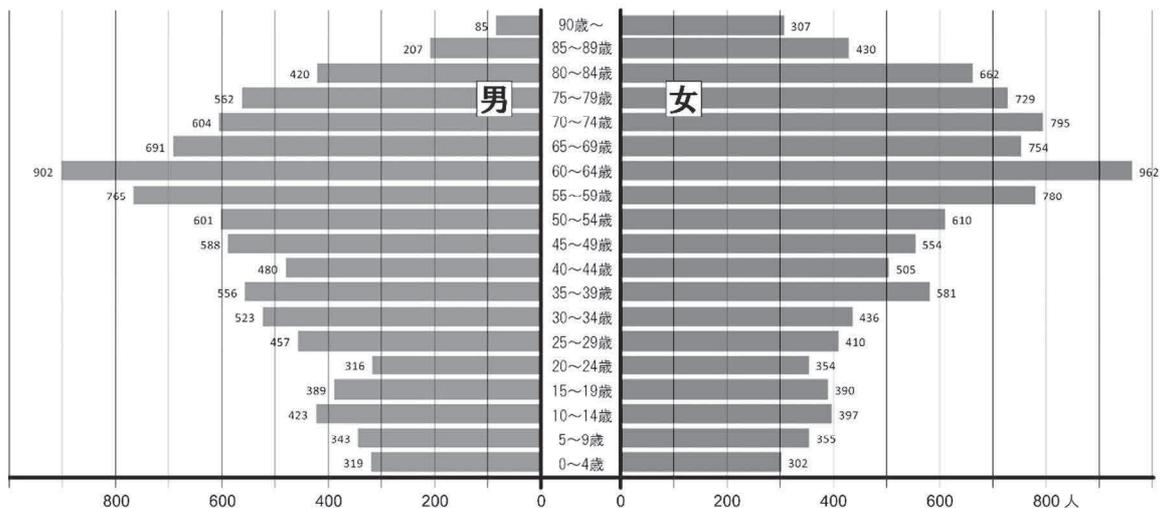
男女別年齢別人口を示した人口ピラミッドでは、男女共に60～64歳が最も多く、年少年齢になるにつれて人口が少なくなる逆三角形型を描いています。

高齢者人口と高齢化率の推移



出典：H22年までは国勢調査、H27年以後は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

人口ピラミッド



※出典：平成22年国勢調査



3 安芸市の現状

2) 産業

① 就業構造

平成22年の就業人口は9,556人で、平成12年の10,914人に比べ、10年間で1,358人(△12.4)減少しています。

産業分類別の割合は、第3次産業が最も多く5,351人となっており、次いで第1次産業の2,821人、第2次産業の1,289人となっています。

平成22年と17年を比較すると、第1次産業では、農業と林業狩猟業が増加しています。第2次産業では、全体が減少傾向にあり、第3次産業では、全体が減少傾向にあるものの、不動産業や運輸通信業が微増しています。

■産業別就業者人口（15歳以上）

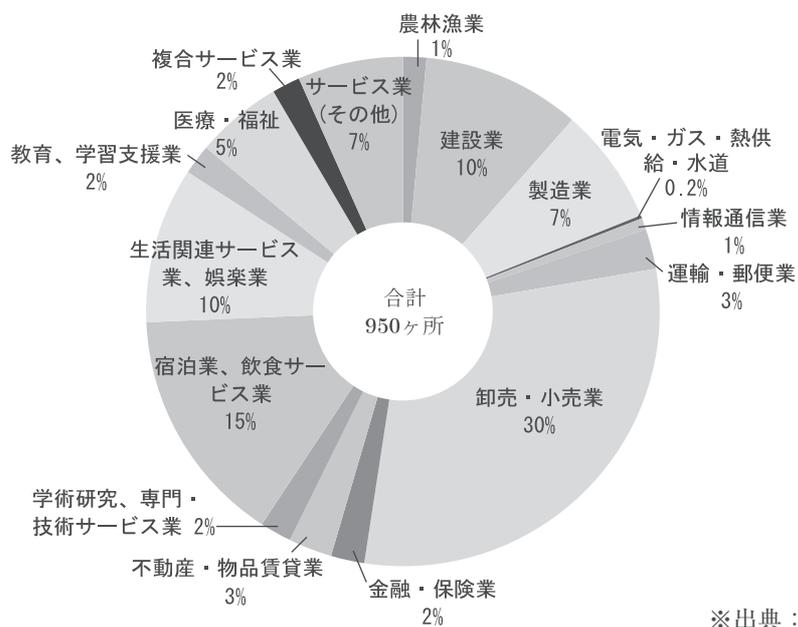
		H 2 年	H 7 年	H12年	H17年	H22年	構成比 H17	構成比 H22
第1次産業	農 業	3,049	2,888	2,670	2,505	2,520	24.6%	26.4%
	林業狩猟業	272	201	117	111	216	1.1%	2.3%
	漁業水産業	219	184	113	94	85	0.9%	0.9%
	計	3,540	3,273	2,900	2,710	2,821	26.7%	29.5%
第2次産業	鉱 業	3	9	12	5	3	0.0%	0.0%
	建設業	1,141	1,164	1,185	944	704	9.3%	7.4%
	製造業	951	861	798	655	582	6.4%	6.1%
	計	2,095	2,034	1,995	1,604	1,289	15.8%	13.5%
第3次産業	卸売・小売業	2,374	2,310	2,140	1,586	1,299	15.6%	13.6%
	金融保険業	193	182	165	119	108	1.2%	1.1%
	不動産業	35	23	28	28	60	0.3%	0.6%
	運輸通信業	502	471	445	357	371	3.5%	3.9%
	電気ガス水道業	63	81	58	41	45	0.4%	0.5%
	サービス業	2,716	2,782	2,758	3,328	3,086	32.7%	32.3%
	公務	432	429	423	387	382	3.8%	4.0%
	計	6,315	6,278	6,017	5,846	5,351	57.5%	56.0%
その他	23	15	2	6	95	0.1%	1.0%	
総 数	11,973	11,600	10,914	10,166	9,556	100.0%	100.0%	

※出典：国勢調査

② 民間事業所

公務を除く民間事業所の業種別構成比は950ヶ所で、卸・小売業（30%）が最も多く、次いで宿泊・飲食サービス業（15%）、生活関連サービス、娯楽業（10%）、建設業（10%）となっています。

民間事業所の業種別構成比



※出典：平成24年経済センサス



3 安芸市の現状

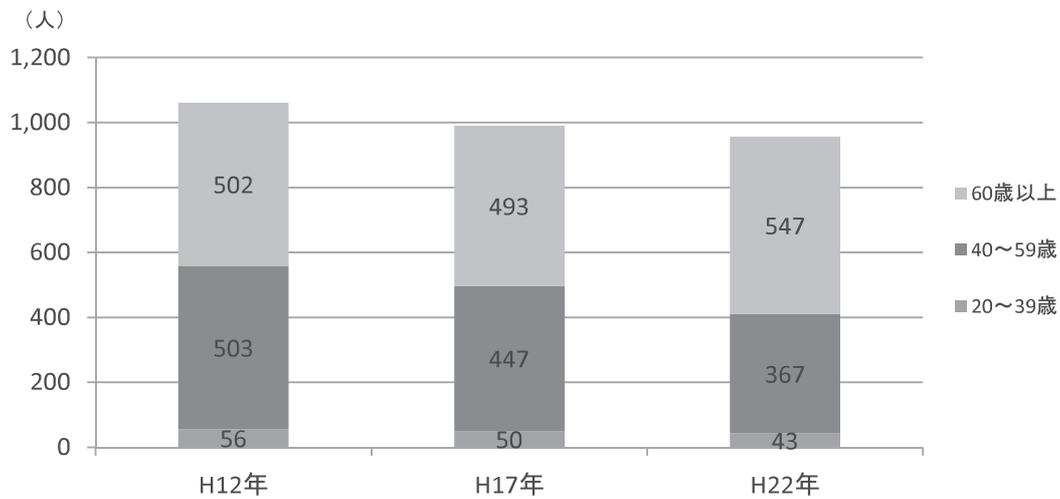
③ 農業

平成22年の販売農家戸数は957戸となっており、近年、減少傾向が続いています。

また、就農者のうち60歳以上が占める割合は、平成12年に45%から平成22年には57%となっています。

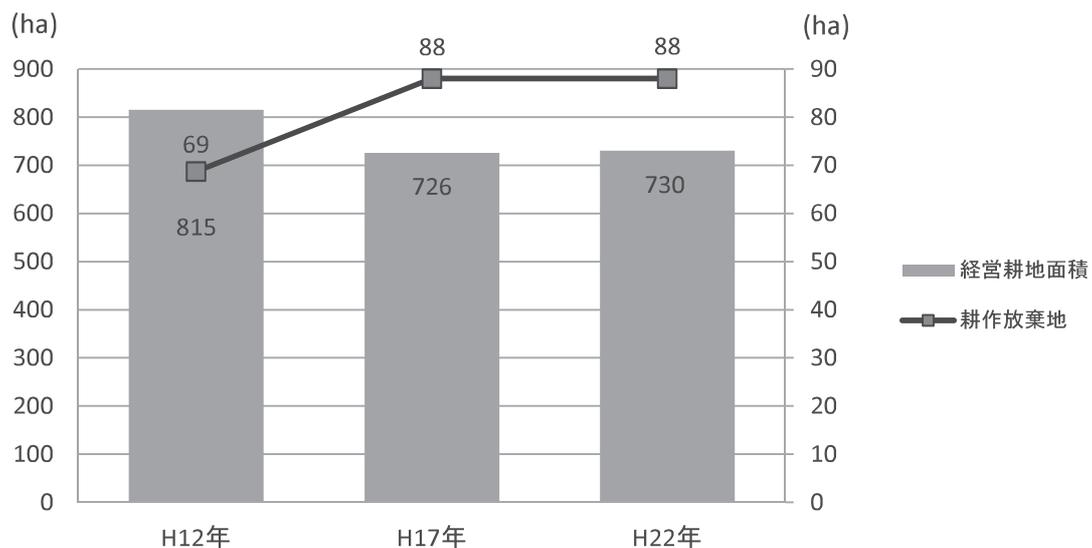
平成22年の経営耕地面積は730haで、平成12年の815haに比べ85ha減少しています。一方、耕作放棄地は、年々増加し、平成22年は88haとなっています。

販売農家戸数の推移



※出典：農林業センサス

経営耕地面積と耕作放棄地



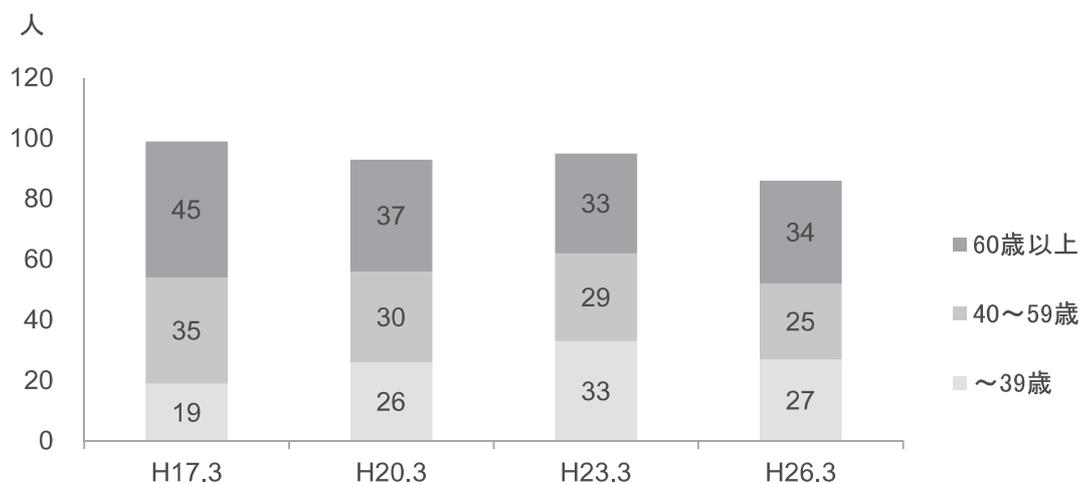
※出典：農林業センサス

④ 林業・水産業

林業就業者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、平成26年3月の就業者のうち約40%に相当する34人が60歳以上となっています。

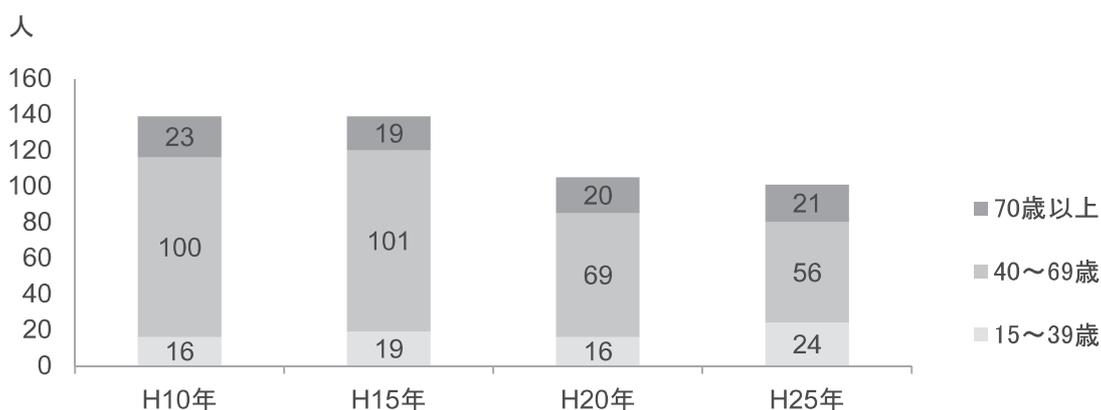
平成25年の漁業就業者数は101人となっており、平成10年の139人に比べて38人(△27.4%)減少しています。

林業就業者数の推移



※出典：高知県森林・林業の現況

漁業就業者数の推移



※出典：漁業センサス

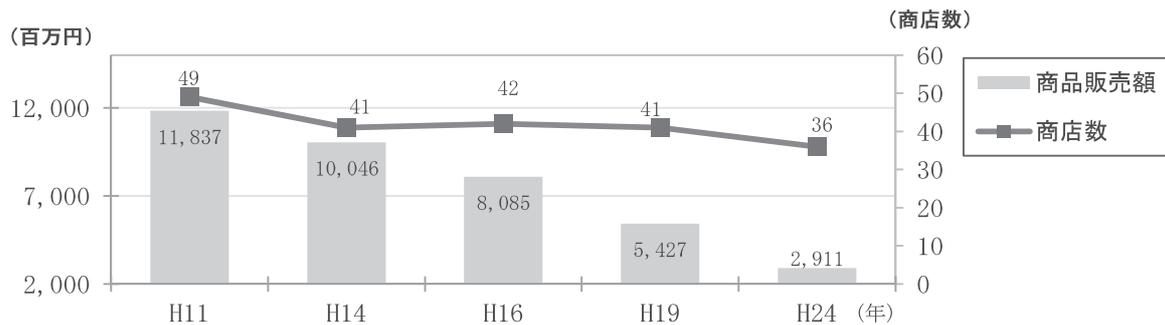


3 安芸市の現状

⑤ 商業

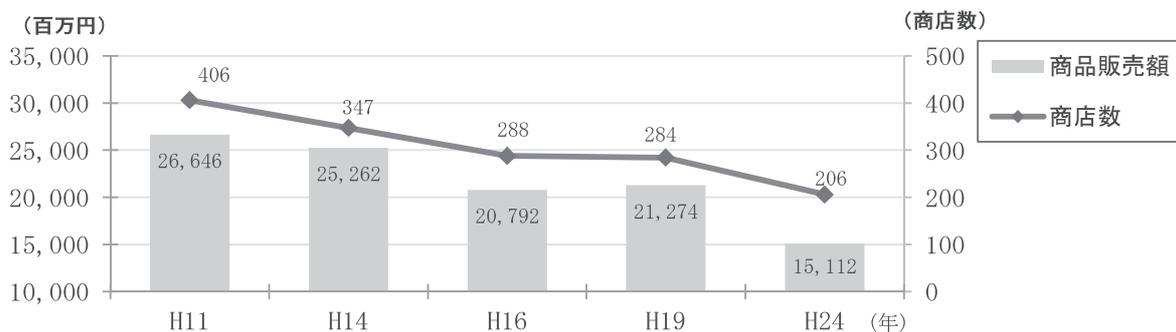
本市の商業は卸売業小売業ともに減少傾向にあります。また、製造品出荷額等は県内11市で土佐清水市に次いで少ない状況です。

市内卸売業の推移



※出典：商業統計、H24は経済センサス

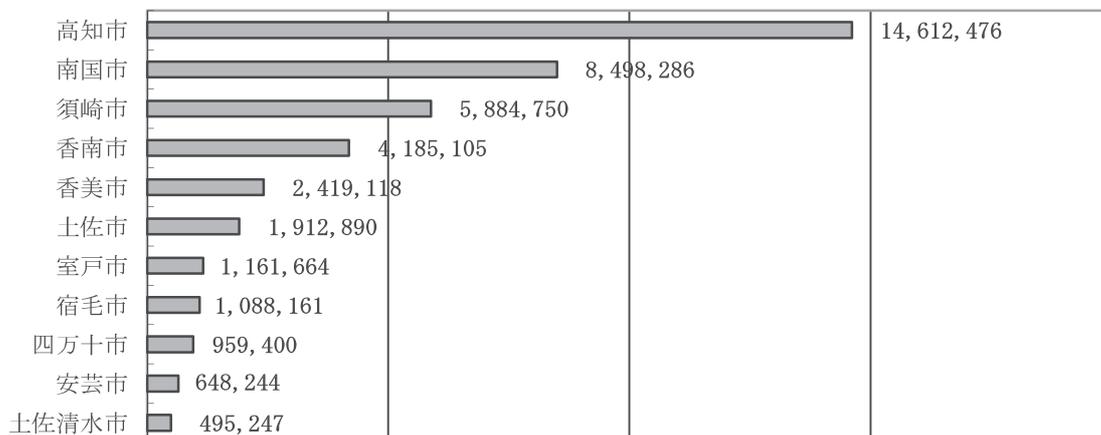
市内小売業の推移



※出典：商業統計、H24は経済センサス

製造品出荷額等 (県内11市)

単位：万円



※出典：H24工業統計

3) 道路の状況

① 国道・県道・市道

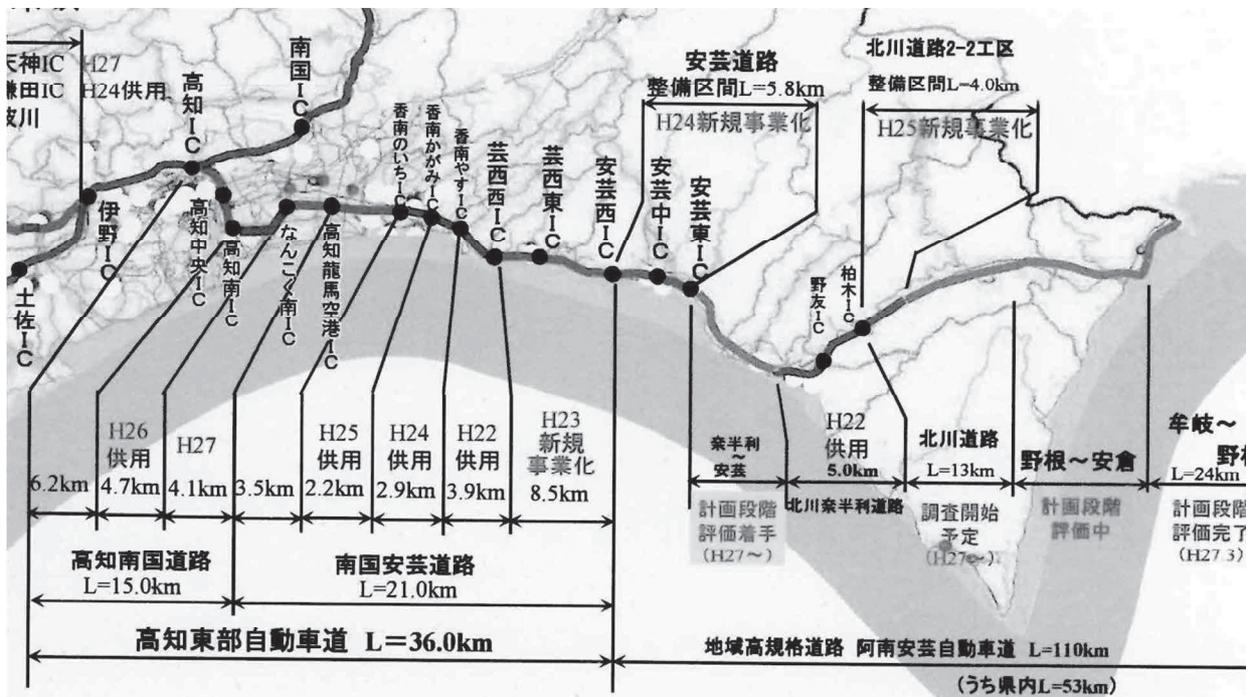
市内の道路は、国道が1路線17.3km、県道が8路線83.7km、市道が1,129路線で461.6kmとなっています。

道路改良率は、平成26年4月1日現在、国道が100%、県道が36%、市道が37.9%となっています。

	路線数	延長 (km)	改良済延長 (km)	改良率 (%)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)
国道	1	17.3	17.3	100.0	17.3	100.0
県道	8	83.7	30.2	36.0	83.2	99.4
市道	1,129	461.6	174.9	37.9	365.5	79.2

② 高規格道路

芸西西IC～安芸西ICが平成23年に、安芸西IC～安芸東ICが平成24年に新規事業化されています。





3 安芸市の現状

4) 地震対策

政府の地震調査委員会は、平成28年1月、南海トラフ全域において今後30年以内にM8～M9クラスの地震が発生する確率を70%程度としています。

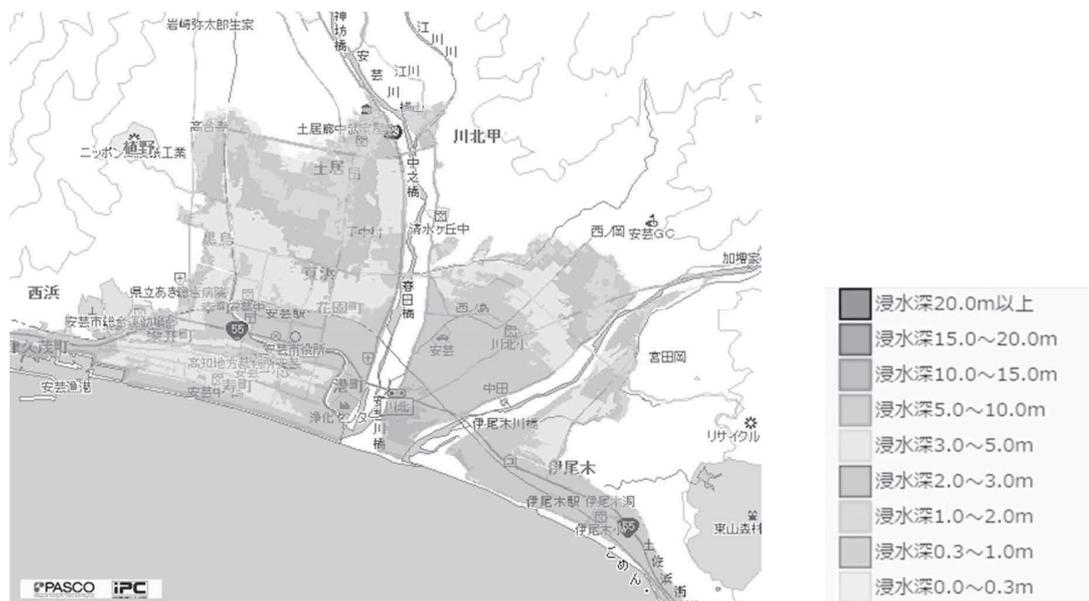
本市は、南海トラフ地震発生時による最大クラスの被災予想が死者1,800人（うち津波1,300人）と予想されています。

（「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定について」公開日 2013年5月15日）

安芸市全域の津波浸水深



市街地の津波浸水深



※【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測

5) 財政状況

① 財政規模、歳入・歳出の構造

平成26年度の普通会計決算における歳入は約136億円、歳出は約131億円となっています。

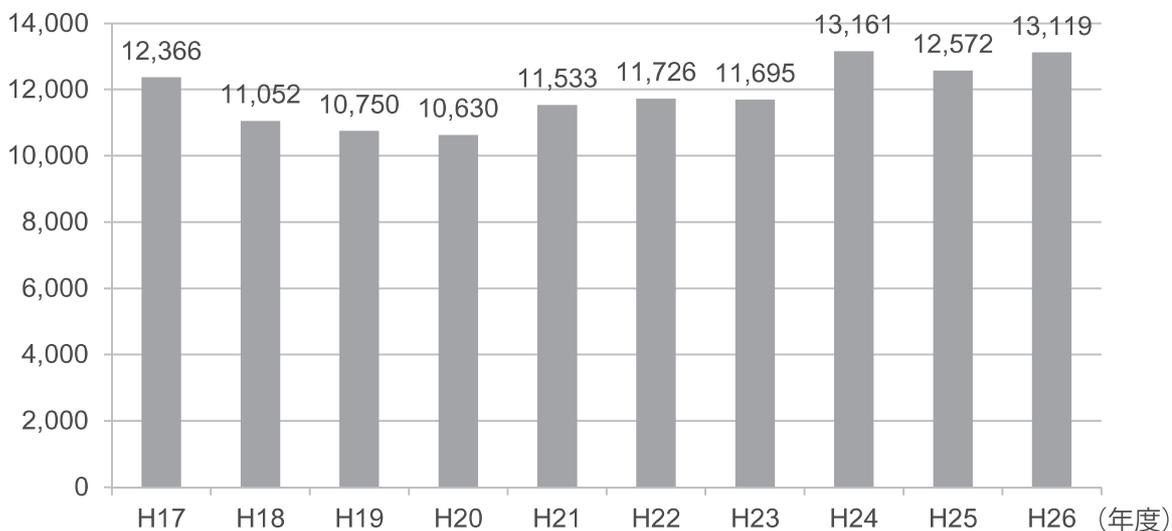
歳入の構成比は、地方交付税が50億円（36.6%）、地方税が18億円（13.0%）、地方債が15億円（11.4%）となっており、歳出の構成比は、人件費・扶助費・公債費などの義務的経費が59億円（45.1%）、普通建設事業などの投資的経費が29億円（21.7%）となっています。

② 主要財政指標

平成26年度決算における財政力指数は、0.275（県内11市中9位）で、県内11市平均・類似団体平均を下回っています。

実質公債費比率は、12.8%（県内11市中5位）で県内平均（12.3%）、全国平均（8.0%）とともに上回っていますが、今後は徐々に改善していく見込みで、地方債残高についても約127億円と減少傾向にあります。

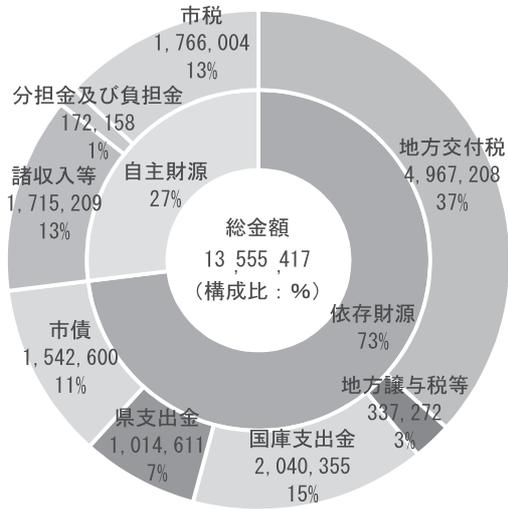
歳出決算額の推移





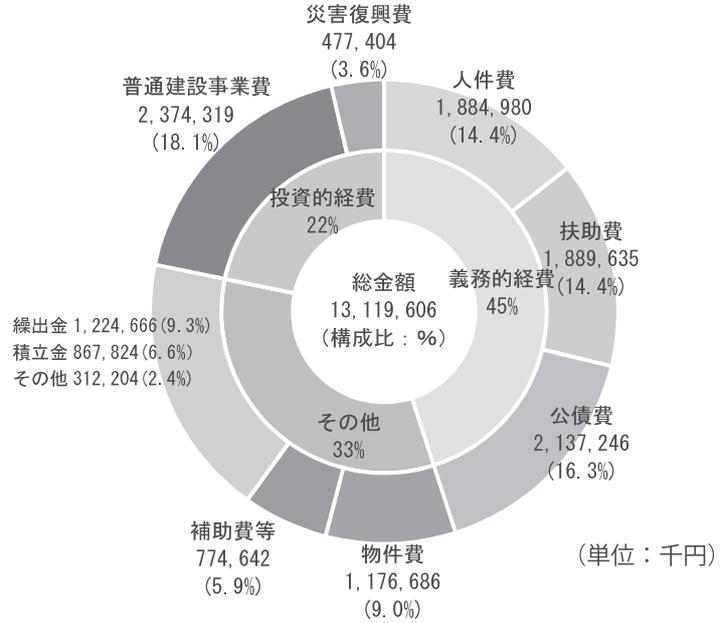
3 安芸市の現状

歳入の構造



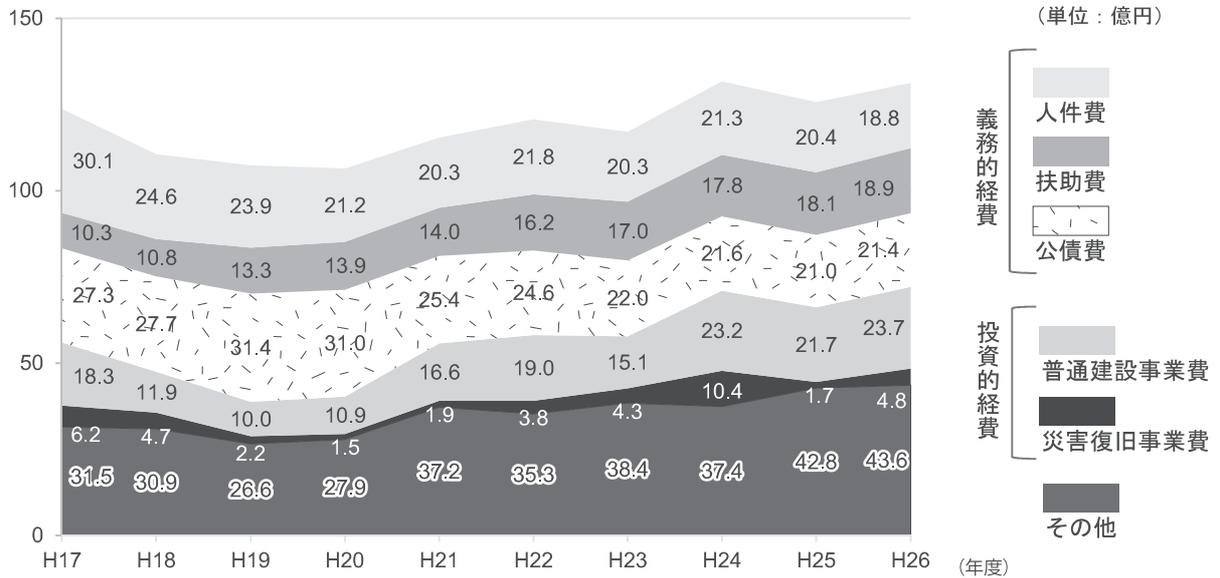
(単位：千円)

歳出の構造 (性質別)

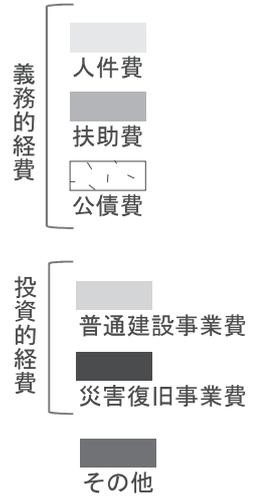


(単位：千円)

性質別の歳出金額の推移



(単位：億円)



4 安芸市の将来像

1) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の平成37年（2025年）の人口は、16,188人になると推計されています。

人口の減少に歯止めをかけ、長期的な安定性を確保するために、「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で、平成37年（2025年）の将来人口を16,907人と展望しています。そこで、本計画では、総合戦略での将来人口の展望に準拠し、平成37年（2025年）の将来人口を約17,000人とします。

国立社会保障・人口問題研究所	将来人口推計	16,188人（平成37年）
安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口の将来展望	16,907人（平成37年）
安芸市総合計画	将来人口	約17,000人（平成37年）

2) 将来像と基本方針

① 目指すべき都市将来像

本計画では、子どもから高齢者までのすべての世代が暮らしやすく“幸せを実感”できるまちづくりを進め、市民の“笑顔が輝く”まちを目指します。また、高知県東部の中核都市機能の拡充、地域コミュニティの維持・発展、地場産業の振興を進め、“活力あふれる元気都市”を目指し、これらの2つの観点から、目指すべき都市将来像を「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」とします。

② 基本方針

本計画では、以下の6つの基本方針とし、安芸市の目指すべき将来像の実現に向けて、総合的かつ体系的なまちづくりを推進します。

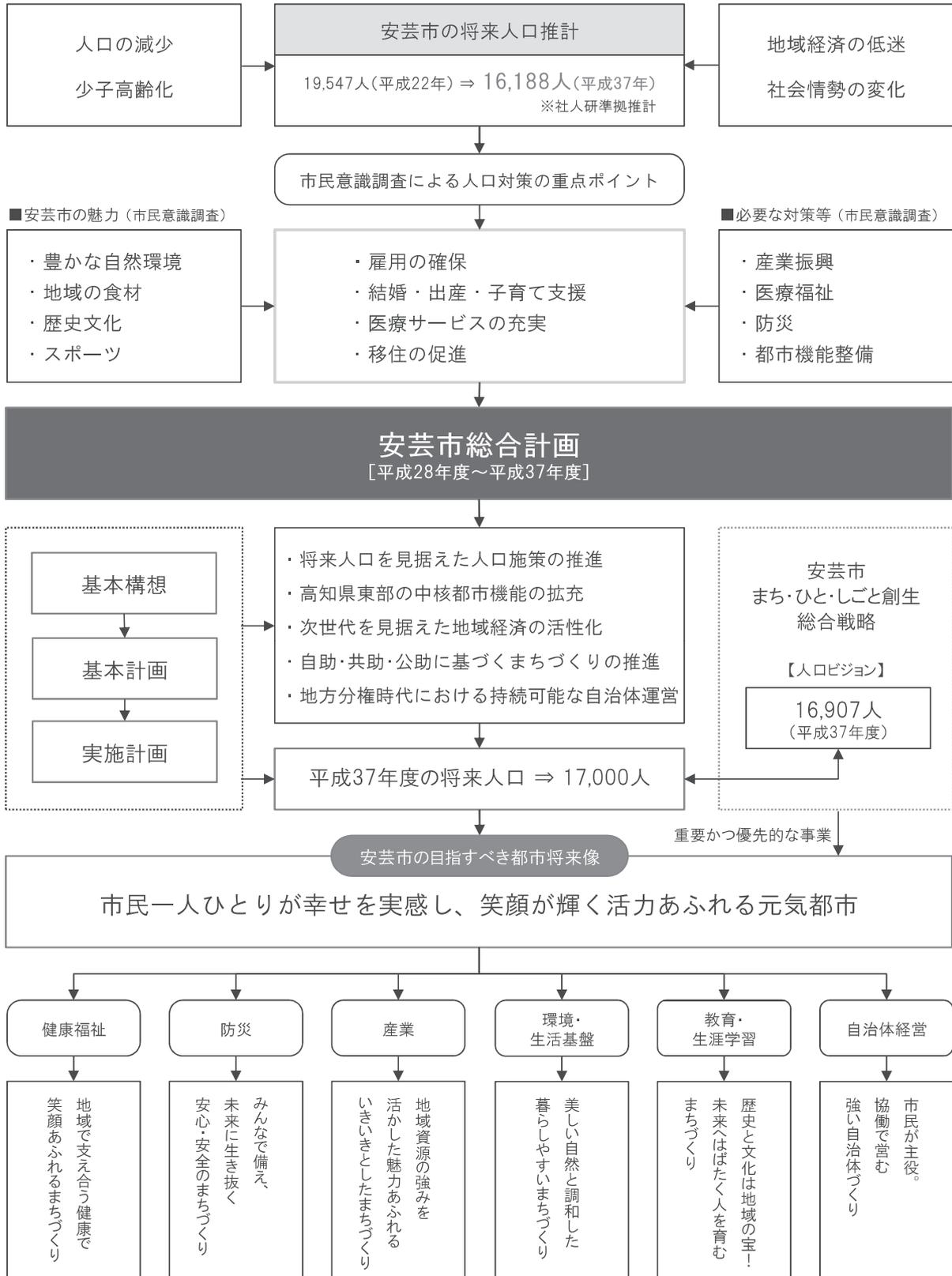
- ・[健康・福祉] 地域で支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり
- ・[防災] みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり
- ・[産業] 地域資源の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり
- ・[環境・生活基盤] 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり
- ・[教育・生涯学習] 歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり
- ・[自治体経営] 市民が主役。協働で営む強い自治体づくり



4 安芸市の将来像

3) 体系図

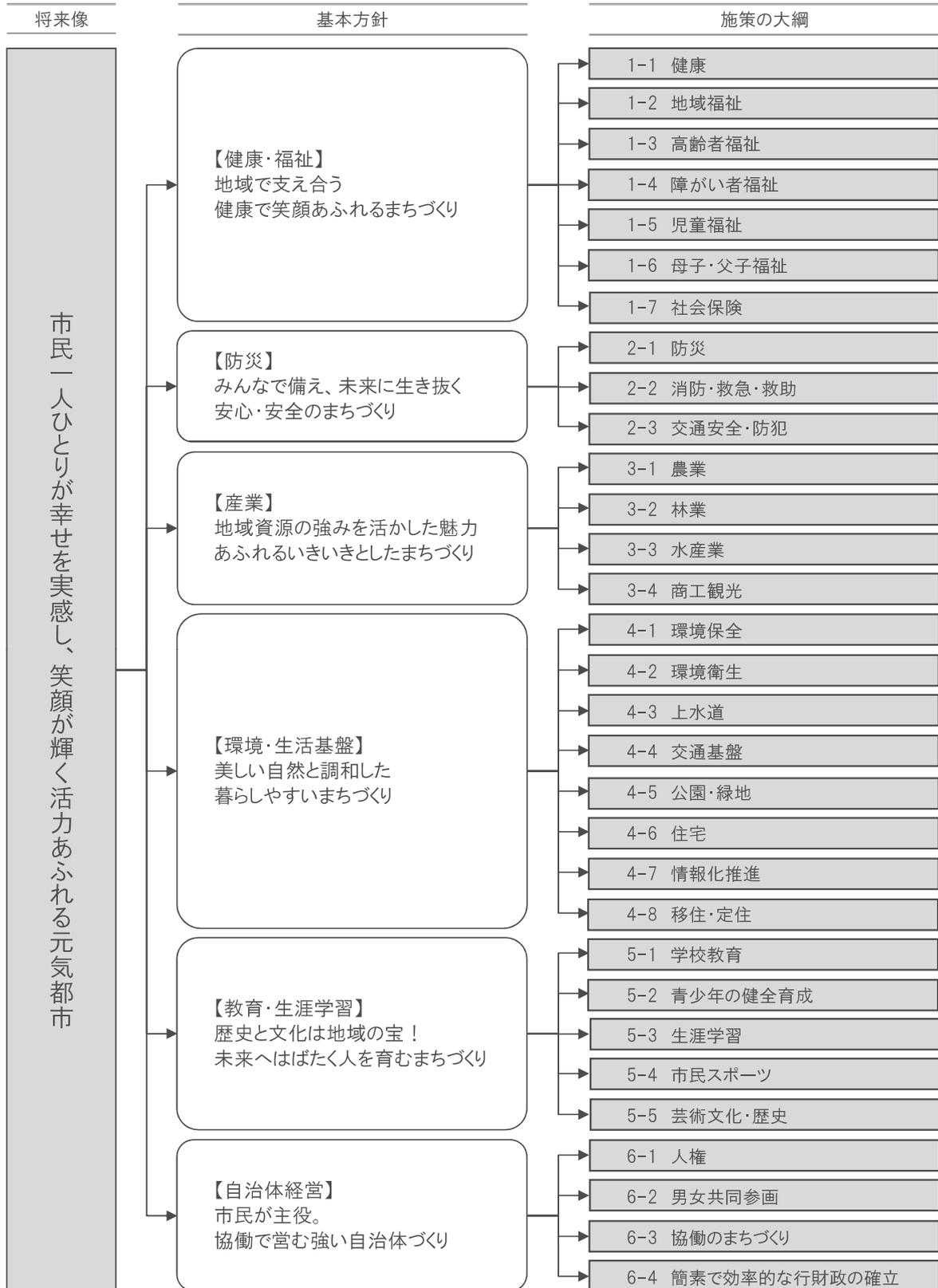
安芸市総合計画の全体像は、下図のとおりです。





5 施策の大綱

6つの基本方針を軸に、健康・福祉、防災、産業、環境・生活基盤、教育・生涯教育、自治体経営に関する施策を次のとおりに定め、将来像の実現を目指します。



基本計画

- 第1章 地域で支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり
- 第2章 みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり
- 第3章 地域資源の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり
- 第4章 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり
- 第5章 歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり
- 第6章 市民が主役。協働で営む強い自治体づくり

施策体系図



第4章	美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり	4-1 環境保全	1) 自然環境の保全
			2) 地球温暖化対策の推進
		4-2 環境衛生	1) 生活排水対策の推進
			2) 下水道事業の見直し
			3) 下水道施設の長寿命化
			4) 適正なごみ処理と環境美化
			5) 火葬場の整備
		4-3 上水道	1) 安全な水の安定供給
2) 料金制度の最適化			
4-4 交通基盤	1) 高規格道路・国道・県道の整備		
	2) 市道の整備と適正な管理		
	3) 公共交通の確保		
4-5 公園・緑地	1) 公園等の適正な管理		
	2) 市民参加による緑化活動の推進		
4-6 住宅	1) 公営住宅の適正な管理		
	2) 若い世代に向けた支援の充実		
4-7 情報化推進	1) 情報化推進計画の策定		
	2) 情報通信基盤の整備		
	3) 電子自治体の構築		
	4) 啓発・コミュニティづくりへの支援		
4-8 移住・定住	1) 移住促進プランの策定と実行		
	2) 移住定住の促進		
第5章	歴史と文化は地域の宝！ 未来へはばたく人を育むまちづくり	5-1 学校教育	1) 「生き抜く力」の育成
			2) 危機管理体制の確立
			3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
		5-2 青少年の健全育成	1) 青少年の健全育成
		5-3 生涯学習	1) 誰もが学べる学習環境づくり
2) 公民館活動の充実			
3) 地域間交流の促進			
5-4 市民スポーツ	1) スポーツ人口の拡大		
5-5 芸術文化・歴史	1) 芸術文化の振興		
	2) 歴史・文化遺産の保存・活用		
6-1 人権	1) 人権意識向上のための啓発活動の推進		
	2) 人権教育の推進		
	3) 人権相談体制の充実		
第6章	市民が主役。協働で営む強い自治体づくり	6-2 男女共同参画	1) 男女平等・男女共同参画への意識啓発・教育・学習会の推進
		6-3 協働のまちづくり	2) 女性リーダーの人材育成
			1) 地域コミュニティ活動の支援
			2) まちづくりの意識啓発
6-4 簡素で効率的な行財政の確立	1) 行財政健全化路線の堅持		
	2) 行政経営システムの確立		

第1章

地域で支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり

【健康・福祉】

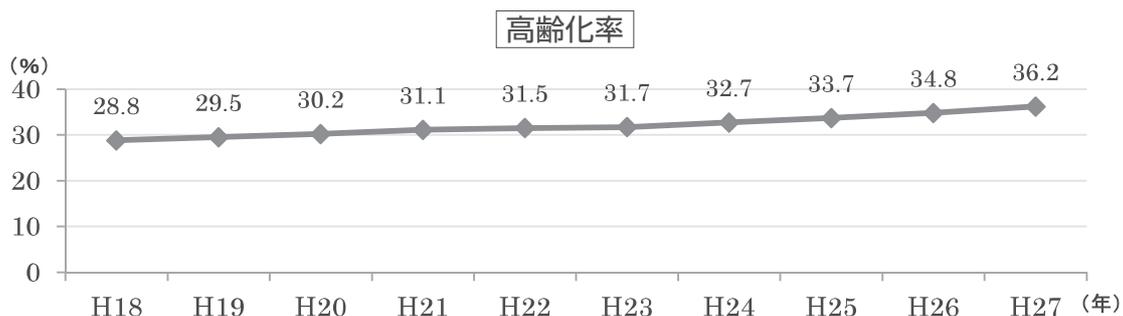
- 1-1 健康
- 1-2 地域福祉
- 1-3 高齢者福祉
- 1-4 障がい者福祉
- 1-5 児童福祉
- 1-6 母子・父子福祉
- 1-7 社会保険

1-1 健康

健康で豊かな暮らしを実現するためには、生活習慣病対策や、母子、高齢者の身体づくりなど、子どもから高齢者までの総合的な健康づくり対策と、多様な疾病に対応できる医療体制づくりに取り組む必要があります。また、高齢期においてもいきいきとした生活が送れるよう、健康寿命の延伸にも取り組めます。

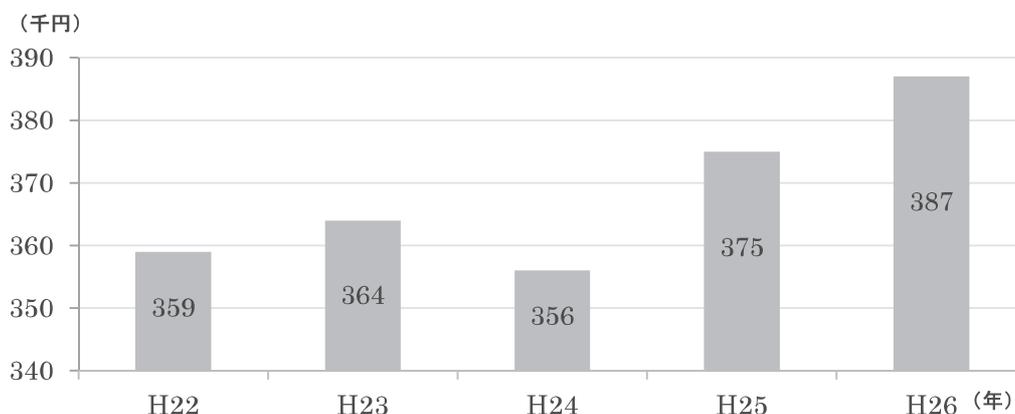
(現状と課題)

- 本市では、死亡原因がガン・肺炎・心疾患・脳血管疾患の順に多く、全死因の66%以上を占め、これらの要因ともなる糖尿病・高血圧などの生活習慣病が低年齢化する傾向にあります。
- 低出生体重児の出生割合は改善されつつありますが、学童期や思春期の女性が痩身の傾向にあり、児童の健康づくりや妊婦健診、乳幼児健診など母子の健康対策に取り組んでいます。
- 健康ふれあいセンター（元気館）を拠点として、各種健康診査や健康相談、健康教育など、子どもから高齢者まで総合的な健康づくり対策を積極的に推進しており、今後も継続的に取り組む必要があります。
- 平成27年3月末の本市の65歳以上の高齢者人口は6,685人で高齢化率（人口に占める割合）は36%を超えています。高齢者人口は平成29年まで増加する見込みで、高齢化率はさらなる上昇が予測されています。このため、高齢者の介護予防とあわせて、生活習慣病予防など青壮年期からの健康づくりに重点的に取り組む必要があります。
- 県東部地域唯一の中核医療機関である県立あき総合病院は、精神科専門病院であった旧芸陽病院と、一般診療科病棟の旧安芸病院の2つの県立病院が統合、合併を果たし、心も体も診療できる新病院として平成26年に開院しました。地域の総合病院として継続した医師の確保、疾病の多様化に対応できる診療体制の充実が求められています。
- 救急医療、在宅医療で看護師不足が顕著であり、地域医療において十分な機能が発揮できない状況が懸念され、関係機関と連携して看護師の確保に努める必要があります。
- 救急医療体制については、休日在宅当番医制や救急医療病院群輪番制を実施していますが、今後とも関係医療機関や広域市町村と連携して救急医療体制の確保に努める必要があります。
- 畑山・古井・別役地区を対象に実施している、へき地医療は、対象住民の減少に伴い縮小されることも懸念されますが、引き続き県と連携して、へき地医療を確保する必要があります。



※出典：住民基本台帳 各年3月末時点

一人当たりの医療費（年間）



（計画）

（1）健康づくりの推進

- 生活習慣病の予防に重点を置いた健康教育や、市民による各種健康サークル活動などを促進し、健康習慣の定着と健康意識向上の普及啓発に努めます。
- 各種健康診査の充実や受診率の向上、感染症予防対策を推進します。
- 保健・医療・福祉・教育機関の連携を強化し、総合的な健康づくりを進めます。

（2）医療体制の充実

- 県や大学と連携し診療体制の充実、医師の確保を促進します。
- 関係機関と連携し、看護学校の設置に向けて支援することにより看護師の確保を促進します。
- 関係医療機関や広域市町村と連携し、救急医療体制の安定確保に努めます。
- 県と連携し、へき地医療の確保に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
特定健診受診率（％）	43.2	43.1	49.1	43.8	44.8	65.0
1人当たり医療費※（千円）	359	364	356	375	387	453

※国保特会のみ

※目標値は、C型肝炎新薬による影響を見込んだ数値

1-2 地域福祉

過疎化・少子高齢化が進む中で、希薄化しつつある地域社会の連帯感や相互扶助の意識を高め、地域福祉活動やボランティア活動などの地域の支え合い活動を推進するための体制づくりが強く求められています。

(現状と課題)

- 地域福祉活動の推進には、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）を核とした地域ごとの福祉団体などの組織化が必要であり、市社会福祉協議会を中心に地区社協の設立に積極的に取り組んでいます。現在、市内9地区で地区社協が設立されており、地域福祉活動に重要な役割を果たしていますが、地域福祉を支える担い手の高齢化と新たな人材の確保・育成が課題となっています。
- 安芸市日赤奉仕団や安芸市連合婦人会など25団体が加入している安芸福祉ボランティア協会では、高齢者施設などのボランティア参加や公園清掃、イベントの手伝いなどのボランティア活動に年間延べ500人前後が参加しており、引き続き活動の活発化を促進していくことが必要です。
- 市内16地区において座談会を開催し、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組んでいます。また平成26年度からは、各地域の座談会に市職員が参加する、「まちづくり懇談会」が再開され、長年の地域の課題が解決に向かうなど取り組みが進んでいます。



社会を明るくする運動

(計画)

(1) 推進体制の充実

- 地域福祉計画を見直し、市社会福祉協議会と連携して実践活動を促進します。また、「地域福祉計画推進委員会」や「事務局会」において、計画の進行管理に取り組みます。
 - ※「地域福祉計画推進委員会」とは、「地域福祉計画」の進行管理などを含む評価体制の組織
 - ※「事務局会」とは、地域福祉計画の進行管理を行う関係機関で構成される会
- 担い手と新たな人材確保を目指し、地区社協や安芸福祉ボランティア協会など、市民や地域が主体となったボランティア団体の育成に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
福祉ボランティア協会※ 年間活動延べ人員 (加入団体数)	433 (24)	455 (22)	392 (25)	386 (25)	508 (25)	530 (25)

※福祉ボランティア協会…安芸市におけるボランティア活動の発展と地域福祉の向上に寄与することを目的に、市内の団体と個人などが登録している。ボランティア活動の促進を支援する事業を行う。

1-3 高齢者福祉

高齢化の進展に加え、独居高齢者及び高齢者のみの世帯も増加しています。地域でいきいきと暮らし続けられるよう、見守りができる体制づくりや、それぞれの能力を活かした生きがい・居場所づくりを進めていく必要があります。

（現状と課題）

- 本市の高齢化率は、平成27年の36.2%から平成32年には39.4%になると予測され、高齢者人口は平成29年まで増加することが見込まれています。中でも、75歳以上の後期高齢者は平成39年まで増加する見込みで独居高齢者及び高齢者のみの世帯増加が見られることから、高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続するためには、見守りを柱としたコミュニティの再生などの取り組みが必要です。
- 本市では、ふれあいサロンの実施やあったかふれあいセンターの設置・運営など、高齢者の在宅生活の支援や生きがいづくり、居場所づくりを積極的に推進してきており、継続的な取り組みが必要です。
- 平成12年度の介護保険制度導入時から、特別養護老人ホームやケアハウスなどの施設整備を進めてきました。近年では待機者の減少と認知症対策を目的としたグループホームや小規模多機能型居宅介護施設などを整備し、在宅生活を支援しています。
- 安芸市老人クラブ連合会は34の老人クラブ、約1,250人で組織され、高齢者の生きがいづくりや社会参加に寄与していますが、老人クラブへの新規入会者の減少や活動休止が続いています。今後は、老人クラブが他の団体と連携するなど活動の維持・充実を図っていく必要があります。
- 平成16年7月に高齢者の就労の確保・安定などを目的に設立されたシルバー人材センターは、登録会員数・受注件数ともに年々増加しています。（平成26年度末：登録会員92人、受注件数1,178件）。また、平成27年度からは一般社団法人として新たなスタートを切りました。今後は、高齢者の能力活用と社会参加の場の中心的役割を担い、生きがいづくりにつなげる取り組みを推進することが必要です。

（計画）

（1）在宅生活の支援と介護予防の推進

- 毎月型のふれあいサロンを実施し、閉じこもりや認知機能低下の予防に努めるとともに、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる環境づくりを支援します。
- あったかふれあいセンターの運営維持に努め、高齢者の居場所づくりを進めます。
- 民生委員の高齢者実態把握調査や関係機関との連携などから、見守りが必要な高齢者の実態把握に努め、地域包括支援センターや関係機関にすみやかに相談・連絡できる体制の構築を進めます。
- 「いきいき百歳体操」や「安芸の元気体操」の普及拡大などにより、介護予防と健康づくりを進めます。
- 保健・福祉機関が連携した介護予防対策を推進します。

1-3 高齢者福祉

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

- 老人クラブ活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を促進します。
- (一社) 安芸市シルバー人材センターを核に、各産業分野において高齢者の就労や能力活用に努めます。

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H32
介護予防参加者割合※1 (%)		8.4	12.1	13.8	13.6	14.3	20.0
シルバー人材センター	登録者数 (人)	75	79	82	80	92	150
	受注件数 (件)	895	926	999	1,050	1,178	2,300

※1 介護認定を受けていない高齢者のうち「いきいき百歳体操」などの参加者（登録者）割合。



いきいき百歳体操
(交流大会の様子)

1-4 障がい者福祉

障がいのある人が社会で自立し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。そのためには、障がい児への支援や居場所づくり、就労の場の確保、相談支援員の確保などが求められています。また、生活を支える家族に向けたサービスの充実も必要です。

（現状と課題）

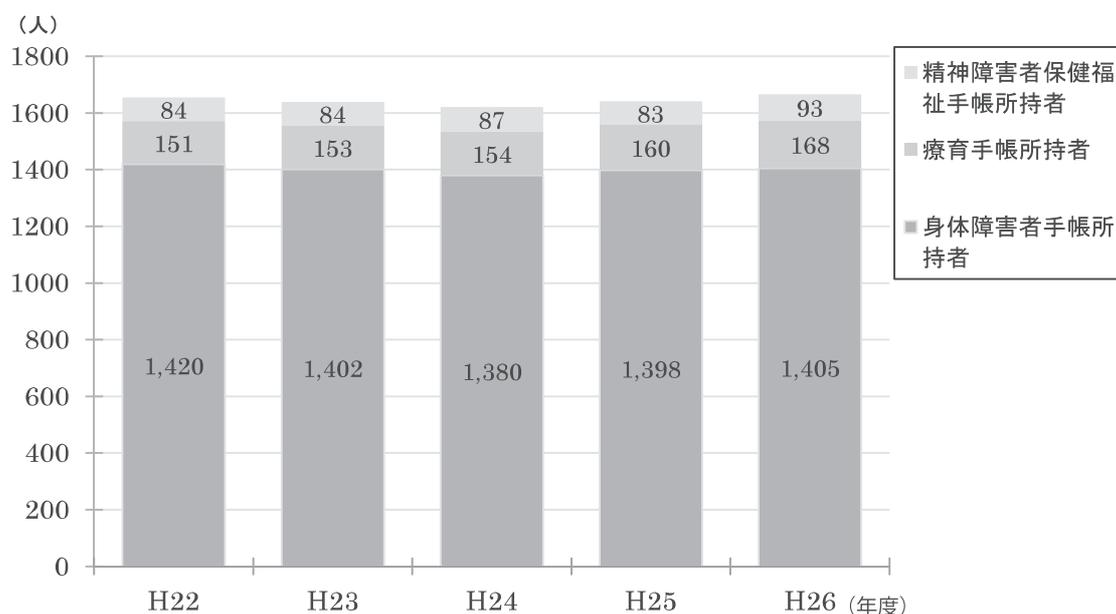
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、身体障がい・知的障がい・精神障がいの方々に加え、難病などの方々が障がい福祉サービス等の対象となりました。
 - 平成26年度末における障害者手帳所持者数は、身体障がい1,405人、知的障がい168人、精神障がい93人の計1,666人となっており、身体以外は増加傾向にあります。特に若い世代の障がい者にとっては、暮らしの場を確保し、地域で自立した生活ができるような支援が必要であり、現在、市内で1ヶ所グループホームが運営されています。
 - 在宅生活を送る障がい者とその家族は、多くが将来にわたり家族と暮らしていくことを望んでいますが、高齢化による障がいの重度化や介護家族の高齢化といった問題が生じており、介護保険制度への移行やサービスの円滑な運用に努めつつ、障がい者の在宅生活支援をはじめとする福祉サービスの充実が求められています。また、障がい者が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害避難対策に取り組む必要があります。
 - 市内には、在宅で利用できる事業所が3箇所あり、安芸市ワークセンターでは就労継続支援A（雇用型）・B型（※1）と障害者就業・生活支援センター事業（※2）を提供しており、ゆうハート安芸では就労継続支援B型、ホップあきでは就労継続支援B型、生活介護（※3）と共同生活援助（グループホーム）（※4）のサービスを提供しています。地域で自立して暮らしていくためには、障がい者の収入向上への取組みが必要です。また、平成23年度から山田養護学校の分校が中芸高校に併設されましたが、卒業後の就労の場が少ないことが課題となっており、養護学校などの新規卒業生の受け入れ体制の整備、既存施設の拡大や機能充実などを図っていく必要があります。
- ※1 就労継続支援A型（雇用型）・B型：一般企業への就労が困難な人に、働く場の提供や、知識及び能力の向上のための訓練を行う。
- ※2 障害者就業・生活支援センター：就労を希望している、または、就労している障がいのある人の様々な相談を受けたり、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携して就労支援を行う。
- ※3 生活介護：常に介護を必要とする人への昼間の入浴や排せつ、食事などの介護。
- ※4 共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や生活上の援助を行う。
- 発達障がいの診断を受けている児童が増えており、医療機関への受診や療育を受ける機会の確保が困難となっています。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービス事業所も東部には少ないため、身近な所でサービスを受けられないという課題もあります。
 - 夏休みや休日など一時的に、短期入所や日中一時支援、長期休暇支援事業などを利用している障がいのある児童が多くなっていますが、市内にはそうしたサービスを提供している事業所がないため、市外の事業所を利用しています。市が実施している長期休暇支援事業でもボラン

1-4 障がい者福祉

ティアスタッフの確保が難しくなっており、近隣事業所へ開設を働きかけていく必要があります。

- 障がい福祉サービスを利用するすべての人に計画相談の作成が必須になりましたが、市内には相談支援専門員が少なく、今後相談支援専門員の確保が課題となっています。

障害者手帳所持者数



(計画)

(1) 地域生活支援の充実

- 支援を必要とする人に対して、適切な支援が行き届くよう体制を整え、特に障がいのある人の自立を促進するため、日中の居場所、生活訓練の場づくりの推進や障がい児の療育体制の整備、グループホームなどの住まいの確保に努めます。
- 障がいの発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係機関との連携強化、早期療育に対する意識啓発などを行い、個別療育支援の充実に努めます。また、保育士を加配するなど適切な措置を講じるとともに、障がい児に適切な支援、教育を行い、健やかな成長を支援します。
- 南海トラフ地震に備え、福祉避難所の整備を進めるとともに、災害に対する広報・啓発の充実に図り、自主防災組織の活動強化、避難行動要支援者名簿の活用、個別計画の作成など関係機関とともに緊急時の支援体制を整備します。
- 障がい者の地域生活を支える障がい者支援ボランティアの養成、学生のボランティア活動への参加を促進し、ボランティア活動の推進を行います。
- 障がい者が地域で安心して暮らすため、身近な所で相談できる相談支援体制を整備します。
- 個別支援の充実に目指し、安芸市版つながるノートの普及・啓発とその活用、支援ミーティングの開催などを行い、保育所（園）、幼稚園、小・中・高校が連携して一貫した支援体制の整備

に取り組んでいきます。

- 医療機関との連携を強化し、一次予防に重点をおきながら、引き続き疾病予防に取り組んでいきます。また、地域リハビリテーションの充実を図り障がいの軽減・重度化・重複化の防止を目指します。

（2）社会参加の推進

- 障がい者の一般企業での就労に向けて、障がいの程度や種別に応じた職業リハビリテーション、障がいに配慮した適切な就労の場の確保と条件整備を行うとともに、行政、障害者就業・生活支援センター、ハローワークが連携し、きめ細かな対策を総合的に取り組んでいきます。また、関係機関とも連携し、誰もが気軽に参加できる魅力ある行事の実施と周知に努めます。
- 「めだかの学校」など市民が主体となって相互理解活動・交流活動や自助グループ活動を支援します。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
訓練等給付サービスの利用者数（人）	62	68	68	70	91	95
就業障がい者数（人）	128	145	158	160	159	165
生活訓練事業利用者数（延べ人数） （「めだかの学校」、「ニコスマイル」）	9,282	8,759	8,132	7,333	8,075	8,600

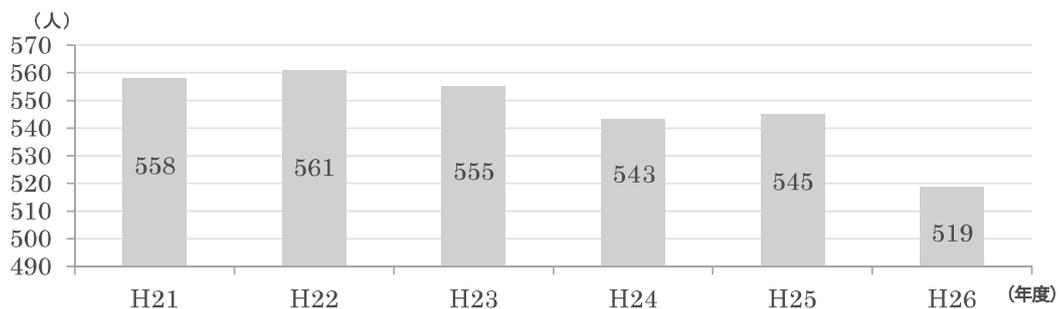
1-5 児童福祉

核家族化の進展や共働き世帯・ひとり親世帯が増加する中で、子育てに関する情報提供を望む声は多く、多様な保育サービスの提供など、保護者の不安や負担を軽減する取り組みが必要です。また、虐待、ネグレクトなどから児童の命を守るために要保護児童への迅速な支援も求められています。

(現状と課題)

- 本市の平均初婚年齢、生涯未婚率は上昇傾向にあり、特に男性の生涯未婚率は全国平均を大きく上回っています。未婚・晩婚化が進行することによる合計特殊出生率の低下や、再生産年齢人口の減少により少子化が加速しています。
- 不妊治療費などの経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産しやすい環境づくりや産後支援に取り組む必要があります。
- 平成17年度に下山保育所を廃止し伊尾木保育所に統合したほか、平成18年度には矢ノ丸・安芸乳児保育所を民営化し、平成29年度には、染井保育所と安芸保育所を高台へ移転統合します。今後も、入所児童の減少が見込まれる中で、多様な保育サービスを提供するためには、保育所運営のさらなる適正化・効率化を図る必要があります。
- 本市の保育所は、公立保育所8箇所、私立保育所1箇所、地域型保育事業所1箇所となっています。平成27年4月1日現在、認可保育所には501人が入所していますが、今後は出生者数の減少に伴い、入所児童数の減少が見込まれています。
- 児童数の減少を抑制し、安心して産み育てる環境を整えるためにも、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援、ワーク・ライフ・バランスの促進などが求められています。
- 平成18年度に「安芸市子ども支援ネットワーク」を立ち上げ（児童相談所・法務局・警察署をはじめ31の公共団体と社会福祉協議会などの4法人のほか、民生児童委員協議会や保護区保護司会など18の団体で構成）、要保護児童の早期発見と迅速な支援を行い、虐待防止に努めています。今後は、虐待件数の増加や家庭の養育力低下などにより多種多様となっている相談内容への対応が必要です。
- 一時保育・延長保育・障がい児保育など、多様な保育サービスを実施してきており、引き続き保育サービスの充実に努めるとともに、新たな保育ニーズに対応していくことが重要です。また、南海トラフ地震対策として保育施設の高台移転を進める必要があります。
- 保幼小中高が連携して、健全な児童を育てる一貫した体制を整え、家庭や地域が児童を育てる力を高めるための教育環境の整備が必要です。

認可保育所入所児童数



(計画)

(1) 子どもと子育て家族への支援

- 妊娠（不妊治療）・出産・育児の切れ目ない支援を行います。
- 障がい児施策の充実を図ります。
- 子育てを支援する生活環境を整備します。

(2) 地域における子育ての支援

- 子育てに関する支援・相談体制を強化し、地域における子育て支援のサービスを充実させます。
- 親子・世代間の交流促進や子育てサークルの支援など、子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- 児童虐待の防止を図ります。
- 子どもの安全・安心の確保に努めます。

(3) 仕事と子育ての両立支援

- 保育内容や、保育サービス（一時保育・延長保育・障がい児保育など）の充実を図ります。
- 子育て家族を支援する企業などの拡充を図り、ワーク・ライフ・バランスの促進を目指します。

(4) 子どもの教育環境の整備

- 保幼小中高が連携した教育環境、学校教育の充実を図ります。
- 家庭・地域の子育て力、教育力を高めるための意識啓発や学習機会を充実させ、次世代の親の育成に努めます。
- 児童の健全な育成を行います。
- 思春期保健対策の充実を図ります。
- 家庭や地域の教育力の向上を図ります。



地域子育て支援センター

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H32
子育てに関する アンケート結果 ※1(%)	楽しさ	62.7	62.0	55.7	53.0	66.9	70
	不安感	43.4	42.5	44.3	47.0	49.2	30

※1 3歳児健診を受診した保護者に対するアンケート結果

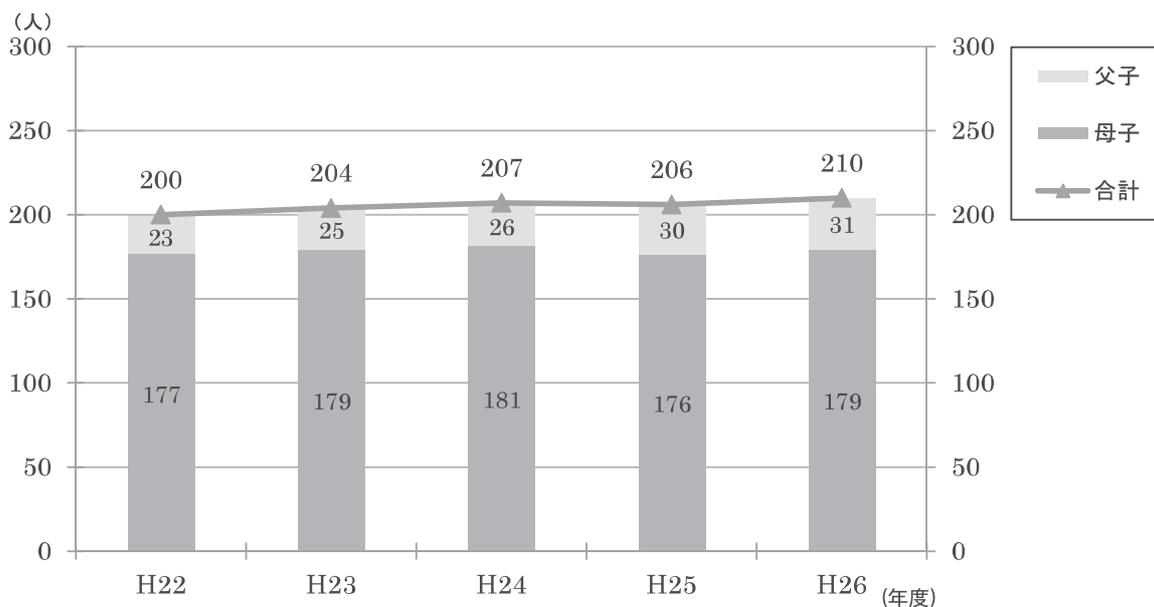
1-6 母子・父子福祉

児童扶養手当を受給する世帯の増加が見込まれるなか、ひとり親家庭に向けた生活面・経済面で支援が求められています。

(現状と課題)

- 本市における離婚件数は、平成25年47件、平成26年62件と増加しています。平成26年の児童扶養手当受給世帯は210世帯となっており、近年微増傾向にあります。
- ひとり親家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれていることが多く、生活の安定と自立に向けた総合的な支援を行う必要があります。

児童扶養手当受給世帯数



(計画)

(1) 自立の支援

- 生活実態の把握に努めるとともに、国や県、関係機関と連携して相談・指導体制の充実に努めます。
- 職業訓練の促進や修学資金の貸し付けを行います。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
ひとり親家庭の就職率 (%)	91.9	86.1	90	90	85.2	92.0

※児童扶養手当受給資格者のうち、就職している者の割合

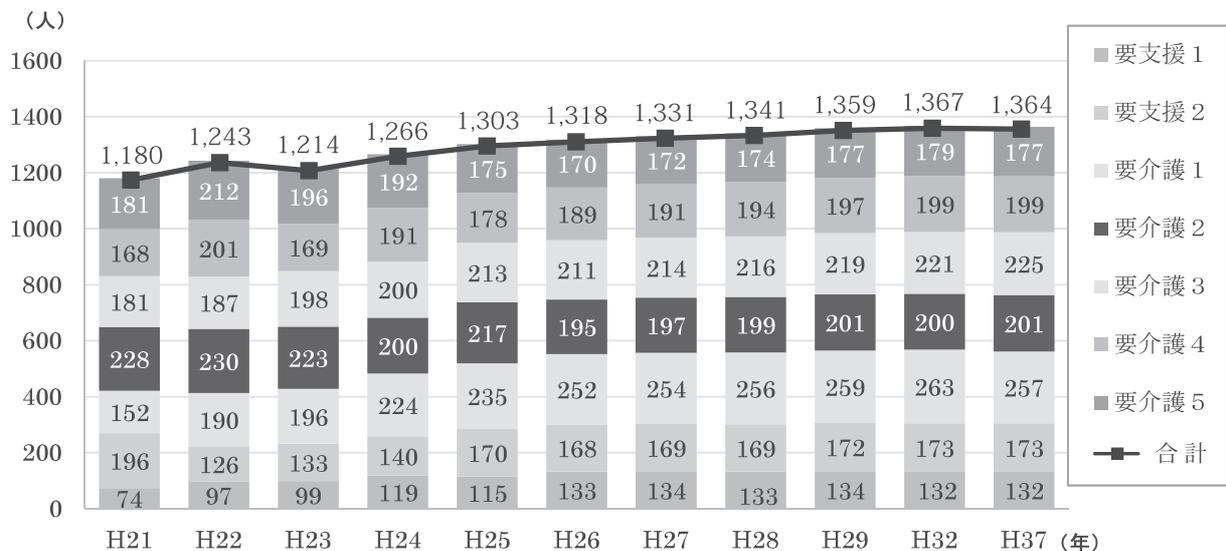
1-7 社会保険

国民健康保険、介護保険、国民年金など、国民の暮らしを保障する保険制度が持続的に機能していくためにも、保険制度の健全な運営に努めながらサービスを提供していく必要があります。

（現状と課題）

- 国民健康保険制度では、国保制度発足以来の大改革として平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から都道府県単位化が図られるとともに、国からの財政支援の拡充も併せて図られることとなっています。都道府県単位化及び財政支援の拡充については、これから詳細の検討・協議が進められていくため、その動向を注視していくことが必要です。また、この財政支援の拡充によって、平成15年度から続く赤字決算の解消が期待されますが、一方で、今後も引き続き国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営に努める必要があります。
- 介護保険事業では、高齢者人口の増加により要介護認定者が増加しており、それに伴い給付費も増加しています。平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、その中で介護保険制度の持続可能性を確保するための予防給付（予防訪問介護・予防通所介護）の地域支援事業への移行や、一定以上所得者の利用者負担2割化などの介護保険制度改正が行われました。今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的なサービス提供である「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。
- 市における国民年金事務は、申請受付と相談・啓発事務に限定されており、相談者に対する的確な説明や年金事務所との連携など円滑な事務遂行が必要です。

要介護認定者数の状況と見込み



※出典：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

1-7 社会保険

(計画)

(1) 国民健康保険事業等の健全な運営

- 健康づくりの推進や特定健康診査の受診・特定保健指導の利用促進、医療機関への適正な受診・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の啓発などにより、医療費の抑制に努めます。
- 国民健康保険税の収納の確保に努めます。
- 後期高齢者医療保険事業の受託事務を円滑に遂行します。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

- 地域包括支援センターを中心に、介護予防と自立支援を重視した地域ケア会議を開催し、適切な介護サービスの提供に努めます。
- いきいき百歳体操などの活動支援や介護予防の普及啓発に取り組みます。
- 認知症への理解を深め、地域で認知症高齢者を見守り、支援する体制づくりを推進します。
- 保健・福祉機関が連携した各種の介護予防事業を推進し、要介護認定者の増加抑制に努めます。
- 在宅療養生活を支える仕組みづくりや医療と介護の連携推進に取り組みます。

(3) 国民年金制度の普及啓発

- 国民年金制度の周知と普及啓発、相談体制の充実に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
国民健康保険税収納率(現年分) (%)	93.7	94.2	94.5	95.3	95.8	96.0
1人当たり医療費(千円)【再掲】	359	364	356	375	387	453
ジェネリック医薬品普及率 ※1 (%)	17.6	19.1	23.8	40.8	46.8	80.0
高齢者数に占める要支援 要介護認定者の割合 ※2 (%)	19.13	19.17	19.54	19.23	19.83	21.1

※1 平成24年度までは旧指標（全薬品）での普及率

平成25年度以降は、新指標（先発医薬品を除く後発医薬品のみ）での普及率

※2 目標値は、平成23～26年度の平均上昇率(1.02%)を(1.01%)に抑制した場合の数値

平成22～26年度の割合は、介護保険事業状況報告（年報）の数値

第2章

みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり

【防災】

- 2-1 防災
- 2-2 消防・救急・救助
- 2-3 交通安全・防犯

2-1 防災

近い将来起こるとされている南海トラフ地震に備えるために、災害時の応援協定や緊急避難施設、津波避難タワーなどの整備、耐震対策を進め、自主防災組織や市全体の防災訓練などにより防災意識の向上に努める必要があります。また、台風・豪雨による落石、浸水、越波防止の対策も求められています。

(現状と課題)

- 政府の地震調査委員会は、平成28年1月南海トラフ全域において今後30年以内にM8～M9クラスの地震が発生する確率を70%程度としています。本市は、南海トラフ地震発生時による最大クラスの被災予想は死者1,800人（うち津波1,300人）が出ると予想されています。（「高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定について」公開日 2013年5月15日）
- 平時における防災・減災のまちづくりに加え、災害が発生した際のことを想定して、被害をできるだけ減らし、被災後の復興をスムーズに行えるよう事前に準備することが重要です。
- 災害時における応援協定は平成27年3月末で、災害救助に必要な食料品等の調達に関する協定を16事業所、災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定を5事業所、その他の協定を30事業所と締結しています。
- 南海トラフ地震による津波被害から市民の安全を守るため、津波避難タワーや避難路の整備を計画的に実施してきました。今後は避難所の運営マニュアルの作成や高齢者・障がい者など津波からの避難や避難所での生活に配慮の必要な方への支援計画などに住民と協働して取り組む必要があります。
- 建築物の耐震対策では、学校施設の耐震補強工事を計画的に実施してきましたが、引き続き公共施設の耐震対策を進めることが必要です。
- 自主防災組織は、平成27年3月末で、45地区で構成され、組織率は100%となっていますが、活動の停滞や活動者の固定化、高齢化の解消が必要です。
- 市内一斉に行われる総合防災訓練には、地域の自主防災組織を中心に多くの参加者があり、児童生徒の参加も各小中学校の協力により拡大しています。今後は、訓練内容を充実し、防災意識の向上に努めていく必要があります。
- 津波浸水地域にある事業所施設を緊急避難施設として使用するため、平成27年3月末で、30施設との協定を締結しています。今後も緊急避難施設を増やすとともに、避難所の整備や住民との通信手段の確保などに努め、市民や地域・事業者・行政が一体となった地域防災体制を確立することが必要です。
- 一般住宅の耐震対策では、昭和56年（建築基準法改正）以前に建築された木造住宅を対象に耐震診断、耐震設計及び改修に要する費用の助成と家具転倒防止対策を行っています。また、密集市街地などにおける避難路の確保や延焼防止に向け、ブロック塀の撤去や不良住宅などの除去に要する経費の助成を行っています。今後も、助成制度の周知を図り、木造住宅の耐震化等を促進することが必要です。
- 山間地域の畑山・東川地区では、台風・豪雨による落石・崩壊で幹線道路が度々通行止めとなっ

【第2章】
みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり
【防災】

ています。一方、江ノ川流域では河川氾濫による浸水被害が度々発生しています。急傾斜地・落石防止対策や浸水対策などに引き続き取り組む必要があります。

- 穴内漁港海岸では、砂浜を利用した祭事など広く地域住民に親しまれてきましたが、近年は海岸侵食が著しく砂浜が後退しています。平成6年には台風による高潮の被害や、平成23年の台風6号及び平成26年の台風11号では、防潮堤が欠壊するなど甚大な被害を受けており、国土保全のため砂浜の安定化を図るとともに、高潮による越波防止を行うことが必要です。
- 東日本大震災を教訓に、南海トラフ地震などによる被災後の迅速な復旧・復興に向けて、土地所有者の確認や境界の明確化が重要となっています。また、公共事業の推進や土地取引の円滑化のためにも、境界の明確化が求められています。現在、本市の地籍調査の進捗率は4.2%（平成25年度末、高知県平均51.2%、全国平均51%）とかなり遅れている状態ですが、住宅密集地の津波浸水想定区域を優先して調査しています。

（計画）

（1）防災体制の充実

- 自主防災組織の活性化や関係機関との連携、資機材の再整備などを進め、地域防災体制の強化に努めます。
- 学校教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の習得と防災意識の高揚を図り、自らの安全を確保するための取り組みを促進します。
- 昭和56年（建築基準法改正）以前に建築された木造住宅の耐震診断・改修費用、ブロック塀の撤去、老朽住宅の撤去などに対する助成を行います。
- 地域の実情に即した避難所運営マニュアルを策定するとともに、介護・福祉・消防部門の関係課・関係機関と連携した災害時要支援者対策を進めます。
- 非常持出品の用意や家具・家電製品の転倒防止対策、窓ガラスなどの飛散防止対策など、各家庭における地震対策を促進します。
- 広報・学習会などによる防災情報の提供や地域防災訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 専門家による委員会などの意見をもとに庁舎の建替えを進めるとともに、市民会館や図書館など公共施設の地震・津波対策を計画的に進めます。

（2）自然災害の防止

- 山間地域における主要県道の落石防止対策と江ノ川など県管理河川・海岸の計画的な改修を促進します。
- 穴内漁港海岸の侵食対策及び越波対策を計画的に実施します。

2-1 防災

(3) 境界の明確化

- 地籍調査により境界の位置と面積を測量します。
- GISの導入により地籍調査の成果を公表するとともに、事務事業への利活用を図ります。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
耐震診断を行った木造住宅※の累計戸数	206	218	231	256	273	420
耐震改修を行った木造住宅の累計戸数	8	25	31	45	54	110

※ 昭和56年以前に建築された木造家屋。



避難所運営図上訓練

2-2 消防・救急・救助

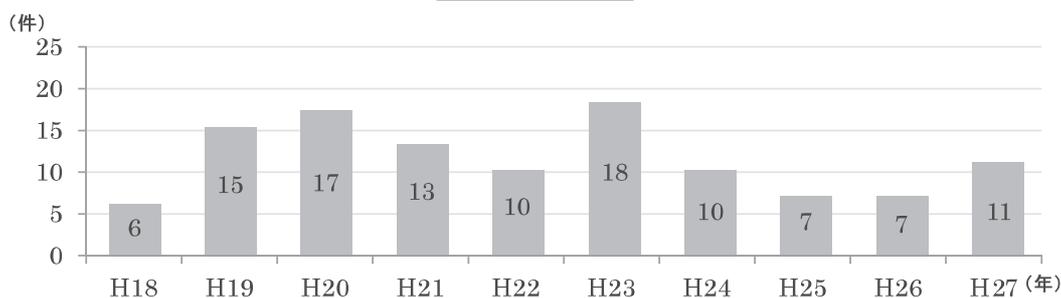
【第2章】 みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり 【防災】

市民の命を守るために、火災や急患に迅速に対応できる体制づくりが必要です。救急救命士や消防団員の確保・育成に加え、市民の防火意識、救急車の適正利用意識の向上を目指した取り組みが求められています。

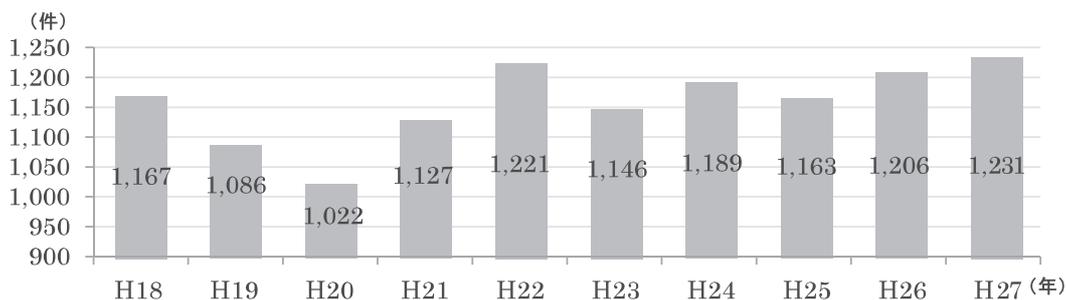
(現状と課題)

- 火災発生件数は年間平均11件程度、死者はこの10年間で5人となっています。火災発生件数を減らすとともに、逃げ遅れによる犠牲者をなくすことが重要です。
- 平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、普及啓発などに取り組んでいますが、依然として未設置の住宅が多くあることが問題となっています。また、火災発生をできる限り抑えるためには、市民の防火意識の向上を図ることが必要です。
- 救急出動件数は、平成27年の1,231件をピークに高い水準で推移している中、高知市を中心とした管外搬送は依然として多い状況です。救急車2台が同時に出動するケースも多く、救急車の現場到着が遅れるなど、迅速な救急活動が行えない場合があります。これらの課題を改善するためには、救急車の適正利用を啓発するとともに、地域における救急医療体制の充実が強く望まれます。また、今後5年間で救急救命士の大量退職が見込まれていることから、その対応が課題となっています。
- 生産年齢人口の減少に伴い、消防団員が減少する傾向にあり、団員の確保・育成が課題となっています。
- 安全かつ迅速に消防・救急活動を行うために、車両などの点検や更新、整備が必要です。

火災発生件数



救急出動件数



2-2 消防・救急・救助

(計画)

(1) 防火の推進

- 火災予防の普及啓発や女性防火クラブなどの活動促進及び防火査察・消防訓練などにより、市民や事業所などの防火意識の向上を図ります。
- 住宅用火災警報器の設置を促進します。

(2) 消防・救急基盤の充実

- 消防・救急車両や資機材を計画的に更新・整備します。
- 救急車の適正利用に向けた広報活動を行うとともに、地域の救急医療体制を整え、救急救命士など有資格者を計画的に育成します。

(3) 消防団員の確保・育成

- 地元消防団と連携した消防団加入を促す広報活動などを行い、消防団員の確保に努めるとともに、各種資格・技能の取得など消防団員の能力向上を図ります。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
住宅用火災警報器の設置率(%)	53.1	53.8	57.8	58.0	59.2	80
消防団員数(人) ※	247	257	254	256	247	270

※消防団定員282人



航空隊との連携訓練

2-3 交通安全・防犯

【第2章】 みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり 【防災】

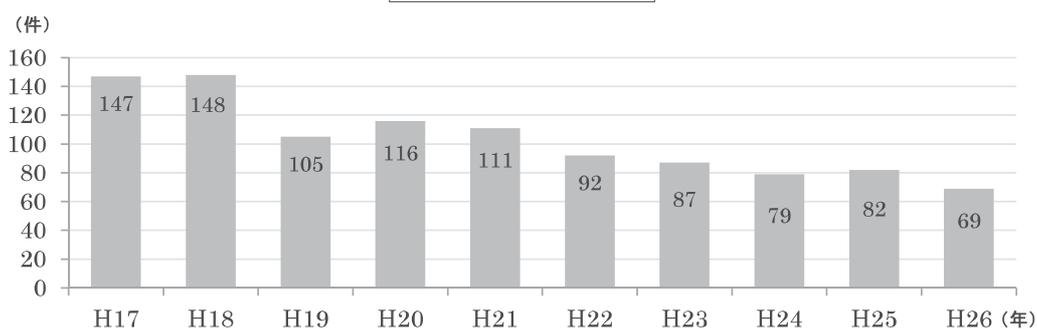
本市では、平成15年3月に、協働で安全・安心の地域社会を目指すための『安芸市安全・安心なまちづくり条例』を制定しています。

市民や事業者、行政などが協働して、交通安全対策、防犯対策などに取り組み、安全で安心して生活できる地域社会の実現を図る必要があります。また、高齢者の交通事故、児童・生徒への不審者の声掛け、特殊詐欺などの問題への対策が求められています。

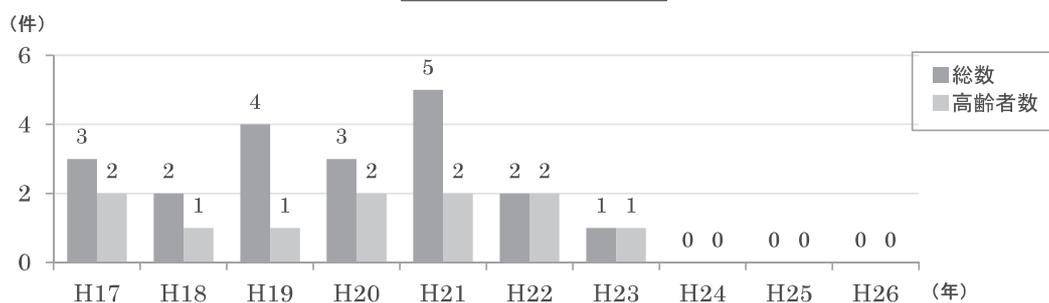
(現状と課題)

- 本市の交通事故件数は平成18年に年間148件であったのが、平成26年では69件と半数以下となり、日頃からの交通安全運動の成果が表れています。
- 交通事故の割合は、高齢者の事故が約6割と非常に高くなっており、近年では高齢ドライバーが加害者となるケースも増えるなど、事故防止対策を推進することが必要です。また、自転車の運転者が加害者となる事故も近年増えており、自転車利用者に対する交通安全教育が必要です。
- 交通事故件数を減らすために、現在実施している街頭指導・交通安全教室などの啓発活動や交通安全施設の整備に継続して取り組むことが必要ですが、交通安全指導員が高齢化するとともに、担い手が不足しています。
- 安芸警察署管内の犯罪認知件数は、年間200～300件で推移し減少傾向にあります。不審者による児童・生徒への声掛けなどのほか、特殊詐欺や悪質商法などの消費生活に関する問題に対処するため、市民一人ひとりが犯罪に対する危機意識を持つとともに、地域ぐるみで防犯対策に取り組む必要があります。

交通事故発生件数

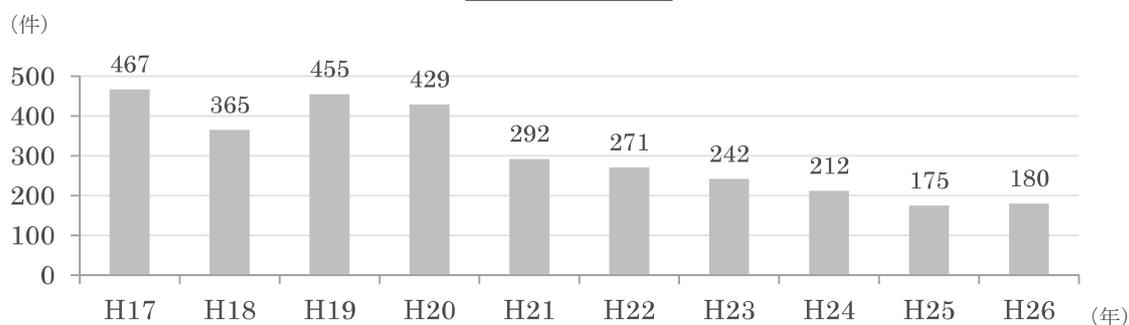


交通事故死亡者数



2-3 交通安全・防犯

犯罪認知件数



(計画)

(1) 交通安全意識の向上

- 高齢者や児童・生徒を対象とした交通安全指導や啓発活動に重点的に取り組みます。
- 『安芸市交通安全市民会議』を中心に、市民ぐるみの交通安全運動を推進します。
- 交通安全指導員の確保と人材の育成に努めます。

(2) 交通安全施設の充実

- カーブミラー・ガードレール・標識など、交通安全施設の充実に努めます。

(3) 地域防犯体制の充実

- 『安芸地区地域安全協会』の活動を支援し、防犯関係部署との連携を強化します。
- 防犯灯の計画的な整備に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
交通事故発生件数 (件)	92	87	79	82	69	60



全国交通安全運動

第3章

地域資源の強みを活かした 魅力あふれるいきいきとしたまちづくり

【産業】

- 3-1 農業
- 3-2 林業
- 3-3 水産業
- 3-4 商工観光

3-1 農業

農業は本市の中心的な産業であり、産業振興の上で欠かせない分野です。また農業・農村は、水源涵養、自然環境保全、景観形成などの多面的な機能も有しており、その利益は広く市民全体が享受しています。しかし、農業従事者の高齢化や人口減少による農家戸数の減少、担い手不足に伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。

また、TPPの締結によって、農業をとりまく環境は大きく変化することが予想されています。これらのことから、次世代に続く農業にしていくためにも、担い手の確保、農家経営の安定化、地域資源の保全管理の取り組みの強化が必要です。



ゆずとり体験

(現状と課題)

- ナスを中心とする施設園芸は、本市の基幹産業で、安芸農業振興センターによる推計値では、平成26年度におけるナスの作付面積は115ha、生産量は1万5千トンとなっており、日本有数のナスの産地となっています。また、中山間地域ではユズの栽培が盛んで、平成26年度の作付面積は110a、生産量は2,300トンとなっており、県内第1位の生産量を誇っています。
- 施設園芸においては、ハチや天敵昆虫を使った環境保全型農業が広く普及しています。また、増収と品質の向上を図るために環境制御技術の普及促進にも取り組んでいます。各農業者の所得を向上させていくためには、まとまりのある産地を形成することでロットを確保し、有利販売していくことが必要です。ナスの有利販売に向けて、高知県園芸農業協同組合連合会では、ナスの各品種をまとめて「高知ナス」として統一化しています。
- 人口減少に伴い、農家戸数は減少しており、農林業センサスの数値を平成17年と平成22年で比較すると、990戸であった販売農家数は957戸に減少し、主たる農業経営者の平均年齢は、59.7歳から61.9歳に上昇しています。さらに、重油や肥料などの生産資機材の価格変動などにより、農業経営は厳しい状況に置かれています。
- 農業者の高齢化が進む中、担い手の確保育成に取り組んでおり、認定農業者数は、平成26年度末で321人となっており、5年前と比較すると17人増加しています。また、平成26年度から認定新規就農者制度が創設され、平成26年度末に3人を認定しています。新規就農者数は、年間おおむね10人程度で推移しており、新規就農者の確保や定着に向け、農業者のもとでの研修支援などを行っています。
- ほ場整備率は、平成21年度の37.0%から平成25年度には37.2%に向上しましたが、老朽化した農道や水路も依然として多くあり、利便性を高め、農作業の効率化を図るためにも、引き続き土地基盤整備を進める必要があります。また、これまで整備してきた農業用施設の多くが耐用年数を経過し、施設の老朽化に伴い機能が低下するなど、営農への支障や多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、農業用施設の保全管理、長寿命化への取り組みが必要です。
- 中山間地域では、特に過疎化が進行しており、集落機能の維持と地域活力の向上対策が求められます。特に、基幹作物となっているユズの振興対策を今後とも推進する必要があります。
- シカなどの有害鳥獣による被害が深刻で、営農活動に大きな影響を及ぼしており、駆除・防除を続ける必要があります。

(計画)

(1) 生産基盤の充実

- 土地改良事業を促進し、ほ場や農道、水路などの整備に努めます。また、小規模土地改良事業に対する支援を継続します。
- 園芸用ハウス整備事業など、有利な補助事業を活用し、ハウスの近代化・省力化を推進します。



新規就農研修

(2) 担い手の確保・育成

- 新規就農者の確保に向け、本市の農業の特色や支援策についての情報を発信するとともに、安芸市担い手支援協議会を中心として、農業者のもとでの研修支援や市が整備する施設園芸ハウスの貸出しなど、新規就農者の定着に向けた支援を行います。また、認定新規就農者及び認定農業者への誘導、育成に努めます。

(3) 農家経営の安定・向上

- 環境制御技術の普及を促進させ、増収と品質向上を図っていきます。
- 市場や量販店、消費者と産地の交流を促進し、環境保全型農業のPRを積極的に行うなど、消費者に選ばれる産地を目指して取り組みます。
- 地産地消と食農教育を促進します。
- 生産者団体や県と連携して、まとまりのある出荷体制・産地を目指します。

(4) 農地の有効利用と保全

- 農業振興地域（農用地区域）の見直しを行い、農地や農業を守る取り組みを進めます。
- 農地中間管理事業の活用による農地流動化や作業受委託を推進し、耕作放棄地の抑制と担い手農家への集積を進めていきます。
- 多面的機能支払制度を活用し、集落機能の維持向上、耕作放棄地の抑制や老朽農業用施設の長寿命化への取り組みを強化します。

(5) 中山間地域の振興

- 中山間地域等直接支払制度などを活用し、集落機能の維持向上に努めます。
- ユズや土佐ジロー、お茶、入河内大根など、地域の特産物を利用した交流活動などによる地域の活性化に努めます。
- 関係機関などと連携して、ユズの需要拡大、供給過剰時の対策を行います。
- 深刻なシカなどによる食害を防止するため、駆除や防除などの対策を進めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
ほ場整備率 (%)	37.1	37.1	37.2	37.2	37.2	40
認定農業者数 (人)	315	193	331	309	321	330
環境制御技術導入累計農家戸数 (戸)	-	-	-	-	32	150

3-2 林業

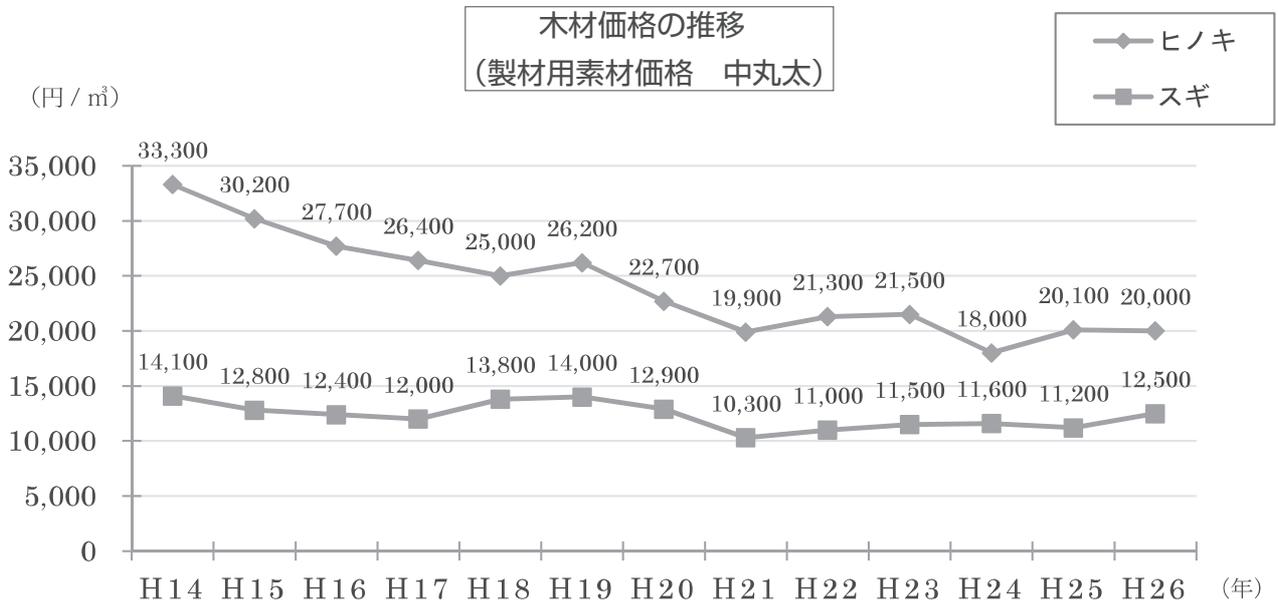
適正な森林管理をしていくためにも、森林従事者の担い手の育成・確保、路網整備や施業集約化、森林の再生、森林資源の有効活用に向けた間伐を進める必要があります。また、環境保全の啓発につながる地域交流にも取り組みます。

(現状と課題)

- 本市の民有林面積は、21,915ha、材積は6,686千 m^3 であり、国有林面積の6,218haを含めると市域の約89%を森林が占めています。戦後推進された拡大造林により、人工林面積は13,410ha、人工林率は61%となっており、主伐期を迎えた森林が増加していますが、長引く木材価格の低迷による採算性の悪化や森林所有者の高齢化、担い手の不足により手入れの行き届かない森林が多く存在するようになっています。
- 本市の林業就業者数は、高知県林業環境政策課調べによると、平成12年度末の117人から、平成25年度末には86人にまで減少し、現在50歳以上の就業者が約60%となっており、担い手の育成・確保が喫緊の課題となっています。
- 林道・作業道などの林内路網密度は、平成20年度末の15.1m/haから平成25年度末の16.7m/haに向上していますが、県全体の29.8m/haと比較してもまだ低く、高性能林業機械を使用した効率施業に必要な水準とされる40m/haを下回っており、素材生産収益を向上していくために、今後も生産基盤となる路網の整備を進めることが重要です。
- 路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、木材価格も昭和55年頃のピーク時に比べて約1/4まで落ち込むなか、採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、森林所有者の林業への関心は低下しています。また、相続などにより、自らの所有すら意識しない森林所有者の増加が懸念され、森林の適正な管理に支障を来すことも危惧されています。
- 本市では、平成21年度から平成25年度の5ヵ年で1,942haの間伐を実施してきました。今後も地球温暖化防止など森林の公益的機能を発揮し、森林資源の有効活用を図るため、間伐を計画的に推進します。また、木材需要の増加に伴う原木の安定供給を図るため、利用（搬出）間伐と皆伐を組み合わせ増産を図ることが重要となっています。
- 平成20年度より実施している環境先進企業と地域が協働して、森林の再生と交流の促進を図る「協働の森づくり事業」を継続して取り組んでいきます。
- 土地所有者の高齢化や都市への流出などにより境界が不明確となり、森林施業が困難となってきています。



間伐後の森林



※出典：高知県森林・林業の現況

(計画)

(1) 持続的な森林経営の確立

- 多くの小規模所有者が持つ森林をまとめることにより森を団地化し、林業事業体などが所有者に代わって森林の整備や木材を生産する「森の工場」による取り組みや、効率的かつ安定的な林業経営に向けて、意欲ある森林所有者や林業事業体などによる森林経営計画の作成を促進し、森林の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入による生産性の向上、森林所有者への収益還元、林業の安定的な雇用確保を図ります。
- 森林境界の明確化に向けて、地籍調査を推進します。

(2) 担い手の育成

- 林業従業者の確保と人材の育成を推進します。

(3) 健全な森づくり

- 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐などの森林整備を推進します。
- 森林の保全と資源を持続的に利用するため、伐採跡地の適切な更新に努めます。
- 環境先進企業と地域が協働して森林の再生に取り組む「協働の森づくり事業」を推進します。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
民有林内路網密度 (m/ha)	15.7	16.1	16.4	16.8	17.0	19.0
年間間伐面積 (ha)	422	530	277	195	234	370

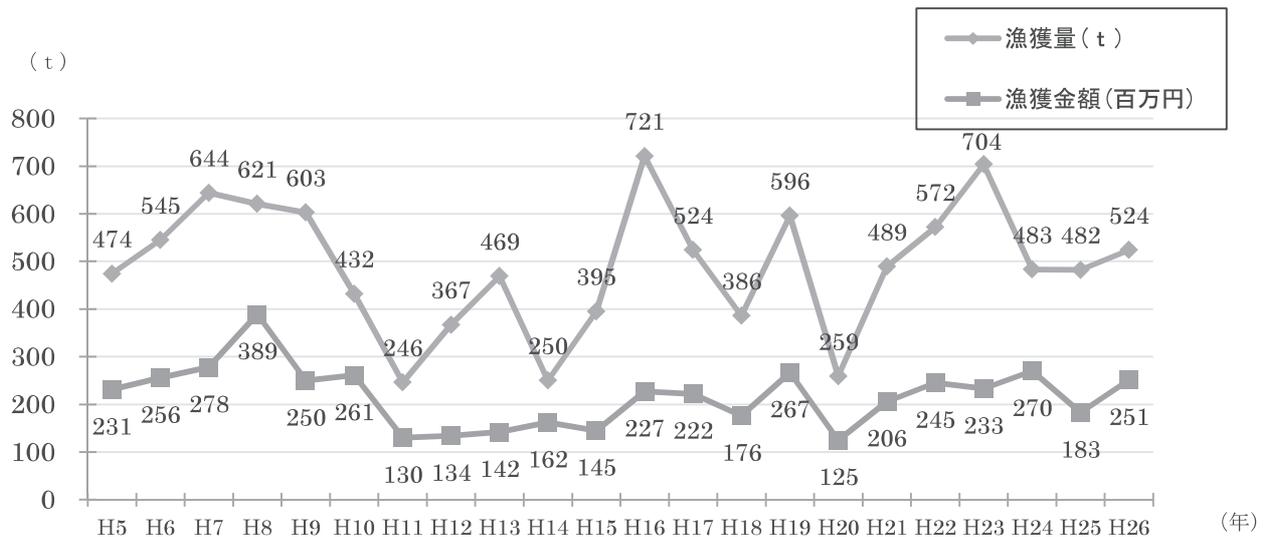
3-3 水産業

回遊魚を対象とした沿岸漁業、なかでも、しらす漁が盛んな本市ですが、経営体の減少や就業者の高齢化に加え、漁獲量のばらつきといった問題が生じています。

(現状と課題)

- 本市の水産業は、しらす漁が主体ですが、操業時間の制限や雨天時に操業できないなどの理由により、多くは零細な経営体となっています。また、回遊性魚種を対象とした漁業では、漁獲量が不安定となっています。
- 漁業経営体数は、平成17年度の130経営体から平成26年度は115経営体に減少し、漁業者の高齢化が進んでいます。
- 漁獲量は、年によってばらつきがあるものの、平成以降の漁獲金額は、平成8年の3億8千9百万円をピークに平成26年には2億5千百万円となっています。今後も引き続き漁獲量増加や所得向上につながる取り組みが必要です。

安芸漁港 漁獲量・漁獲金額



※出典：安芸漁業協同組合調べ

(計画)

(1) 生産基盤の充実

- 高知県1漁協構想に基づく漁業協同組合の広域合併を促進します。
- 安芸漁港西用地の有効利用を検討します。
- 安芸漁港の機能性・安全性の向上を図るため、安芸漁港の整備を促進します。

(2) 担い手の育成

- 漁業就業者の確保と人材の育成を推進します。

（3）守り育てる漁業の推進

- ヒラメの放流など水産資源の育成に努めます。
- 掃海による漁場環境の改善を促進します。また、魚礁設置に向けて、各関係機関と連携して取り組みます。

（4）高付加価値化と観光漁業の推進

- 鮮魚・加工品などの直販体制の整備の検討や、加工グループの活動支援を行います。
- 漁業体験・観光地引網などの振興に努めます。
- フィッシュポンプ、自動乾燥機などの導入を促進します。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
しらす漁獲量（t）	340	612	424	283	393	420
釣り漁獲量（t）	23	46	40	32	39	31
網・その他漁獲量（t）	161	46	19	167	91	165

※安芸漁業協同組合調べによる。



地引網体験

3-4 商工観光

【商工業】

高知県東部地域の商圏としての機能を保つためにも、空き店舗の活用への支援などを通して、商店街の魅力を向上していく必要があります。また、地場産品を安芸ブランドとして県内外へ発信し、外商を拡大することも求められています。



チャレンジショップ

（現状と課題）

- 平成22年国勢調査における産業別就業人口では、第三次産業への就業割合が約6割となり、サービス業が32.3%と最も多く、卸売・小売業は13.6%となっています。
- 長引く景気低迷や高知市圏への消費者の流出に伴い、小売・卸売業の年間商品販売額は、商業統計及び経済センサスによると、平成19年の267億円から24年には180億円まで減少し、同店舗数も平成19年の325店舗から24年には242店舗まで減少しています。また、国道55号周辺への大型量販店の進出などの影響により、中心商店街への集客が減少しており、空き店舗の増加などによる空洞化が進んでいます。
- 中心商店街の活性化を図るため、平成23年度から空き店舗対策事業で店舗改修や家賃補助の支援を行っています。今後は、個店の魅力アップや事業承継に対する支援など、さらなる取組みが求められています。
- 工業では、製造事業所数及び年間製造品出荷額（従業員4人以上の事業所）は、工業統計及び経済センサスによると、平成21年の23事業所・70.5億円から24年は26事業所・78.8億円に増加していますが、大規模工場はほとんどなく、中小の零細事業所が大部分を占めています。
- 地場産業では、酒造や製材、瓦、焼き物などがあり、地域の経済・雇用に大きな役割を果たしてきましたが、景気の低迷や社会状況の変化により、産業規模は縮小傾向にあります。しかしながら、地場産業を伝統文化として継承していくためには、専門技術職員の養成のほか、地元の素材や技術を生かしたまちづくりなど、地元消費を高めていく必要があります。また、同時に県外へ安芸ブランドの良さを発信していくことも重要であり、平成26年度から市内の生産品などの県外での展示会展出や企業商談を支援しています。

（計画）

（1）中心商店街の振興

- 事業者や関係機関と連携して、にぎわいづくりのためのイベントや購買意欲を高めるための企画に取り組みます。
- 商店街の活性化を図るため、県や関係機関と連携して、空き店舗対策や既存店舗の魅力向上事業、また後継者対策として事業承継への支援策などを進めます。

（2）新たな業種形態の創造・雇用の創出

- 地域が抱える課題を、地域資源を活かしながら解決していくコミュニティ・ビジネスの展開や、地域での起業への支援などにより、若者の就労の場の確保・拡大に努めます。

- 豊かな自然環境や良好なアクセス立地条件といった、本市の強みを活かした企業誘致を積極的に行い、雇用の創出を図ります。

【観光】

本市の歴史・文化、自然、食などの観光資源をブラッシュアップし、来訪者を増やすとともに、雇用創出や新事業者の参入につながる本市の新たな産業に成長させる必要があります。そのためにも、個人旅行志向など、顧客のニーズの多様化に合わせた観光戦略が必要です。

（現状と課題）

- 安芸市には、武家屋敷の面影が残る土居廓中（重要伝統的建造物群保存地区選定）や野良時計、三菱グループ創業者の岩崎彌太郎生家（登録有形文化財）など、歴史と文化を感じさせるものが多くあります。また、「童謡・書道・陶芸のまち」としても知られ、市内10ヶ所に童謡曲碑が建立されているほか、安芸城跡には公設として全国初の書道美術館があります。そして、200余年の歴史を誇る陶芸の里・内原野には、陶芸館、ガラス工房、阪神タイガースがキャンプを行う市営球場があり、それら優れた観光資源を有した本市には、毎年25万人前後の観光客が訪れています。
- NHK大河ドラマ「龍馬伝」を契機に岩崎彌太郎の知名度が高まり、平成22年度には観光客入込数が過去最高の62万人となり、岩崎彌太郎生家が全国区の観光地として認知されました。「安芸市観光ボランティアガイドの会」が安芸市の観光案内の主役となり、県内外から多くの観光客を受け入れてきており、現在も日々、おもてなしの心を持って観光客の満足度の向上に努めています。
- 市内での宿泊者数は、廃業による宿泊施設の減少により、低調で推移しています。観光の形態は、団体旅行から家族や友人などの個人旅行が主流となり、自らが現地でメニューを組み合わせる楽しむスタイルを好む傾向にあります。また近年、個人のお遍路や団体バスツアーでの来訪などの外国人観光客も増えてきています。
- 安芸市総合運動場の整備をこれまでも行ってきましたが、スポーツキャンプのまちづくりのためには、更なる改修が重要となっています。また、野球を中心にスポーツ大会が開催されていますが、より多くの大会を開催することで、経済波及効果につなげていく必要があります。
- 新しい顧客とニーズに合わせた観光戦略を打ち立てるためにも、既存の観光資源のブラッシュアップと滞在型観光の推進が必要になっています。国の天然記念物のシダが多く群生する伊尾木洞の探検、安芸の特産であるナスやピーマンの収穫体験など、本市が元々有する素材を発掘し、磨き上げて観光体験メニューとして商品化を図り、あわせて教育旅行などの誘致を推進するなど、地域資源を観光産業として育成していくことが求められています。さらに、平成27年4



伊尾木洞

3-4 商工観光

月から12月まで、県東部の市町村が観光をテーマとした地域博覧会「高知家まるごと東部博」を開催し、これをステップに今後ますます県内外からの誘客に向けた取組みを加速していきます。

- 近年、高知県へ訪れる県外からの観光客に好評なものとして、「食」が挙げられています。安芸市においても平成17年に「釜あげちりめん丼」が開発され、平成22年には食による地域づくり団体として「安芸『釜あげちりめん丼』楽会」が発足。安芸市の水産業の要である「ちりめんじゃこ」を使ったご当地グルメを県内外へ広くPRし、平成27年には市内15店舗で提供されるほどになり、観光客からも好評を得ています。今後も、安芸市の特産品を使った商品開発など、地域特性を生かした取組みを進め、誘客を図っていくことが必要です。
- 現在、高知東部自動車道の整備が進んでおり、平成23年には「芸西IC～安芸西IC」が、平成24年には「安芸西IC～安芸東IC」が新規事業化されています。高規格道路の整備に伴い、高知市からの移動時間は短縮し、多くの観光客が訪れることが予測されます。それと同時に、高規格道路から安芸市に降りてもらうためのきっかけづくりも必要となります。

(計画)

(1) 観光産業の振興

- 高知県東部観光ビジョンに基づき、本市の歴史的・文化的資源を生かした周遊型観光の確立に努め、平成28年4月に新しく組織化された広域観光組織と連携して、体験型観光・交流型観光の体制づくりや、県東部地域での広域的な取組みとして、民泊を伴う教育旅行の誘致などを進めます。また、観光協会や観光ボランティアガイド、その他関係機関とも連携して、観光情報センターを軸とした観光情報の発信に積極的に努めます。
- ナス、ちりめんじゃこ、ユズなど、安芸市の特産品を使ったご当地料理の商品開発などの支援を今後も継続して県内外でPRするとともに、新しい土産物や商品開発なども検討します。
- 外国人観光客のインバウンド対応に取り組んでいきます。
- 高速道路の延伸に伴い、新しい道の駅（ハイウェイオアシス）の整備を推進します。

(2) スポーツキャンプのまちづくり

- 市営球場・安芸ドームなどの施設を計画的に改修するとともに、スポーツ合宿や大会などの誘致を推進します。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
中心商店街の空き店舗数（戸）	32	33	21	21	27	22
観光施設の入り込み客数（人）	625,383	275,333	260,999	252,289	196,895	300,000
	内原野陶芸館	10,189	11,369	11,180	11,056	12,203
スポーツ合宿開催数（件）	7	7	7	7	7	10

第4章

美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり

【環境・生活基盤】

- 4-1 環境保全
- 4-2 環境衛生
- 4-3 上水道
- 4-4 交通基盤
- 4-5 公園・緑地
- 4-6 住宅
- 4-7 情報化推進
- 4-8 移住・定住

4-1 環境保全

地球温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、我々の生活においても地球温暖化は極めて身近で、生活の安全・安心を脅かす問題となっています。また、市民意向調査では、本市の魅力として「海・山・川などの自然環境」が挙がっており、川上から川下までの一体的な環境保全への対策が求められています。

（現状と課題）

- 地球温暖化を防止するためには、主な原因である温室効果ガスの排出抑制が必要不可欠であり、本市では平成26年度に「安芸市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めています。
- 本市では、平成21年度から平成25年度の5ヵ年で1,942haの間伐を実施してきました。今後も地球温暖化防止など森林の公益的機能を発揮し、森林資源の有効活用を図るため、間伐を計画的に推進します。
- 平成20年度より実施している環境先進企業と地域が協働して、森林の再生と交流の促進を図る「協働の森づくり事業」は継続して取り組んでいきます。
- 本市には、良好な水質を誇る安芸川・伊尾木川の2級河川をはじめ、自然豊かな河川が多く残っており、現世代は、本市の魅力である豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく必要があります。

【市内6河川水質検査結果】

	項目	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
名村川	BOD※1	0.5未満	1.2	0.6	0.7	0.7	0.5未満
伊尾木川	BOD	0.5未満	1.3	0.5未満	0.7	0.8	0.5未満
安芸川	BOD	0.5未満	1.2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
江の川	BOD	3.5	2.1	1.4	2.1	2.2	0.7
穴内川	BOD	0.5未満	1.2	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満
赤野川	BOD	0.5未満	1.2	0.6	0.7	0.9	0.5未満

※1 BOD（単位mg/l）
水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量をもって、水中に存在する水質汚濁物質の量の指標としたもの。

(計画)

(1) 自然環境の保全

- 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐などの森林整備を推進します。
- 生活排水対策を促進し、海岸・河川など水辺環境の保全に努めます。
- 水辺の環境学習や環境関連の施設見学などの啓発活動を行い、環境保全意識の高揚を図ります。
- 環境先進企業と地域が協働して森林の再生に取り組む「協働の森づくり事業」を推進します。

(2) 地球温暖化対策の推進

- メガソーラーの活用によるエコエネルギーの体験学習など、次代を担う児童・生徒に対する環境教育に取り組みます。
- 各家庭・事業所などにおける省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 市管理施設での省エネルギー対策や再生可能エネルギーの積極的な導入など安芸市地球温暖化対策実行計画を着実に実行し、温室効果ガス排出量の削減に務めます。

成果指標	H25	H32
市の事務事業における二酸化炭素排出量(t-CO2)	4206.9	3954.5



協働の森

4-2 環境衛生

今後も住みやすい快適なまちづくりを進めるためには、衛生的な生活環境を保つことが重要です。下水道事業においては、接続率の低迷に加え、処理場施設の機器更新などによる経費の増大が見込まれており、事業持続のため必要な措置を講じていく必要があります。また、豊かな環境を守るためにも、個々の環境保全意識を高める取り組みを続けていく必要があります。



ボランティア清掃

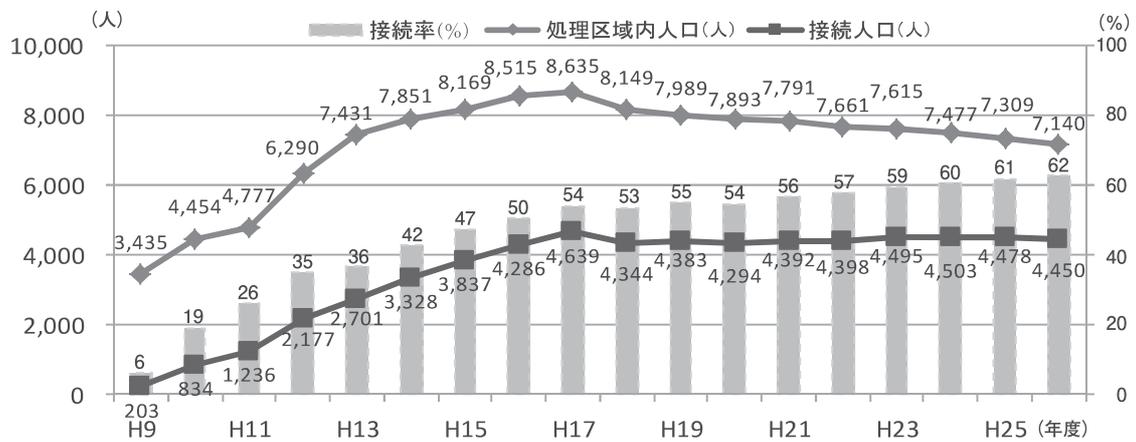
(現状と課題)

- 生活排水対策では、市街地で公共下水道事業、農村部の赤野地区・奈比賀地区で農業集落排水事業を実施し、その他の地域では合併浄化槽の設置補助事業を行ってきました。
- 公共下水道事業は、全体計画区域217haのうち169haが整備済みとなっています。農業集落排水事業については、整備が完了し、両事業ともに維持管理と接続率の向上に取り組んでいます。
- 平成26年度末の下水道接続率は、公共下水道事業が63.0%、農業集落排水事業の奈比賀地区91.3%、赤野地区54.3%となっており、接続率の低い地区では事業効果が十分に発揮できていない状況です。
- 下水道事業の経営は、使用料などの事業収入で賄うことができず、他会計からの繰り入れによって運営されているのが現状です。
- 安芸市浄化センター（公共下水道事業）は、適正な汚水処理が持続できるよう、施設の長寿命化を行っており、今後も計画的に継続していく必要があります。また、農業集落排水事業についても、同様の取り組みが必要となってきます。
- 公共下水道・農業集落排水事業区域以外の地域では、依然として、生活排水が未処理のまま放流される汲み取り式便所や単独処理浄化槽の世帯が多く残っています。生活排水を処理できる合併処理浄化槽の普及率は、平成26年度において24.2%となっており、引き続き合併処理浄化槽の普及を促進する必要があります。また、設置された浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の受検など、適正な維持管理を行うことも重要です。
- 平成15年度に汚泥再生処理センター「清浄苑」を建設し、し尿などの処理を行っています。清浄苑は、建設から10年以上を経過し、機器類の修繕や更新頻度が増すことが考えられるため、計画的な点検整備を行い、施設の安定した運転を維持する必要があります。
- 人口は年々減少しているものの、一般家庭から集積場所へ排出される1人当たりのごみの量は、平成21年度の679g/人・日から平成26年度の712g/人・日と増加しています。引き続き、水切りの徹底や、ごみ出しマナーなど意識の向上が求められています。また、平成26年度は資源ごみの回収により分別収集率20.0%、リサイクル率14.9%となっていますが、地区や団体の活動として紙類や缶類を回収しているところも増えてきています。
- 本市を含む県東部9市町村による広域ごみ処理施設『安芸広域メルトセンター』では、一般廃棄物を溶融処理しています。廃棄物のガス燃焼に伴う熱は、回収されて発電に利用されており、

施設内電力として使用しています。

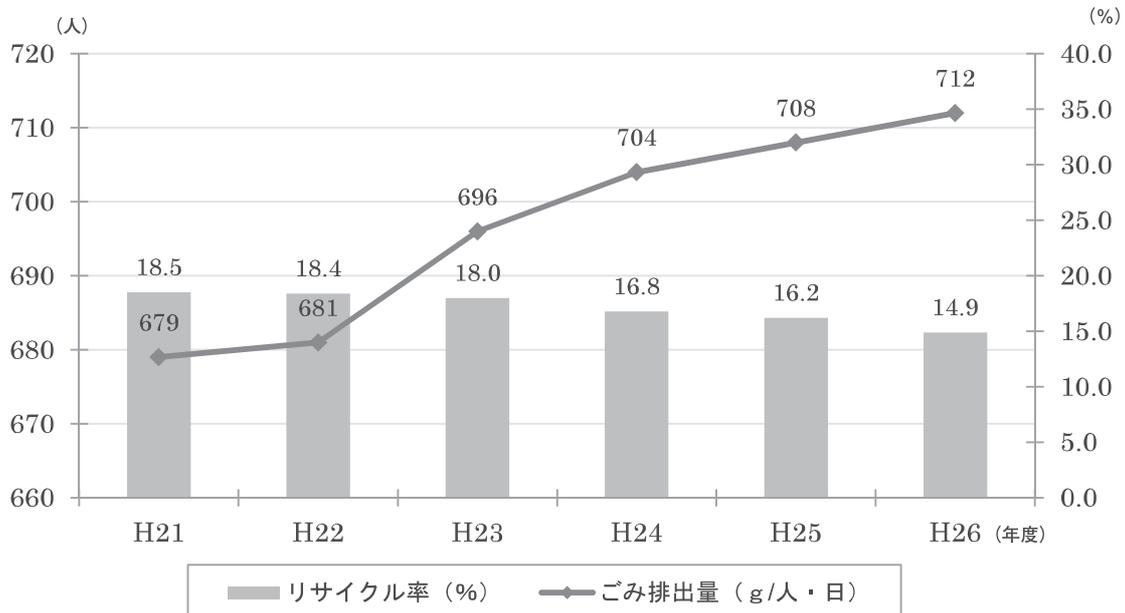
- 地域の環境美化と清潔で快適な生活環境の確保を目的に、官民一体となつての市民一斉清掃や不法投棄、ふん害の防止などの啓発活動に取り組んでいます。
- 昭和47年に建設した現火葬場は、老朽化が著しく、早急に新たな火葬場を建設することが望まれていましたが、現在、新たな火葬場の建設に着手しており、平成28年度中の完成を目指しています。

下水道事業の推移



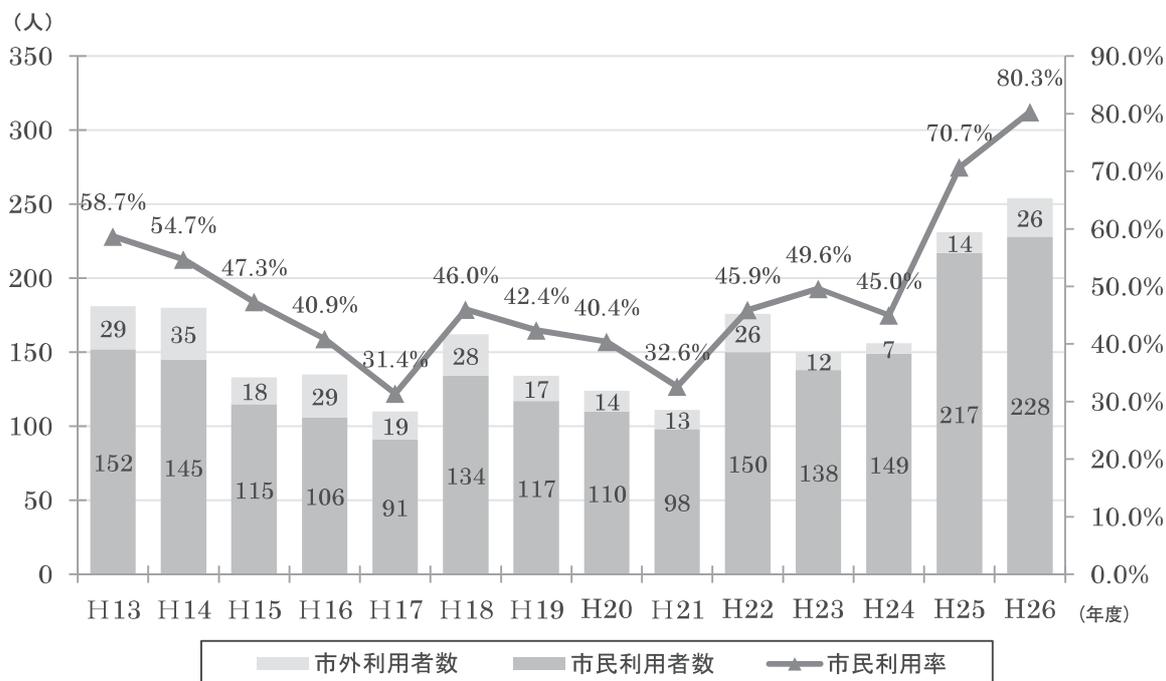
※公共下水道事業と農業集落排水事業を合算したものです。
 ※処理場の供用開始年度等は以下のとおりです。安芸市浄化センター 平成9年度供用開始（平成15年度増設）
 /赤野浄化センター 平成12年度供用開始 / 奈比賀浄化センター 平成16年度供用開始

ごみ排出量、リサイクル率の推移



4-2 環境衛生

市営火葬場の使用状況



※市民死者数のうち、市営火葬場を利用した人の割合。

(計画)

(1) 生活排水対策の推進

- 公共下水道・農業集落排水への接続を推進するため、普及啓発を継続し、市民一人ひとりの水質浄化意識の高揚に努めます。
- 合併処理浄化槽の普及促進を図るため、水質保全の啓発活動や設置者に対する補助金の交付を行います。
- 浄化槽の適正な管理を促進するため、法定検査、保守点検及び清掃を実施しやすい仕組みづくりの検討や市民向け講習会を開催します。
- 清浄苑の計画的・経済的な点検整備などを行い、施設の安定した運転管理に努めます。

(2) 下水道事業の見直し

- 公共下水道の未整備区域については、安芸道路などによる土地利用の動向や、今後の汚水処理のあり方を検討したうえで、計画の見直しを含めた対応を図ります。
- 処理施設の運転管理の効率化をさらに進めるとともに、事業収入の確保に必要な対応を図ります。



一斉清掃

(3) 下水道施設の長寿命化

- 処理施設の老朽化対策と下水道事業の経営の安定化を図るため、計画的に処理施設の長寿命化を行います。

(4) 適正なごみ処理と環境美化

- 買わない・つぐらない・捨てない・混ぜないの4つの「ない運動」の展開や、コンポスト容器・生ごみ処理機購入費用に対する助成、水切り徹底や食品ロス削減など、意識の向上によるごみの減量化に取り組みます。
- 広報などを通じて分別収集・リサイクル意識の普及啓発に取り組み、リサイクル率の向上を図ります。
- 関係機関や地域住民と連携して不法投棄、ポイ捨てやふん害の防止に向けた取り組みを推進します。
- 市民一斉清掃の継続実施やボランティア清掃の支援など、市民や地域の主体的な美化活動を推進するとともに、環境美化意識の高揚を図ります。

(5) 火葬場の整備

- 市民が利用しやすい火葬場の運営に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
公共下水道接続率 (%)	58.3	59.9	61.1	62.0	63.0	66.0
農業集落排水接続率 (赤野地区) (%)	47.7	49.3	51.0	52.4	54.3	63.0
〃 (奈比賀地区) (%)	89.8	92.1	91.2	91.5	91.3	100.0
合併処理浄化槽普及率 (%)	19.3	20.0	21.5	22.7	24.2	29.2
1人1日当たり家庭ごみ排出量 (g)	681	696	704	708	712	698
リサイクル率 (%)	18.4	18.0	16.8	16.2	14.9	18.0
火葬場市民利用率 (%)	45.9	49.6	45.0	70.7	80.3	95.0

※公共下水道接続率 農業集落排水接続率…「目標値」緊急財政健全化計画・農業集落排水施設利用計画書に基づく数値。

※リサイクル率…可燃及び不燃リサイクル量／ごみ処理総量。

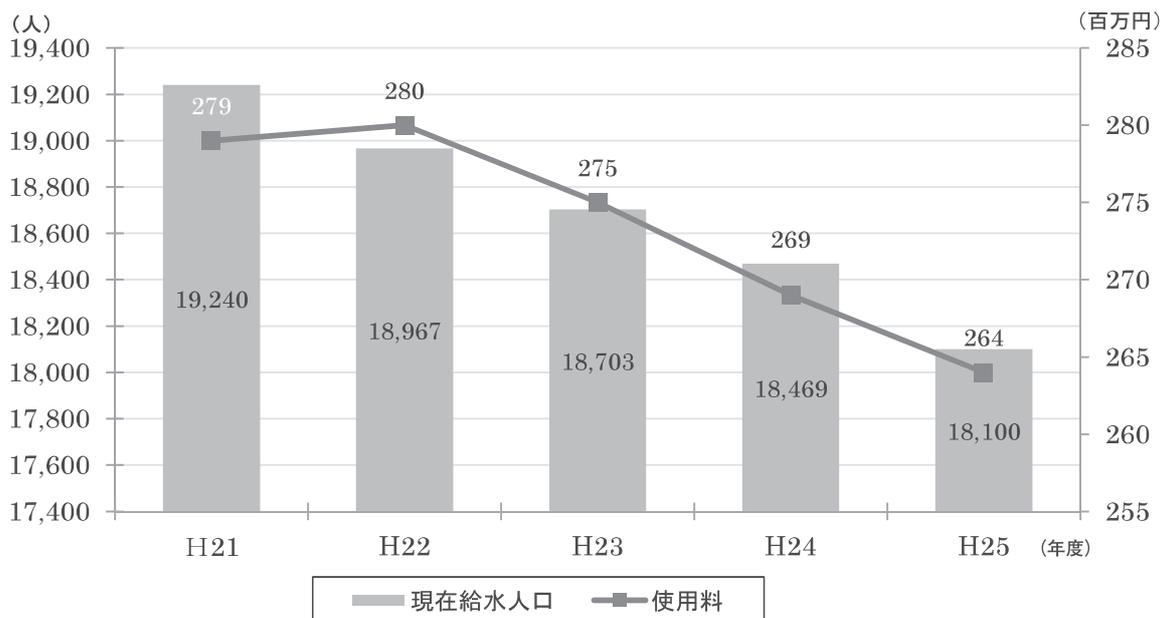
4-3 上水道

水道事業の健全経営を図りながら、安定した生活用水を確保できるよう、老朽管の更新、配水池や配水管などの耐震化を進めるとともに、上水道未整備区域への支援の必要があります。

(現状と課題)

- 本市の上水道は、昭和27年に旧安芸町で給水が開始され、現在の普及率は96.4%となっています。
- 布設後40年を経過する老朽管を優先的かつ計画的に更新していく必要があります。また、南海トラフ地震対策として、平成24年度に策定した安芸市水道事業基本計画をもとに、事業選定や計画の見直しを行い、水源地や配水池、送・配水管などの耐震化を計画的に進める必要があります。当該計画では、配水池（貯水タンク）の耐震化を優先的に進める方針ですが、耐用年数を残す主要管路の多くが、耐震性能を持たないため、管路についても耐震化を進めていく必要があります。
- 上水道の未整備区域の集落は、井戸水や谷水を生活用水として利用しています。特に谷水を利用している集落では、渇水や大雨時の濁水、給水施設の維持管理などに苦慮しており、安定した生活用水の確保が課題となっています。
- 人口減少、節水意識の高まりにより、今後も使用料収入は減少する傾向にあります。また、南海トラフ地震対策や老朽管更新などで一定費用が必要となり、経営の効率化と安定化を図る必要があるため、経営診断を行い料金制度の最適化を図ります。

給水人口及び使用料推移



(計画)

(1) 安全な水の安定供給

- 老朽配水管などの布設替えを進めます。
- 配水池、配水管などの計画的な更新・耐震化に努めます。
- 上水道の整備が困難な地域にある集落などに対し、生活用水確保に関する支援を行います。

(2) 料金制度の最適化

- 管理コストの削減や漏水調査の強化により、更なる有収率の向上に努めるとともに、経営診断を行い、経営健全化に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
有収率 (%)	91	92	89	91	90	94

※総給水量から漏水などの事故水量を除いた水道料金賦課水量の割合。

4-4 交通基盤

本市は台風・豪雨などの通行止め、慢性的な交通渋滞に悩まされることの多い道路環境のため、救急・災害発生時に「命の道」となる四国8の字ネットワーク、必要性に応じた道路の整備が求められています。また、地域の足としての鉄道・バスなどの公共交通の維持・効率的な運行を図る必要があります。

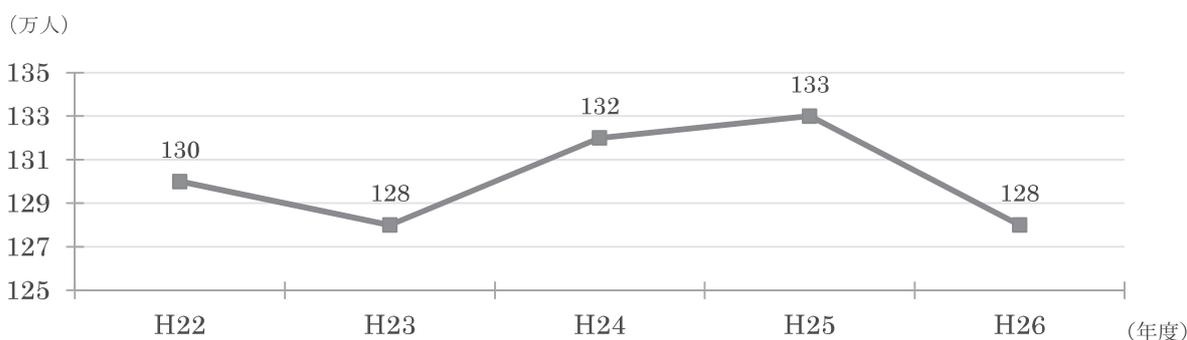
(現状と課題)

- 県東部地域の海岸沿いを走る片側1車線の国道55号は、安芸市における最も基幹的な道路であり、日常の市民生活における重要度はもちろん、現在では、唯一の広域幹線道路としてあらゆる産業活動を支えています。しかしながら、台風・豪雨による通行止めが度々発生し、朝夕の慢性的な交通渋滞によって緊急車両の通行にも支障をきたしているほか、一部には歩道のない区間もあります。また、南海トラフ地震の津波などで寸断されることが懸念されています。
- 高知東部自動車道・阿南安芸自動車道をはじめとする四国8の字ネットワークは、災害発生時には『命の道』となり、また、地域の産業・観光振興、定住環境の確保など地域の活性化を進めていくための重要な役割も担っているため、早期整備が強く求められています。しかし、高知県における四国8の字ネットワークの整備率は52%で、連結すべき高速ネットワーク化が進んでいないため、十分な効果が得られていない状況です。現在安芸市では、平成26年度より高知東部自動車道の芸西IC～安芸西IC間において、工事着手に向けて用地買収が進んでいます。また、阿南安芸自動車道の安芸道路においても、平成24年度に事業化され、調査設計・現地協議が進んでいます。
- 県道の道路改良率は平成25年度末で36.0%と県内平均の60.9%を大きく下回っています。山間部では、1.5車線の整備や落石防止対策が進められていますが、依然として崩壊や落石による通行止めが多発しているほか、対向車とのよけ違いができない狭小な箇所も残っています。一方、平野部では、県道安芸物部線・高台寺川北線などが整備され、交通利便性が大きく向上しました。
- 市道の道路改良率は平成25年度末で37.9%と県内市町村平均の44.2%を下回っていることから、緊急性や重要性、財源対策などを踏まえながら、計画的な整備に努める必要があります。また、建設してから相当の年月が経過して、十分な機能を発揮できなくなった橋梁などの道路構造物の老朽化対策や南海トラフ地震で倒壊しないような対策も講じていく必要があります。
- このような背景を踏まえて、学識経験者や商工・産業や観光などの各分野の関係者の参画を得て、平成22年度に「安芸市道路交通網ビジョン」を策定しました。これに基づき、安芸市の目指すべき将来像と道路整備の必要性を相互に見極めながら、道路整備の推進に努めていく必要があります。
- 鉄道ごめん・なはり線は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として年間約130万人に利用されています。県及び沿線市町村では、経営安定化に向けて基金を造成し、赤字補てんなどの支援を行っていますが、今後沿線人口の減少など利用者の減少が見込まれており、沿線住民や近隣自治体が一体となったマイレール意識の向上や鉄道の利用促進に向けた取り組みを進める必要があります。

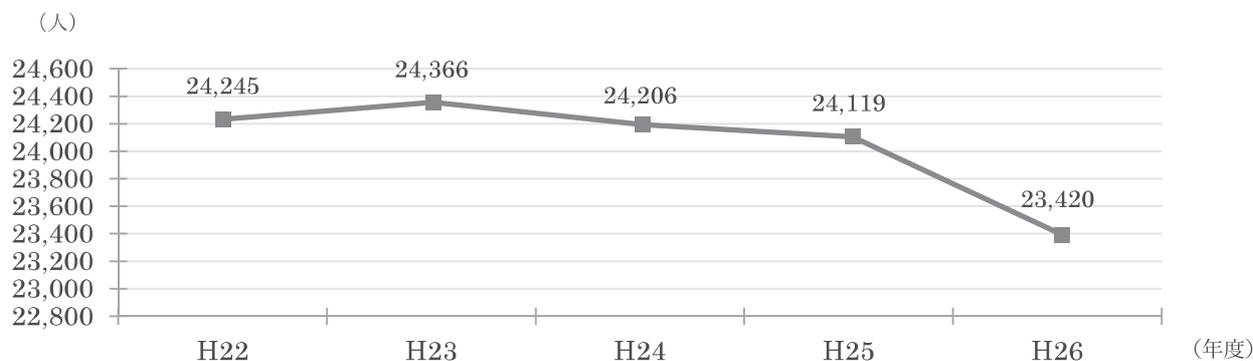
【第4章】
美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり
【環境・生活基盤】

- 高度成長期に集中的に整備された多くの道路インフラが老朽化し、一斉に補修や更新を行う必要性が急激に高まるものと見込まれています。しかし、国、地方とも厳しい財政状況にあるため、これらのメンテナンスを確実に実施していくことが大きな課題となっています。
- 路線バスは、高知から安芸間をとさでん交通が、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を高知東部交通が運行しています。過疎化の進展やごめん・なはり線との競合などによって利用客は減少傾向にありますが、公共交通確保のため、国・県・関係自治体が赤字補てんを行い、路線を維持しています。
- ごめん・なはり線の開業にあわせて平成14年7月に運行を開始した元気バスは、東川・畑山など7路線で運行しています。元気バスは、高齢者などの通院や買い物に欠かせない交通手段となっていますが、利用者数は人口減少に伴い減少しています。一方で高齢化や過疎化により地域公共交通の役割はますます重要となっており、住民の利便性を確保しつつ、持続可能で効率的な運行を図る必要があります。

ごめん・なはり線利用者数



元気バス利用者数



4-4 交通基盤

(計画)

(1) 高規格道路・国道・県道の整備

- 県や関係市町村と連携し、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道の整備を促進します。
- 歩道の新設・拡幅、通行止め・渋滞対策など、国道整備を促進します。
- 県道の整備を促進します。特に山間部の県道の1.5車線の整備や落石防止対策のほか、市道の県道昇格を促進します。

(2) 市道の整備と適正な管理

- 緊急性や重要性を勘案しつつ、補助事業等を活用し、道路舗装や拡幅改良などの計画的な実施に努めます。
- 平成26年度より5年に一度の近接目視が義務付けられた橋梁・トンネル点検を着実に実施するとともに、長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく補修などを促進します。
- 市民や地域と協働して、適正な維持管理に努めます。

(3) 公共交通の確保

- 県や沿線市町村と連携して、ごめん・なはり線の経営安定と利用促進を支援します。
- 県や関係市町村と連携して、公共バス路線の確保に努めます。
- 元気バスについて、利用状況や利用者のニーズを把握し、利用しやすく効率的な運行となるようダイヤ、運行経路の見直しを行い、利用者の増加とコスト削減を図り、地域の公共交通手段の確保に努めます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
市道改良率 (%)	38.5	37.8	37.9	37.9	-	38.7
元気バス利用者数 (人)	24,245	24,366	24,206	24,119	23,420	23,000



ごめん・なはり線

4-5 公園・緑地

【第4章】 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり 【環境・生活基盤】

公園・緑地は、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらします。本市は、公園の数が多く効率的な維持管理が課題となっており、市民参加による緑化活動などを推進していく必要があります。

（現状と課題）

- 本市の主な公園には、自然公園が2箇所、広域公園が1箇所、都市公園が8箇所、その他の公園が42箇所あり、平成26年度末の人口1人あたりの公園面積は、22.3㎡となっています。遊具などの公園施設の老朽化が進んでおり、計画的な改修や更新が必要となっています。
- 西八幡公園内の市営球場には、多くの利用者と観客が訪れていますが、観客席や附帯設備の整備などが課題となっています。
- 公園・緑地は、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらしますが、維持管理の効率化が課題となっています。
- 花苗や肥料を配布するなどの市民の自主的な緑化活動の推進、また、安芸駅前や総合運動場前などの市内数カ所では、シルバー人材センターや福祉団体に委託して道路景観に彩りを添える花の植付を行っています。

（計画）

（1）公園等の適正な管理

- 市民や地域と連携し、公園・緑地の適正な維持管理に努めます。
- 公園内の老朽化した遊具の撤去や更新を進めます。

（2）市民参加による緑化活動の推進

- 市民の自主的な緑化活動を支援します。



内原野公園

4-6 住宅

安心できる住まいを維持できるよう、経年劣化が進んでいる市営住宅の修繕や、民間住宅の耐震化などを行うことが必要です。

(現状と課題)

- 市内には、県営住宅が72戸、市営住宅が567戸（うち改良住宅265戸）あります。市営住宅については、築30年を経過したものが多く、給排水設備の劣化、壁面の剥離、屋根の防水機能低下など、経年劣化による損傷が目立つようになってきており、事後修繕を主とした維持管理を行っております。
- 民間の住宅についても南海トラフ地震対策としての耐震化、老朽化住宅の除却などが必要となってきました。
- 人口流出に歯止めをかけ、本市への移住を促進し、定住人口の増加を図るためにも、特に子育て世代となる若者への住宅支援が求められています。

(計画)

(1) 公営住宅の適正な管理

- 建築年度の古い順に、屋上や屋根の防水対策などによる住宅の長寿命化を図るとともに、市営住宅の建て替えを計画的に行います。建替えにあたっては、津波浸水想定区域以外への整備を行います。

(2) 若い世代に向けた支援の充実

- 若者のUIターン及び定住の促進を図るため、若者が快適に暮らせる住宅団地や、市営住宅の整備に取り組みます。また、三世帯同居家族を対象にリフォーム費用の助成を行うことにより、三世帯同居世帯の子育て支援に取り組みます。



第3期内原野住宅団地

4-7 情報化推進

【第4章】 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり 【環境・生活基盤】

市民生活の利便性向上や行政の効率化、サービスの質的向上、移住者の受入れを実現するため、ICTを最大限に活用することは、有効な手段であり重要な取り組みです。また、南海トラフ地震に備えた情報通信手段対策も求められています。

(現状と課題)

- 本市においては、平成22年度に市街地を中心にブロードバンド環境を整え、市民生活の利便性の向上に努めてまいりました。その後、民間企業の参入により、超高速ブロードバンドの環境も整い、情報通信基盤については概ね整備が完了しました。しかしながら、市街地と中山間地域などとの間には、依然として、情報通信速度や利用料金などの格差があります。今後、中山間地域における移住の受け入れや高齢者対策を考えた場合、超高速ブロードバンド環境の整備も検討する必要があります。
- また、日常に必要な地上デジタル放送については、共聴施設の地上デジタル化が一定整備されました。今後も良好にテレビ放送が受信できるよう、老朽化した共聴施設の計画的な整備が求められています。
- 加えて、今後予測される南海トラフ地震への備えとして、情報通信手段に有効であるラジオの難聴取対策を講じていくことが重要です。
- 情報化社会に対応するため、地域情報化の啓発や、情報教育、情報リテラシーの向上などの啓発やコミュニティを形成していく必要があります。
- 人口減少の抑制策として、交流人口の拡大、移住定住などを目指した情報発信の仕組みづくりをしていくことも求められています。
- このように、情報戦略については、地域におけるICTビジョンを住民と共有しながら、総合的な地域の情報化推進計画に基づいたまちづくりを進めていく必要があります。

(計画)

(1) 情報化推進計画の策定

- 情報化社会に対応するため、情報化推進計画を策定します。

(2) 情報通信基盤の整備

- 光回線エリアの拡大を促進し、ICTの利用環境を高めることで、情報の地域間格差をなくし、サテライトオフィスや移住者受け入れ環境を整えます。
- 老朽化した共聴施設の計画的な整備を行います。
- 指定避難所におけるラジオ難聴取対策を行います。

(3) 電子自治体の構築

- 行政手続のオンライン化を推進します。

(4) 啓発・コミュニティづくりへの支援

- 地域情報化に向けた啓発活動を行います。
- 学校・生涯学習における情報教育を充実させます。
- インターネットを活用した市民活動などへ支援を行います。
- 地域活動を促進するための情報リテラシーを向上させます。

4-8 移住・定住

人口減少は、市民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済にも大きな影響を及ぼすなど、まちの存続に関わる深刻な問題であり、その対策は急務です。そこで、本市の雇用・福祉・交流などの総合的な魅力化を図り、移住者の受入れ体制を整える必要があります。

(現状と課題)

- 本市の人口は、平成22年の国勢調査の結果において、19,547人と前回調査時（平成17年）から800人余り減少し、その後も、住民基本台帳人口ベースで年間250～300人程度の減少が続いています。
- この傾向は、今後も継続的に続いていく見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、2035年には13,000人台まで減少すると推計されています。
- 市街地においては、既存商店街の空き店舗、空き家が増加し、人口減少の悪循環の要因となっています。また、中山間地域では高齢化、若者の都市部への転出が著しいため、担い手不足につながり、空き家や遊休農地の増加は深刻な状況となっています。
- こうした中、本市においても、移住・定住の取り組みとして、内原野住宅団地の整備や空き家バンク制度の設置、新規就農支援事業などを実施してきましたが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。
- 人口の減少が全国的に進む中、本市が自主自立による地域経営のもと、将来にわたって住民福祉を増進していくためには、定住人口の減少を抑制するとともに、移住者の受け入れに力を入れ、地域の活力を維持していかなければなりません。
- そのため、平成27年に「安芸市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、雇用、移住・交流、結婚・出産・子育て、時代に応じた社会づくりの4つのテーマのもと、人口減少の抑制に向けた事業を推進していきます。

(計画)

(1) 移住促進プランの策定と実行

- 移住促進計画を策定します。
- 移住促進対策推進チームを設置します。
- 移住促進協議会の設立及び運営支援を行います。



移住相談会

(2) 移住定住の促進

- 空家の有効活用や若者住宅支援などを通して、移住希望者の受け皿となる住宅支援を図ります。
- 移住者への生活応援などを担う地域移住サポーターの育成や移住者のネットワーク形成への支援、保育サービス、通勤支援などの生活のサポートを行います。
- 自然体験を軸とした山村留学を誘致し、中山間地域への移住定住の促進を図ります。
- 移住促進ポータルサイトを整備し、本市の魅力を発信する機能整備を行います。

成果指標	H26	H32
年間移住者数（人）	52	100

第5章

歴史と文化は地域の宝! 未来へはばたく人を育むまちづくり

【教育・生涯学習】

- 5-1 学校教育
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習
- 5-4 市民スポーツ
- 5-5 芸術文化・歴史

5-1 学校教育

社会や経済のグローバル化が進み、より複雑で変化の激しい時代に生きていく現代の児童生徒に対して、時代に応じた教育が必要となっています。児童生徒がこれからの社会を築く担い手となり、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身につける教育を目指します。

(現状と課題)

- 安芸市立小中学校は、小学校が12校（うち休校3校）、中学校が5校（うち休校3校）で、平成27年度の児童生徒数は1,104人となっており、平成8年度（2,087人）対比で53%まで減少しています。
- 学力向上においては、基本的な生活習慣を身につけ、質の高い思考力・判断力・表現力が学べる授業や環境を築くことがますます求められます。全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査、安芸市版学力調査や単元テストなどは児童生徒の学力・知識・技能などを的確に把握し、学習への意欲や主体性を計り、自ら学び主体的に判断して、問題を解決する資質や能力などを伸ばし高めるためのツールとして活用しています。
- 児童生徒の体力の低下と肥満傾向が課題の一つとなっており、特に食生活での乱れがないように、食育教育の推進や規則正しい生活習慣の呼びかけを行っています。平成27年度から本市立の全小中学校において学校給食が開始されており、栄養面で児童生徒の体づくりを担うとともに、食に関する知識や情報の提供など健康教育への取り組みが必要となります。
- 国際化の進展に伴い、国際理解教育の重要性が益々高まっています。本市では、平成13年度にALT（外国語指導助手）を増員し、中学校に加え、小学校での外国語活動も促進しています。
- 情報化社会に対応できる人材の育成が求められています。学校のICT環境の充実に積極的に取り組み、通信回線網やパソコン機器などの整備は進みましたが、電子黒板などの新しい機器の導入や、それらのソフトを指導する教員の育成が課題となっています。
- 問題行動のうち、暴力行為の発生件数は小中学校で減少傾向にありますが、不登校児童生徒の出現の割合やいじめの認知件数は改善されておらず、開発的生徒指導の推進とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関などと連携して、未然防止、早期発見と早期解決に取り組むことが不可欠です。
- 若者の市外流出が続く本市において、子ども達が郷土を知り、郷土のために能力を発揮できる心を育てるとともに、将来の目標に向けて意欲的に学び、取り組める環境づくりが必要です。
- 火災発生や不審者への対応、震災時における避難路の確認や防災計画による避難訓練など、あらゆる危険な場面を想定したマニュアルの整備や訓練を実施しています。
- 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携により、個々の児童生徒の性格や特性、生育・家庭環境などを共通理解した教育を推進し、全ての児童生徒がスムーズな進学や進級を行い小1プロブレムや中1ギャップを発生させず、豊かで充実した学校生活や学習に取り組めるように努めます。

（計画）

（1）「生き抜く力」の育成

- 児童生徒の基礎基本の定着と学力の向上を目指し取り組んでいる授業研究や、教職員の資質・指導力の向上に向けた支援を行います。
- 豊かな心と感性を育む読書活動の推進、人権教育や道徳教育などの「心を耕す教育」、クラブ活動や委員会活動などの課外活動の振興にも力を入れるとともに、食育や体力向上を目指した健康教育の充実など、学校現場における様々な取り組みを積極的に支援します。
- 国際交流活動の拡充により、国際理解教育を推進します。
- 情報教育に関わる指導者の育成に努め、ICT機器を導入し、それらを活用した効果的な学習を進めます。
- 子ども達の郷土愛の育成と「夢」や「志」を喚起し、学ぶ意欲を引き出すための教育として、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育をサポートします。
- 保幼小中高を見通した生活・学習習慣づくりの確立などを支援します。

（2）危機管理体制の確立

- 防災・防犯体制の充実と訓練を実施し、児童生徒の安全対策をとるとともに、危機管理・安全管理機能の向上に努めます。
- 南海トラフ地震による津波対策として、学校の統廃合を含めた高台等への移転を推進します。

（3）学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- 保護者、地域の協力のもと開かれた学校づくりを推進します。
- 各学校は、自己点検や保護者アンケートなどに加えて外部評価を行い、保護者・地域から信頼される学校を目指します。
- 統一参観日「安芸市教育の日」の実施、ホームページの開設や学校便りを地域へ配布するなど、学校の情報を地域住民に積極的に提供します。
- 家庭と学校との連携強化への取組を進め、地域ぐるみの教育支援活動を充実させ、地域の教育力の向上を図れるよう支援します。
- 教育相談の充実、生徒指導の三機能を生かした学級経営を行うのに加え、児童生徒にアンケートを実施して児童生徒一人ひとりの実態や変化を把握し、必要な支援や相談活動に努めます。

5-1 学校教育

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H32
不登校児童・生徒数（％）※1		1.7	1.2	1.1	1.2	1.3	1.0
1日の家庭学習の時間（％）※2	小学6年生	60.5	67.0	51.1	54.9	42.2	60.0
	中学3年生	16.1	23.0	33.5	29.9	22.5	35.0
朝食摂取率（％）	小学6年生	96.5	97.0	91.3	97.8	98.6	99.0
	中学3年生	90.3	93.0	92.1	92.1	92.9	95.0

※1 全児童・生徒数に対する不登校者数の割合

※2 小学6年生は1時間／日、中学3年生は2時間／日以上割合



学校給食

5-2 青少年の健全育成

【第5章】
歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり
【教育・生涯学習】

青少年を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、親子関係の希薄化や生活習慣の乱れ、地域活動への無関心・不参加などが指摘されています。また、携帯電話やインターネットを介した犯罪やいじめは、ますます多様化や低年齢化しています。こうした問題を未然に防ぎ、心豊かに暮らせる地域づくりを推進します。

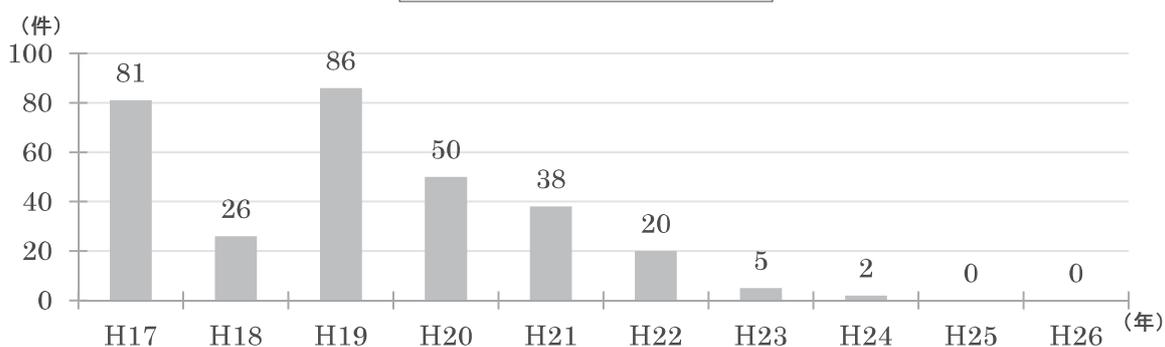


放課後子ども教室（親子食育）

（現状と課題）

- 青少年の豊かな心、自立心、社会性、規範意識を育てる家庭教育や健全育成活動が求められています。
- 安芸市子ども会連絡協議会では、「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に子どもたちがたくましく心豊かに成長する手助けを目的として、子ども会活動、ジュニア・リーダーの育成などを行っていますが、指導者の確保が大きな課題となっています。
- 安芸署管内の非行少年の刑法犯件数は9件（うち安芸市6件）で、窃盗犯罪が大半を占め、不良行為件数は17件（うち安芸市8件）で深夜徘徊や喫煙がその大半を占めています。
- 少年育成センターでは、補導員と連携した地域巡回などの補導活動や防犯教室の開催などの防犯活動、また、スクールガード・リーダーの養成などボランティアの育成も行っています。今後も防犯意識の高揚を図るとともに、青少年の非行や犯罪の防止に継続的に努めることが必要です。

少年育成センター補導件数



（計画）

（1）青少年の健全育成

- 青少年の自立性を培うために、子ども会の活動を推進するとともに、指導者の確保・育成や団体相互の交流に努めます。
- 放課後や週末などに、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- 青少年育成安芸市民会議の活動として、清掃奉仕活動や環境浄化活動及び文化社会体験活動に取り組みます。
- 関係機関とともに地域巡回活動・啓発活動を行い、青少年の非行・犯罪の防止に努めます。

5-3 生涯学習

情報化や国際化、高齢化社会の進展や物質的に豊かな生活環境を背景に、生涯学習に対するニーズは多様化・高度化していますが、世代間交流の減少、地域連帯意識の希薄化などの社会的問題も増加しています。そのため、市民が学習できる機会をつくとともに、公民館活動などにより地域住民の連携、地域への関心を深める必要があります。

(現状と課題)

- 市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・誰でも」学習できる社会を目指して、夏季大学講座・公民館講座・生涯学習学級、図書館の運営など、多様な学習機会の提供に努めていますが、事業の固定化・義務化が進行し、学習者が増加しない状況がみられます。関係団体が一体となって継続する事業の充実、魅力ある学習プログラムの場を提供することが重要です。また、市民会館、図書館は建設から40年以上が経過し老朽化が進んでいます。
- 市内には19箇所の公民館があり、うち11箇所に活動指導員を配置し、地区民運動会や文化祭、各種スポーツ活動、防災活動など、地域に根差した活動を展開しています。地域のコミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点へと変わっていくことが求められていますが、現状の活動においても参加する人が固定化しています。
- 平成2年度に「人づくり交流事業」を開始し、平成6年度には安芸市友好交流協会が設立され、市民の自発的な交流活動を通じた人材育成に取り組まれてきました。今後も、外国文化等との出会いを促進し、新しい文化の体験などによる幅広い視野を養っていく必要があります。
- 平成元年に童謡「赤とんぼ」の作詞で知られる三木露風の出身地・兵庫県龍野市（現：たつの市）と姉妹都市を提携しています。両市では、毎年スポーツ交流など、市民間の交流が行われており、今後も他地域との交流を推進し、地域づくりや人づくりに結びつけていくことが重要です。

(計画)

(1) 誰もが学べる学習環境づくり

- 夏季大学講座などの多様な学習機会の提供に努めます。
- 図書館や文化施設等の情報提供機能の強化や認知度向上の取り組みなどにより、生涯学習施設の利便性向上に努めます。
- 市民会館・図書館の地震・津波対策を計画的に進めます。
- 関係機関・団体などとの協力・連携体制を強化して、全ての市民の立場に立ったサービスを展開します。

(2) 公民館活動の充実

- あらゆる世代が参加できる生涯学習活動の充実に努め、地域コミュニティの育成を図ります。
- 公民館の機能向上を図るため、施設・設備の充実に努めます。
- 指導体制の充実、情報学習の推進を図り、地域で学ぶ拠点づくりを推進します。

（3）地域間交流の促進

- 姉妹都市交流など、市民が主体となった地域間交流活動を促進します。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
年間図書貸出冊数 (冊)	51,924	52,524	50,765	49,263	47,353	50,000



ブックスタート

5-4 市民スポーツ

市民が健康な体でいきいきと暮らしていくために運動は大切です。スポーツをすることによって心身のリフレッシュや健康の保持・増進に大きな効果が見込まれるため、今後とも市民スポーツの振興に努める必要があります。

(現状と課題)

- 「健康な人づくりはスポーツから」を合言葉に、安芸市体育会などと連携して「安芸市体育祭」や「安芸タートルマラソン全国大会」などの各種大会を開催しています。
- 平成22年3月に設立した総合型地域スポーツクラブ「来楽部あつきいな」へのスポーツ振興くじからの助成金が平成27年3月に終了し、単独での運営が困難な状態になっています。各種サークルやスポーツ教室の開催、年齢や身体の状態に応じた運動の普及、市民の健康維持向上において果たす役割は大きく、活動を支援していく必要があります。
- 平成14年の「よさこい高知国体」開催に伴い、市営球場と市体育館の大規模改修を行いました。市営球場は、毎年、阪神タイガースのキャンプや県外の高校・大学などの野球の合宿が行われています。現在、交付金事業を活用して施設などの部分改修に計画的に取り組んでいますが、依然として老朽及び狭隘な箇所は残るため、今後において、スポーツ、観光の核として活用するには、抜本的な整備が必要です。
- 一方で、スポーツ競技者から陸上競技場やサッカー場などの整備の要望もあがってきています。

(計画)

(1) スポーツ人口の拡大

- 総合型地域スポーツクラブの運営を支援し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを促進します。
- 各種スポーツ団体や体育会組織の主体的な活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員などと連携し、指導者の育成に努めます。
- スポーツ環境の向上を図るため、スポーツ施設の整備・充実に努めます。



総合型スポーツクラブ「来楽部あつきいな」

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
スポーツ施設延べ利用者数 (人)	85,507	88,471	85,935	88,613	83,673	90,000
総合型地域スポーツクラブ会員数 (人)	224	239	231	242	234	300

5-5 芸術文化・歴史

【第5章】 歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり 【教育・生涯学習】

市民が豊かな心で郷土愛を育むためには、芸術文化・歴史に親しむことが大切であり、芸術文化にふれる機会や地域の伝統芸能などを維持、伝承していく必要があります。



赤野獅子舞

(現状と課題)

- 童謡作曲家・弘田龍太郎の出身地であることから、童謡にちなんだ心豊かな地域づくりを進めています。市内には市民グループによって10箇所童謡曲碑が建立されています。平成元年には「赤とんぼ」の作詞で知られる三木露風の出身地・兵庫県龍野市（現：たつの市）と姉妹都市を締結しています。
- 公立としては全国初となる書道美術館を昭和57年に開設し、毎年開催されている安芸全国書展及び全国書展高校生大会には、全国からあわせて約2,000点の作品が寄せられ、次代を担う書家の育成にも貢献しています。
- 安芸市文化協会には、45の団体・サークルが加盟し、芸術展・芸能祭・音楽祭などを自主的に運営・開催していますが、運営に関わる人材が固定化・減少する傾向にあります。
- 過疎・高齢化や自治会活動の減退に伴い、地域の特色ある伝統芸能や行事、祭りなどが失われつつあります。
- 県の無形民俗文化財に指定されている「赤野獅子舞」の担い手は、近年学校と連携することで、子どもの担い手数が増えています。一方、「一ノ宮万才」や「入河内獅子舞」など、他の民俗芸能の担い手が減少しています。
- 平成24年7月に土居廓中地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、新たな視点からの文化財の保存と活用を図ることが重要です。

安芸市における文化財

平成26年8月1日現在

指定	名称	員数	種別	指定年月日	所在地及び所有者
国	聖観音立像	1 軀	重要文化財（彫刻）	大7.4.8	安芸市本町1丁目1-21 妙山寺
国	伊尾木洞穴 シダ群落	7 種類	天然記念物	大15.10.20	安芸市伊尾木丸山 農林水産省（安芸市管理）
国	畠中家住宅（野良時計）	2 物件	登録有形文化財	平8.12.20	安芸市土居638-4
国	陽和工房 登窯	1 物件	登録有形文化財	平16.6.9	安芸市井ノ口乙3472
国	野村典男家住宅	1 物件	登録有形文化財	平17.7.12	安芸市土居989
国	寺村徳夫家住宅	5 物件	登録有形文化財	平17.7.12	安芸市土居993番地1
国	野村隆男家住宅	7 物件	登録有形文化財	平17.7.12	安芸市土居994
国	森澤家住宅	13 物件	登録有形文化財	平17.11.10	安芸市土居559
国	杉本家住宅	3 物件	登録有形文化財	平19.7.31	安芸市本町2丁目4番3号
国	五藤家住宅	7 物件	登録有形文化財	平20.3.7	安芸市土居955
国	岩崎家住宅	7 物件	登録有形文化財	平22.4.28	安芸市井ノ口甲1696
国	畠中家住宅	9 物件	登録有形文化財	平22.4.28	安芸市土居633
国	前田家住宅	2 物件	登録有形文化財	平25.6.21	安芸市本町5丁目1736-8
県	安芸国虎墓	1 基	史跡	昭28.1.19	安芸市西浜556 浄貞寺
県	畑山のムカデラン自生地		天然記念物	昭37.1.26	安芸市畑山 水口神社境内
県	赤野獅子舞		民俗文化財（民俗芸能）	昭44.8.8	安芸市赤野 大元神社 赤野獅子舞保存会
県	刀 銘 国益	1 振	有形文化財（工芸品）	平10.4.28	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
県	五藤家文書	22,699点	有形文化財（古文書）	平11.4.27	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館

5-5 芸術文化・歴史

指定	名称	員数	種別	指定年月日	所在地及び所有者
市	薬師如来像	1 軀	有形文化財（彫刻）	昭38.5.10	安芸市庄之芝町 庄之芝大師堂
市	佐伯文書	5 通	有形文化財（古文書）	昭38.5.10	安芸市本町3丁目2-28 西岡良子
市	広形銅鉢	1 本	有形文化財（考古資料）	昭38.5.10	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	有樋石剣	1 本	有形文化財（考古資料）	昭38.5.10	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	浄貞寺山門	1 宇	有形文化財（建造物）	昭39.10.23	安芸市西浜556 浄貞寺
市	短刀 銘 正宣	1 振	有形文化財（工芸品）	昭40.4.16	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	古瀬戸 骨壺	1 口	有形文化財（考古資料）	昭42.2.10	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	安芸城跡		史跡	昭44.3.11	安芸市土居廓中 安芸市
市	五百石船模型	1 艘	民俗文化財（民俗資料）	昭50.9.8	安芸市伊尾木 伊尾木八幡宮
市	川北大師堂絵馬	屏風5隻 額12枚	有形文化財（絵画）	昭55.4.7	安芸市川北中田 川北大師堂
市	奈比賀天満宮 棟札	5 枚	有形文化財（古文書）	昭55.4.7	安芸市奈比賀 奈比賀天満宮
市	包国文書	5 冊	有形文化財（古文書）	昭55.4.7	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	一ノ宮万歳		民俗文化財（民俗芸能）	昭55.4.7	安芸市井ノ口一ノ宮 一ノ宮神社 一ノ宮万才保存会
市	入河内獅子舞		民俗文化財（民俗芸能）	昭55.4.7	安芸市入河内 船岡神社 入河内獅子舞保存会
市	木造阿弥陀如来立像	1 体	有形文化財（彫刻）	昭60.4.12	安芸市本町1丁目1-21 妙山寺
市	川北文書	1,562点	有形文化財（古文書）	平3.4.26	安芸市矢ノ丸3丁目12 安芸市教育委員会
市	戸長役場文書	2,242点	有形文化財（古文書）	平5.7.15	安芸市矢ノ丸3丁目12 安芸市教育委員会
市	五藤家伝来美術工芸品	27点	有形文化財（工芸品）	平5.7.15	安芸市土居953-イ 安芸市立歴史民俗資料館

（計画）

（1）芸術文化の振興

- 童謡・陶芸・書道など、安芸らしさあふれる地域文化の醸成を図ります。
- 安芸市美術展覧会などの開催により、市民の芸術文化活動を促進します。

（2）歴史・文化遺産の保存・活用

- 文化財の保存・収集や、有効活用に努めます。
- 民俗芸能など無形文化財の保存・継承に努めます。
- 安芸市伝統的建造物群保存地区の保存と活用を進めます。



土居廓中

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
安芸市美術展覧会出品数	282	272	263	251	245	250
無形文化財の担い手数（人）	69	66	100	97	111	111
登録有形文化財の件数（件）	55	55	55	57	57	59

第6章

市民が主役。協働で営む強い自治体づくり

【自治体経営】

- 6-1 人権
- 6-2 男女共同参画
- 6-3 協働のまちづくり
- 6-4 簡素で効率的な行財政の確立

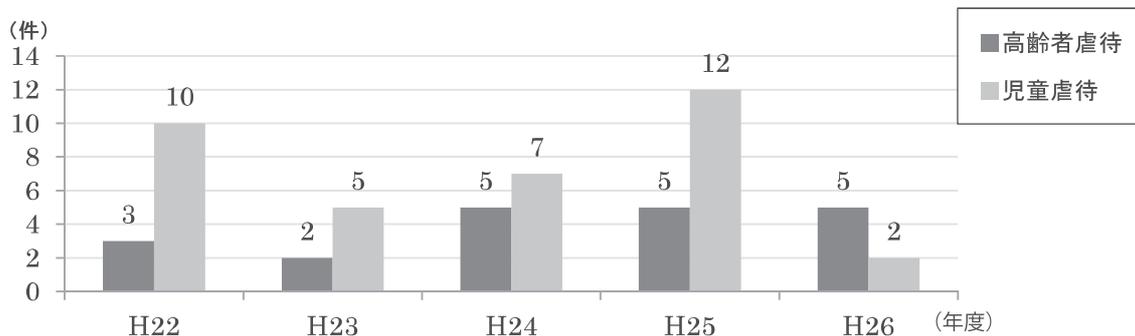
6-1 人権

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重に向けての取り組みや人権擁護への取り組みが進んでいます。震災時も含め、さまざまな場面で人権侵害が起こらないよう、人権啓発、人権教育などの取り組みを強化する必要があります。

(現状と課題)

- 本市では、すべての人々の基本的人権が尊重され、平和で明るく生きがいのもてる社会の実現を願い、平成12年4月に「安芸市人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。
- 人権啓発については、同和問題をはじめ、女性・子ども・障がい者・高齢者・外国人、そしてインターネットや防災分野など幅広い人権問題について解決すべき課題があり、人権問題への理解と認識を総合的かつ分野ごとに深める啓発および学習を充実していくことが必要です。
- 人権教育については、各地域や学校において計画的に人権学習会や懇談会が実施されているほか、人権擁護委員による事業者などへの勉強会も開催されています。また、市職員の人権意識の向上を目的とした庁内人権学習会も毎年開催しています。
- 人口減少時代、超高齢社会において、核家族化、地域における連帯意識の希薄化は進み、高齢者や児童、乳幼児への虐待が顕著となっています。また、インターネットや携帯電話がもたらす人権侵害は、学校、職場、地域など、さまざまな分野で問題となっており、新たな人権侵害も合わせて啓発と教育の取り組み、相談体制の強化が求められています。
- 南海トラフ地震への対応として、東日本大震災では、避難所などで高齢者や子ども、女性への配慮が行き届かない場面も多く、災害時の人権への配慮に関する教育と啓発の推進や、人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進も求められています。

虐待件数



(計画)

(1) 人権意識向上のための啓発活動の推進

- 人権啓発講座を開催します。
- 広報・パンフレットなどによる人権意識を啓発します。
- 人権擁護委員による啓発活動を支援します。

- 啓発パレードへの参加を促進します。
- 企業における人権意識の醸成を支援します。
- 災害時要配慮者の視点に立った防災・減災対策を行います。

（2）人権教育の推進

- 人権学習講座を開催します。
- 地域・学校・企業などにおける人権教育を推進します。
- 市職員人権学習会を実施します。
- 人権教育のための講師を育成します。

（3）人権相談体制の充実

- 心配ごと相談、法律相談を充実させます。
- 人権擁護委員による人権相談所を開設します。
- 関係機関との連携による相談体制を充実させます。



人権週間（バルーンメッセージ）

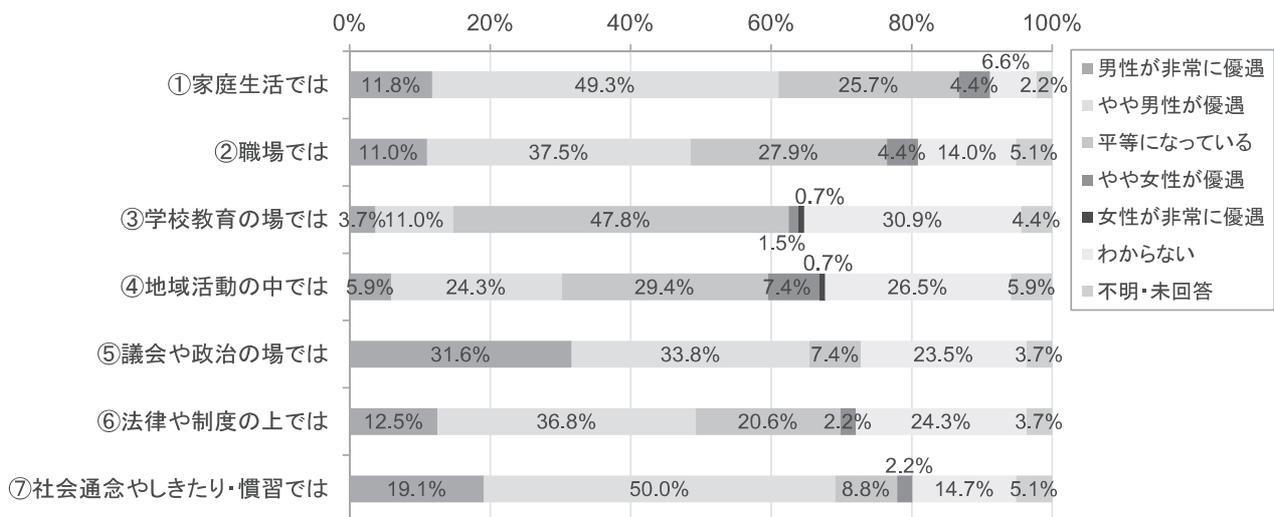
6-2 男女共同参画

人口減少と少子高齢化の進展、それに伴う生産年齢人口の減少、そして共働き世帯の増加など、社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し、持続可能な豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が、共にあらゆる分野で持てる個性と能力を十分に発揮して、活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

(現状と課題)

- 本市では、平成15年に「あき男女共同参画プラン」、平成27年には「第2次あき男女共同参画プラン」を策定し、女性も男性も自立した一人の人間として、お互いに人権を尊重しつつ、自分らしく生きることのできる社会を目指しています。
- 市民意識調査では、前回調査(平成14年に実施)と比べ、男女の平等が進んでいると感じている人が増えていますが、家庭や職場、社会通念やしきたり・慣習では、男性の方が優遇されていると答えた方が多くなっています。
- 人口減少社会、少子高齢社会の進展や南海トラフ地震への対策が急がれる中、我が国の成長のためには、女性の活躍が鍵であることは、今や共通の認識となりつつあります。本市が持続的に発展・成長していくためには、この認識を揺るぎないものとしなければなりません。そのため、男女共同参画への意識啓発や、さまざまな場面での教育、学習会を行う必要があります。
- とりわけ女性がいきいきと活躍できることや女性の視点を取り入れた防災への取り組み、企業・事業所などにおいてワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要です。

【男女の平等感における市民意識調査 (2014年11月実施)】



家庭では約5ポイント、職場では約3ポイント、前回調査より平等になっているが増えていきます。

(計画)

(1) 男女平等・男女共同参画への意識啓発・教育・学習会の推進

- 広報・パンフレットなどによる啓発活動を推進します。
- 男女が平等に、いきいきと働くことができる職場環境づくりを推進します。
- 講演会の実施などによる啓発を行います。
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない視点に立った家庭教育を推進します。
- 男女平等・男女共同参画の視点に立った学校（園）教育を推進します。
- 家事・育児・介護などに男性が参加・参画するための能力開発教室を推進します。
- ワーク・ライフ・バランスを推進します。

(2) 女性リーダーの人材育成

- 女性の活躍支援塾を開催します。
- 女性の活躍促進をテーマとする講演を開催します。
- 女性防災リーダーの育成に努めます。

成果指標	H14	H22	H26	H32
男女の地位の平等意識割合（家庭生活）（％）	23.2	-	25.7	29.0
男女の地位の平等意識割合（職場）（％）	23.8	-	27.9	29.0
本市の審議会等における女性委員の割合（％）	-	22.9	27.5	31.5
女性人材リストの登録者数（人）	-	-	-	50



はちきん女性の活躍支援塾

6-3 協働のまちづくり

まちづくりの主角は市民であり、市民が主体・中心となって活動する意識を高め、その取り組みや活動を市が支援していく協働のまちづくりを進めていく必要があります。

(現状と課題)

- 近年の生活スタイルや個人意識の多様化、また、少子高齢化・若者の地方離れは、地域コミュニティへの参加意識の低下や人間関係の希薄化を招いており、地域における市民相互の交流や連帯感は、弱まりを見せています。
- 人口減少時代に突入した近年の地域を取り巻く状況は、高齢化と担い手不足に悩んでおり、公民館活動やサロン活動が休止になるなど、地域活動が困難な状況が目立ってきています。
- 地域活動の状況把握と地域課題を解決するため、平成26年度から地域担当職員制度を設置し、各地域の座談会（地域福祉について話し合うコミュニティ）に職員が参加する『まちづくり懇談会』を再開しました。職員が地域に入ることによって、様々な地域課題が浮き彫りとなり、地域課題の解決に向けた取り組みが進んでいますが、人口減少と高齢化が進んだ地域においては、地域担当職員のみならず、地域おこし協力隊や大学などの知恵とマンパワーが不可欠となっています。
- ボランティア団体の活動も、既存団体の担い手不足が深刻化していますが、新たに子育てグループの活動も活発になってきています。こうしたボランティアグループの情報共有のための「ボランティア・いんふお」を毎年更新していますが、団体同士の顔の見える関係が構築されておらず、各々の活動に終始しています。

(計画)

(1) 地域コミュニティ活動の支援

- 地域担当職員制度を拡充し、まちづくり懇談会を継続支援します。
- 地域おこし協力隊の配置や、大学などの連携協定による外部支援の充実を図ります。
- まちづくり活動拠点（公民館・集会所など）の充実を図ります。
- ボランティア協会の活動を支援します。



地域の伝統行事が再開

(2) まちづくりの意識啓発

- 協働のまちづくり指針を作成するとともに、協働のまちづくり推進講座・研修を開催します。
- ボランティア情報の発信と団体同士のつなぎ合わせを支援します。

成果指標	H26	H27	H32
まちづくり懇談会実施箇所数	12	16	16

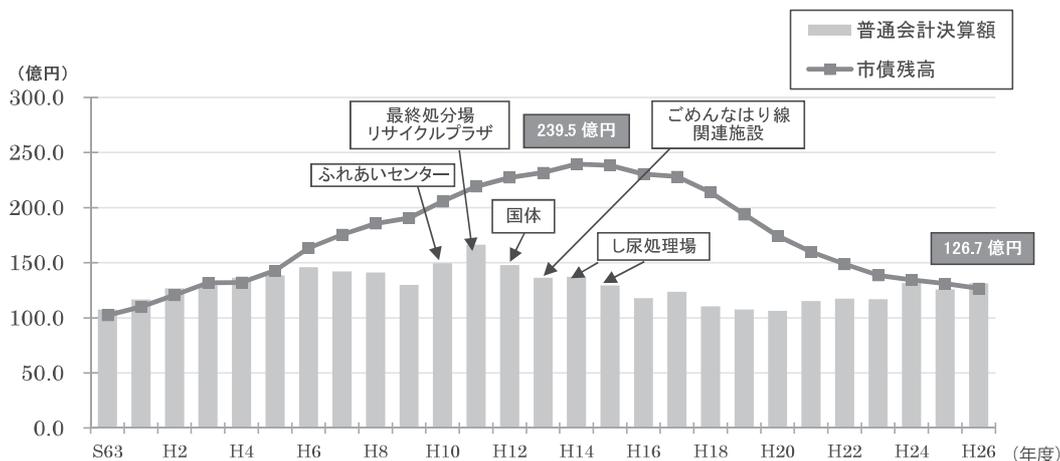
6-4 簡素で効率的な 行財政の確立

人口減少時代の到来を踏まえ、将来にわたって活力ある社会を維持するため、自治体には限られた財源の中、それぞれの魅力を最大限に活かした地方独自の取り組みが必要であり、業務の効率化と組織のレベルアップなどが求められています。

（現状と課題）

- 財政基盤が脆弱な本市においては、常に国・県の動向や経済情勢などを注視しながら、中長期的な視点に立った健全で安定した財政経営を確立し、より効果的で効率的な行財政運営を推進する必要があります。
- 本市はこれまで、道路整備や公共下水道、ごめん・なはり線関連施設、し尿・ごみ処理施設など、多くの生活関連事業を積極的に実施してきたことで地方債（市債）残高が増大し、平成14年度末には約240億円にまで達しました。平成15年から安芸市緊急財政健全化計画（アクションプラン）に基づいた財政健全化の取り組みを進めたことで、平成26年度決算における地方債残高は約127億円に減少したものの、近年、南海トラフ地震対策や、火葬場・給食センター建設などの大型事業に取り組んできた結果、地方債残高・公債費負担ともに増加することが懸念されています。今後も、財政健全化路線を堅持しながら市の重要課題に取り組んでいく、バランスのとれた財政運営が必要です。
- 少子・高齢化社会の進展により、医療・介護・福祉対策などの社会保障関係費が年々増大し、財政運営を圧迫しています。特に、国民健康保険事業特別会計は、平成26年度決算で約3億4千万円の累積赤字となっており、国民健康保険事業の都道府県単位化を見据えた早期の収支改善に取り組んでいくことが必要です。
- 限られた財源を効率的・効果的に活用するためには、引き続き、成果を重視し選択と集中を行う予算の重点化を図る必要があります。また、業務の効率化と組織のスリム化を進めていく上で、多様化・高度化する行政需要や自治体を取り巻く環境の急激な変化などに対応していくためには、職員個々の能力と組織力のレベルアップが求められています。

普通会計決算額と市債残高の推移



6-4 簡素で効率的な 行財政の確立

(計画)

(1) 行財政健全化路線の堅持

- 歳入確保のため、課税客体の適正な把握や、市税、住宅使用料、保育料などの収納対策に対して法令遵守で臨むとともに、各種使用料、手数料などの定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。
- 歳出抑制については、適正な定員管理や、物件費・補助費などについての徹底した節減などを継続していきます。
- 弾力的な財政運営が行えるよう、計画的な各種基金の造成を行い、借金に依存しない財政構造を維持しながら、常に安定した財政経営の確立に努めます。
- 事務事業が肥大化しないよう、新たな事務事業を実施する際には類似事業の廃止（スクラップアンドビルド）を徹底するとともに、終期設定を行います。

(2) 行政経営システムの確立

- 「予算主義」から「成果主義」への転換を図り、人件費を含めたフルコストの原価管理を徹底します。
- 少数精鋭主義に基づく「スリムで強い行政組織づくり」に取り組みます。
- 固定資産台帳の整備及び財務書類の作成を通じて、市全体の資産・債務を把握するとともに、財政分析や施設管理マネジメントを確立し、健全な財政運営に活かしていきます。また、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにするため、財務諸表を随時公開します。
- 前例踏襲をなくし、徹底したコスト意識を持った職員の育成と意識改革に努めます。また、職員のやる気と向上意欲を高めるため、人事評価制度を継続して実施していきます。

成果指標	H22	H23	H24	H25	H26	H32
実質公債費比率※（％）	21.0	18.0	16.6	14.7	12.8	10.0以下

※一般会計や下水道会計などで、1年間の収入に対して支払う借金がどれくらいあるかを示すもの
(財政再生基準：35%以上、早期健全化基準：25%以上、市債発行に県知事の許可が必要：18%以上)

資料編

- 市民意向調査
- 安芸市総合計画策定経過
- 安芸市総合計画審議会委員名簿
- 関係条例
- 安芸市総合計画の変遷



1 市民意向調査

1-1 市民意向調査の概要

- 調査対象 安芸市に居住する20歳以上の市民
- 対象者数 2,000人
- 対象抽出方法 平成26年11月1日時点、20歳以上の市民から無作為抽出
- 調査期間 平成26年12月16日～平成27年1月20日
- 調査方法 郵送による配布・郵送回収
- 回収結果

項目	今回調査	前回調査 (平成22年6月実施)
調査票発送数	2,000	2,000
回収数	618	719
回収率	31.0%	36.0%

1-2 市民意向調査の結果

1) 回答者の属性について

問1 あなたの性別は？

男性	257人	(41.6%)
女性	355人	(57.4%)
無回答	6人	(1.0%)
計	618人	

問2 あなたの年齢は？

20代	35人	(5.7%)
30代	47人	(7.6%)
40代	92人	(14.9%)
50代	105人	(17.0%)
60代	179人	(29.0%)
70代	154人	(24.9%)
無回答	6人	(1.0%)
計	618人	

問3 あなたのお住まいは？

安芸町	200人	(32.4%)
伊尾木・下山	59人	(9.5%)
川北	113人	(18.3%)
東川	8人	(1.3%)
土居	85人	(13.8%)
井ノ口	73人	(11.8%)
畑山	7人	(1.1%)
穴内	23人	(3.7%)
赤野	40人	(6.5%)
無回答	10人	(1.6%)
計	618人	

問4 あなたは、本市に何年ぐらいお住みですか？

1年未満	6人	(1.0%)
1～5年未満	22人	(3.6%)
5～10年未満	21人	(3.4%)
10～20年未満	34人	(5.5%)
20年以上	529人	(85.6%)
無回答	6人	(1.0%)
計	618人	

問5 あなたの職業は？

農業	103人	(16.7%)
林業	5人	(0.8%)
水産業	5人	(0.8%)
商業	28人	(4.5%)
観光・サービス業	25人	(4.0%)
製造業	9人	(1.5%)
会社員	84人	(13.6%)
公務員	49人	(7.9%)
家事従事者	98人	(15.9%)
無職	107人	(17.3%)
学生	9人	(1.5%)
その他	85人	(13.8%)
無回答	11人	(1.8%)
計	618人	

問6 あなたの勤務地（職場）または
通学地は？

市内	294人	(47.6%)
市外	93人	(15.0%)
無職・その他	146人	(23.6%)
無回答	85人	(13.8%)
計	618人	

問7 あなたの家族構成は？

ひとり暮らし	77人	(12.5%)
夫婦のみ	176人	(28.5%)
2世代同居	238人	(38.5%)
3世代同居以上	66人	(10.7%)
その他	54人	(8.7%)
無回答	7人	(1.1%)
計	618人	



1 市民意向調査

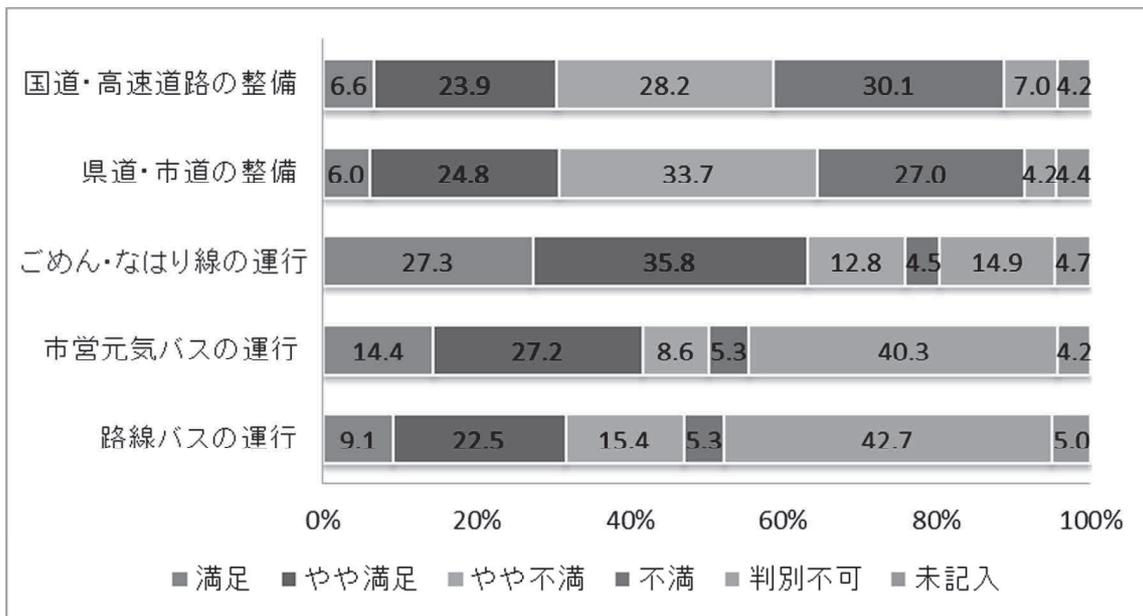
2) 安芸市での暮らし（満足度）とまちづくり（重要度）について

問8-1 市民生活の評価（満足度）についておたずねします。

（交通）

（単位：％）

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
国道・高速道路の整備	6.6	23.9	28.2	30.1	7.0	4.2
県道・市道の整備	6.0	24.8	33.7	27.0	4.2	4.4
ごめん・なはり線の運行	27.3	35.8	12.8	4.5	14.9	4.7
市営元気バスの運行	14.4	27.2	8.6	5.3	40.3	4.2
路線バスの運行	9.1	22.5	15.4	5.3	42.7	5.0



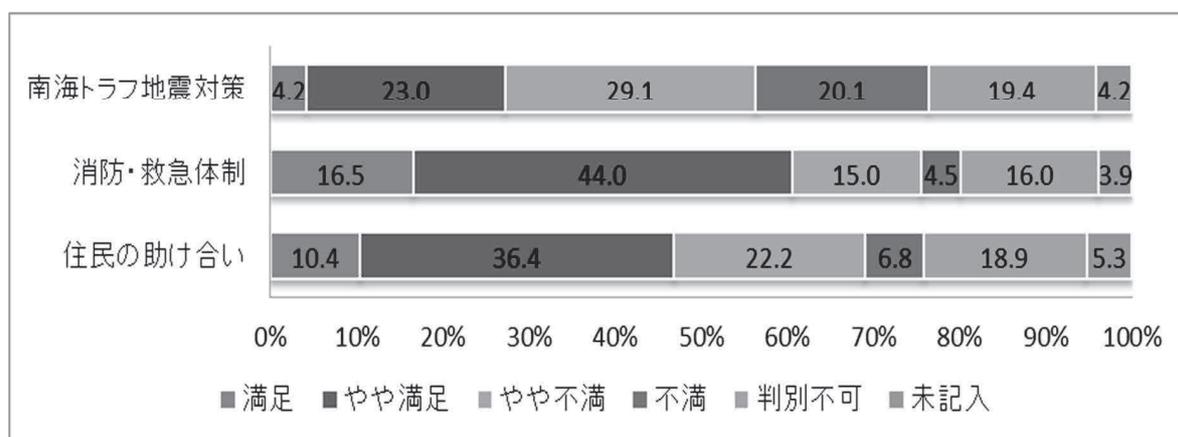
「国道・高速道路の整備」、「県道・市道の整備」は、不満足度が約60%と高く、全項目のうちで不満足度が2位、3位に位置しているが、5年前の前回調査と比較すると、満足度がそれぞれ9.2%、3.6%増加している。

「市営元気バスの運行」、「路線バスの運行」は「判断できない」が40%を超えており、中でも20代、40代、50代の割合が50%前後と高くなっている。

(防災)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
南海トラフ地震対策	4.2	23.0	29.1	20.1	19.4	4.2
消防・救急体制の充実	16.5	44.0	15.0	4.5	16.0	3.9
地域住民の助け合い・ 支え合い	10.4	36.4	22.2	6.8	18.9	5.3



「南海トラフ地震対策」については、不満足度が前回調査より15.9%増加し、49.2%となった。

「消防・救急体制の充実」については、満足度が前回調査より約10%増加し、60%を超えた。

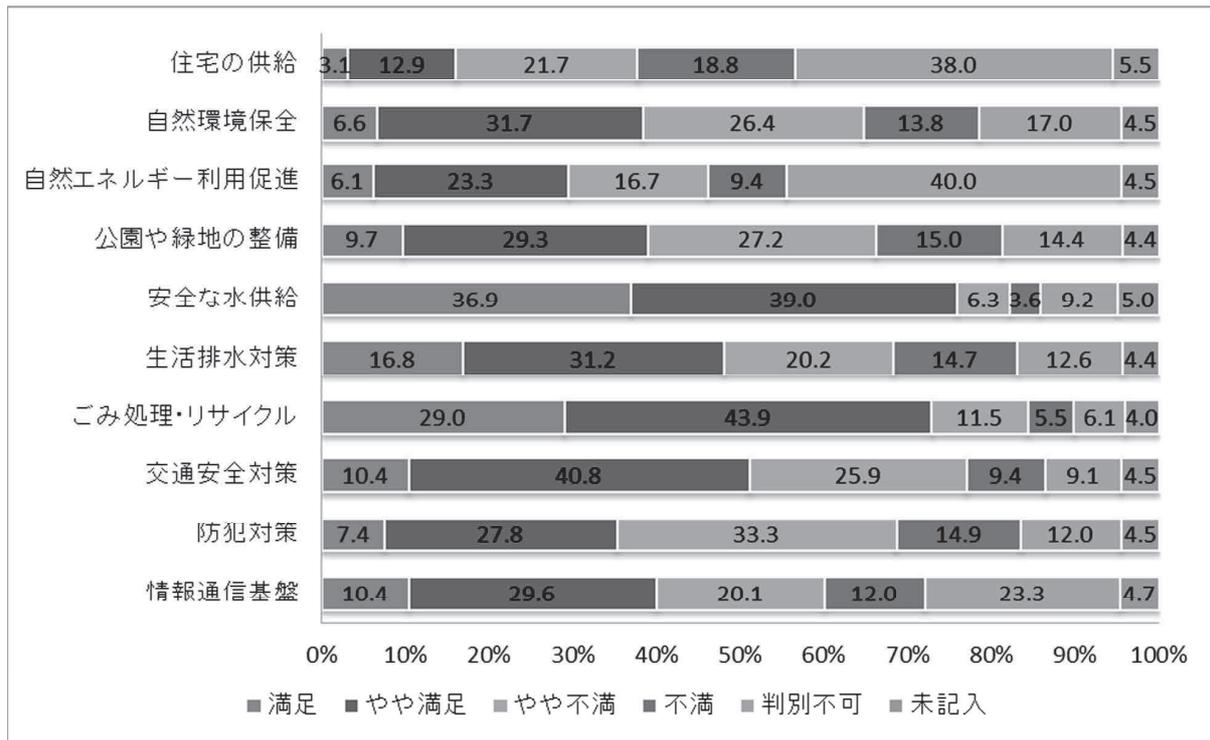


1 市民意向調査

(生活環境)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
住宅の供給	3.1	12.9	21.7	18.8	38.0	5.5
自然環境の保全	6.6	31.7	26.4	13.8	17.0	4.5
自然エネルギーの利用促進	6.1	23.3	16.7	9.4	40.0	4.5
公園や緑地の整備	9.7	29.3	27.2	15.0	14.4	4.4
安全な水の供給	36.9	39.0	6.3	3.6	9.2	5.0
生活排水対策	16.8	31.2	20.2	14.7	12.6	4.4
ごみ処理対策・リサイクルの推進	29.0	43.9	11.5	5.5	6.1	4.0
交通安全対策	10.4	40.8	25.9	9.4	9.1	4.5
防犯対策	7.4	27.8	33.3	14.9	12.0	4.5
情報基盤対策	10.4	29.6	20.1	12.0	23.3	4.7



「住宅の供給」は、前回調査より満足度が24.2%減少している。年代別にみると、不満足度では、30代が55.3%と最も多く、「判断できない」は20代が51.4%と最も多い結果となった。

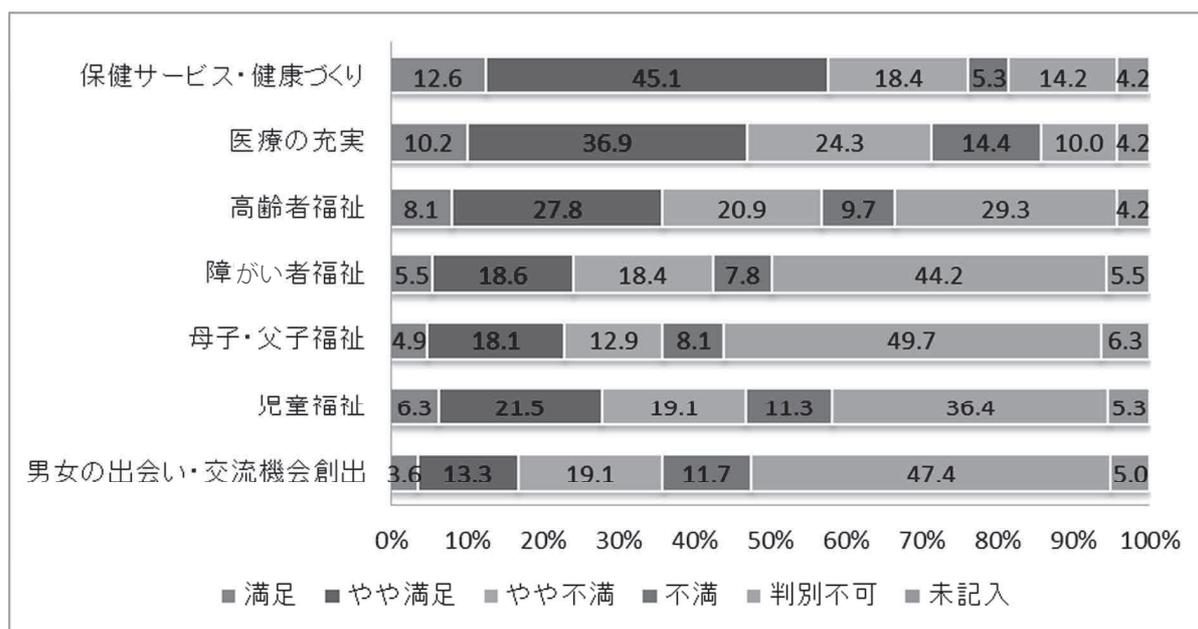
前回調査と同様に「安全な水の供給」、「ごみ処理対策・リサイクルの推進」の満足度は全項目のうち、満足度が1位、2位に位置している。

「生活排水対策」については、前回調査より満足度が5.9%増加した。

(健康・福祉)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
保健サービス・健康づくり対策	12.6	45.1	18.4	5.3	14.2	4.2
医療の充実	10.2	36.9	24.3	14.4	10.0	4.2
高齢者福祉	8.1	27.8	20.9	9.7	29.3	4.2
障がい者福祉	5.5	18.6	18.4	7.8	44.2	5.5
母子・父子福祉	4.9	18.1	12.9	8.1	49.7	6.3
児童福祉	6.3	21.5	19.1	11.3	36.4	5.3
男女の出会い・交流機会の創出	3.6	13.3	19.1	11.7	47.4	5.0



「保健サービス・健康づくり対策」の満足度は、前回調査に引き続き5割を超え全項目のうち5位となっている。

「医療の充実」の満足度は、前回調査より20%増加している。

その他の項目では、前回調査からほとんど変化は見られなかったが、満足度については微増している。

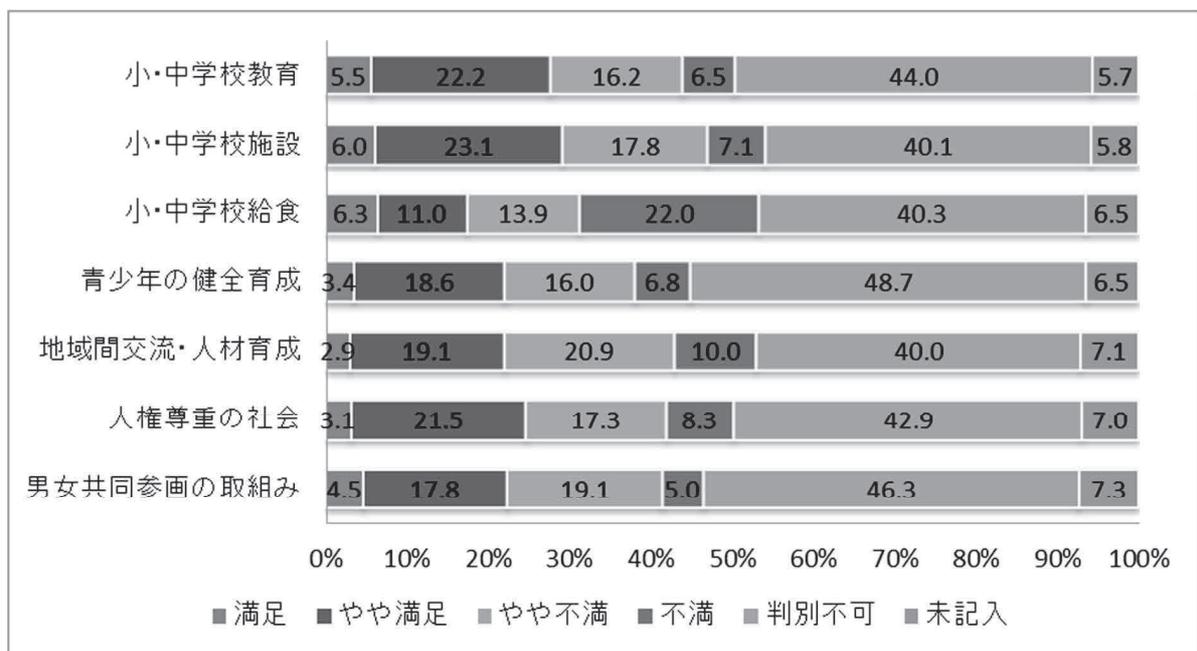


1 市民意向調査

(教育・人権)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
小・中学校教育の充実	5.5	22.2	16.2	6.5	44.0	5.7
小・中学校施設の整備	6.0	23.1	17.8	7.1	40.1	5.8
小・中学校の給食実施	6.3	11.0	13.9	22.0	40.3	6.5
青少年の健全育成	3.4	18.6	16.0	6.8	48.7	6.5
地域間交流の推進・人材育成	2.9	19.1	20.9	10.0	40.0	7.1
人権尊重の社会づくり	3.1	21.5	17.3	8.3	42.9	7.0
男女共同参画の取組み	4.5	17.8	19.1	5.0	46.3	7.3



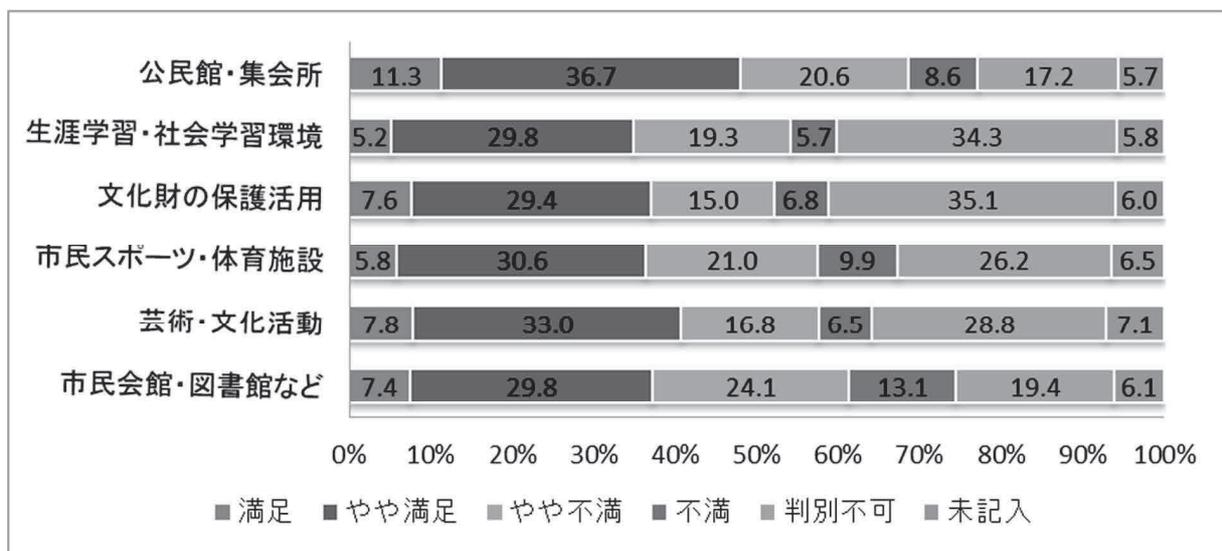
教育・人権の分野は、全体として「判断できない」との回答が40%以上となった。「小・中学校の教育の充実」、「小・中学校施設の整備」以外の項目では、満足度を不満足度が上回っている。特に、「小・中学校給食の実施」については、満足度が17.3%、不満足度が35.9%と大きく上回っている。

「小・中学校給食の実施」を、年齢別にみると、「判断できない」とした割合は、20代、60代、70代が高くなった。地区別では、土居、穴内の不満足度が50%を超える結果となった。

(芸術・文化・スポーツ)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
公民館・集会所の整備	11.3	36.7	20.6	8.6	17.2	5.7
生涯学習・社会学習環境 の充実	5.2	29.8	19.3	5.7	34.3	5.8
文化財の保護と活用	7.6	29.4	15.0	6.8	35.1	6.0
市民スポーツの推進、体 育施設の整備	5.8	30.6	21.0	9.9	26.2	6.5
芸術・文化活動の推進	7.8	33.0	16.8	6.5	28.8	7.1
市民会館・図書館など文 化施設	7.4	29.8	24.1	13.1	19.4	6.1



すべての項目で、満足度が前回調査より減少している。

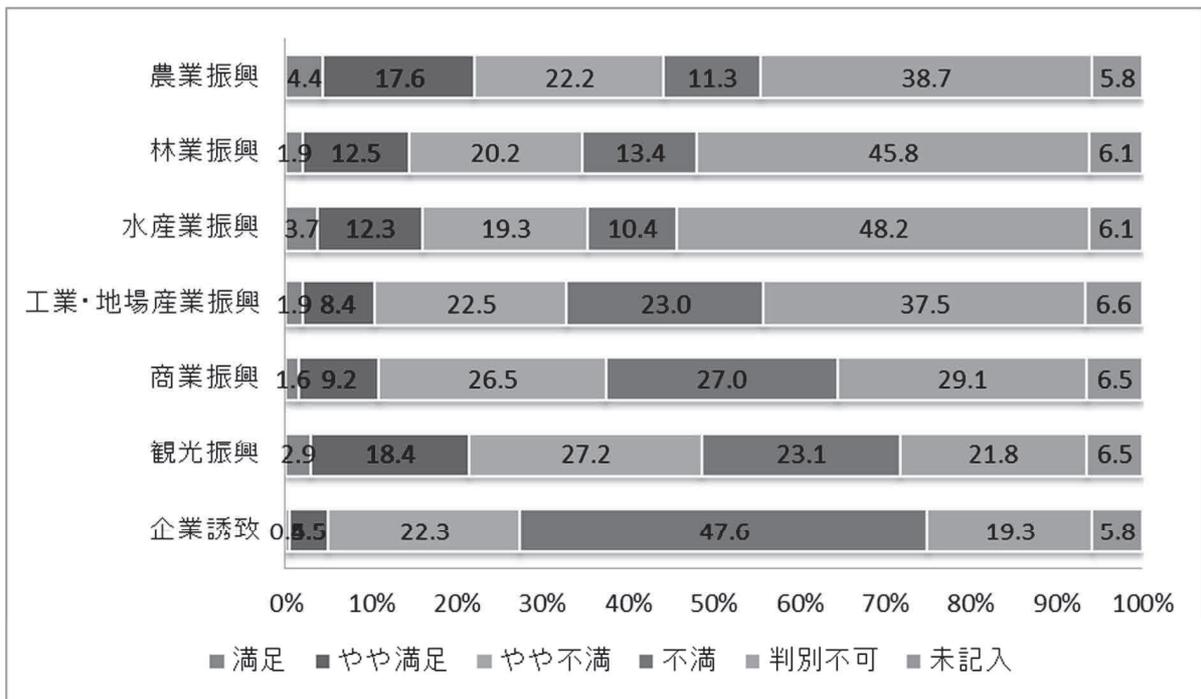


1 市民意向調査

(産業振興)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
農業の振興	4.4	17.6	22.2	11.3	38.7	5.8
林業の振興	1.9	12.5	20.2	13.4	45.8	6.1
水産業の振興	3.7	12.3	19.3	10.4	48.2	6.1
工業・地場産業の振興	1.9	8.4	22.5	23.0	37.5	6.6
商業の振興	1.6	9.2	26.5	27.0	29.1	6.5
観光の振興	2.9	18.4	27.2	23.1	21.8	6.5
企業誘致	0.5	4.5	22.3	47.6	19.3	5.8



すべての項目で、満足度を不満足度が上回っている。

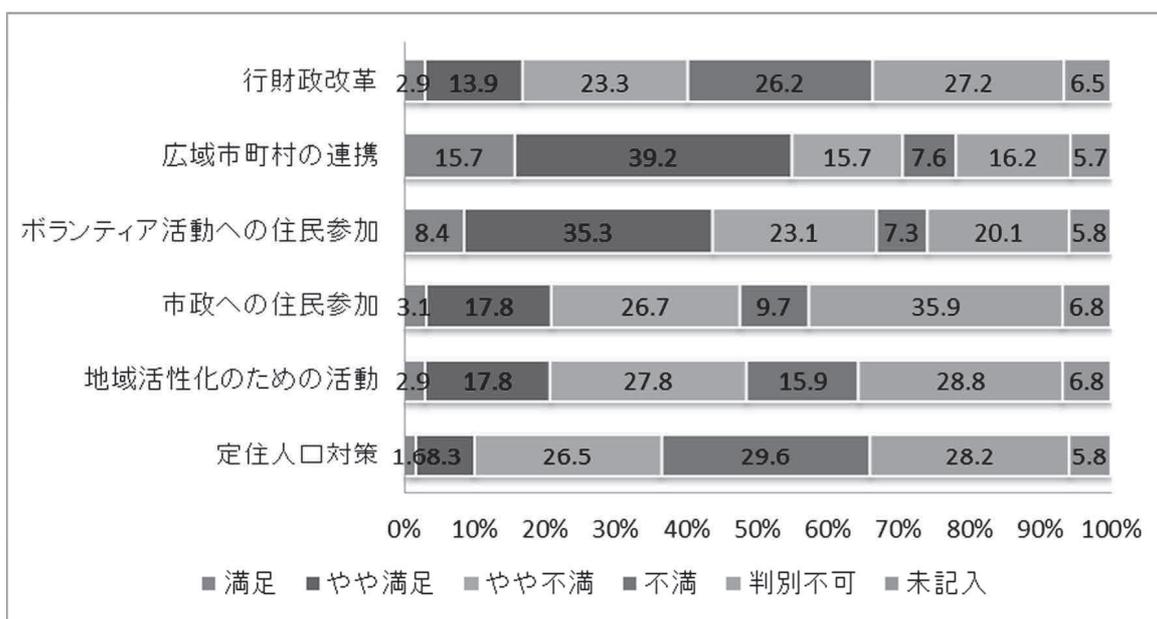
特に、「企業誘致」の不満足度は69.9%となり、全項目で1位となっている。また、「商業の振興」、「観光の振興」の不満足度も50%を超えている。

職業別でみると、農業従事者の「農業の振興」に対する、満足度は19.4%、不満足度が57.3%となっている。

(行財政等)

(単位：%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
行財政改革の推進	2.9	13.9	23.3	26.2	27.2	6.5
広域市町村の連携	15.7	39.2	15.7	7.6	16.2	5.7
ボランティア活動への住民参加	8.4	35.3	23.1	7.3	20.1	5.8
市政への住民参加	3.1	17.8	26.7	9.7	35.9	6.8
地域活性化のための活動	2.9	17.8	27.8	15.9	28.8	6.8
定住人口対策	1.6	8.3	26.5	29.6	28.2	5.8



「行財政改革の推進」、「定住人口対策」の不満足度はそれぞれ49.5%、56.1%と高くなっている。



1 市民意向調査

問8-2 「満足」とお答えになった項目のうち特に満足している項目について、上位3つを選んで番号で記入してください。(上位5項目)

	最優先	2番目	3番目
安全な水の供給	78	33	13
ごみ処理対策・リサイクルの推進	27	36	23
ごめん・なはり線の運行	31	16	26
広域市町村の連携	22	17	10
消防・救急体制の充実	19	12	13

問8-3 今後のまちづくり『重要度』についておたずねします。

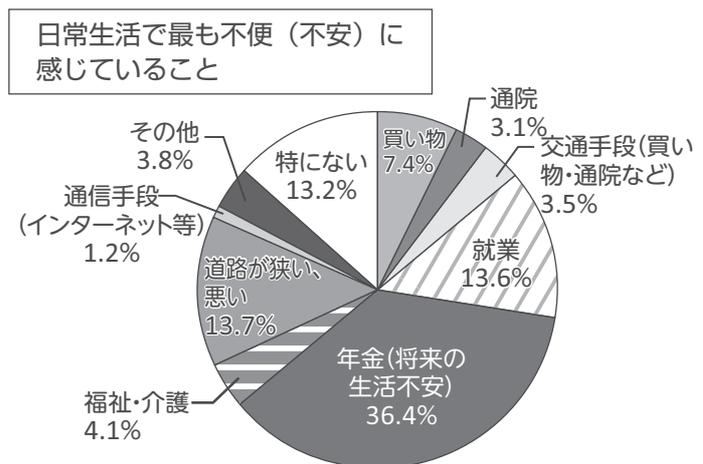
(詳細結果は省略。次項にて上位5項目を記載)

問8-4 「重要」とお答えになった項目のうち特に重要と思う項目について、上位3つを選んで番号で記入してください。(上位5項目)

	最優先	2番目	3番目
南海トラフ地震対策	97	52	30
国道・高速道路の整備	83	44	29
企業誘致	48	42	45
医療の充実	36	39	43
定住人口対策	33	23	48

問9 あなたが、日常生活で最も不便に感じていることは何ですか？ (複数回答あり)

買い物	45	(7.4%)
通院	19	(3.1%)
交通手段	21	(3.5%)
就業	82	(13.6%)
年金	220	(36.4%)
福祉・介護	25	(4.1%)
道路が狭い、悪い	83	(13.7%)
通信手段	7	(1.2%)
その他	23	(3.8%)
特にない	80	(13.2%)



605

5年前の調査と同様に、将来の生活資金となる「年金」への不安が最も多く、次いで「道路環境」、「就業」。「年金」を年齢別で見ると60代、70代が65.5%となっている。また、「買い物」を地域別で見ると安芸町が31.1%、伊尾木、川北、土居がそれぞれ13.3%となった。

問10-1 あなたは、これからもずっと安芸市に住み続けたいと思いますか？

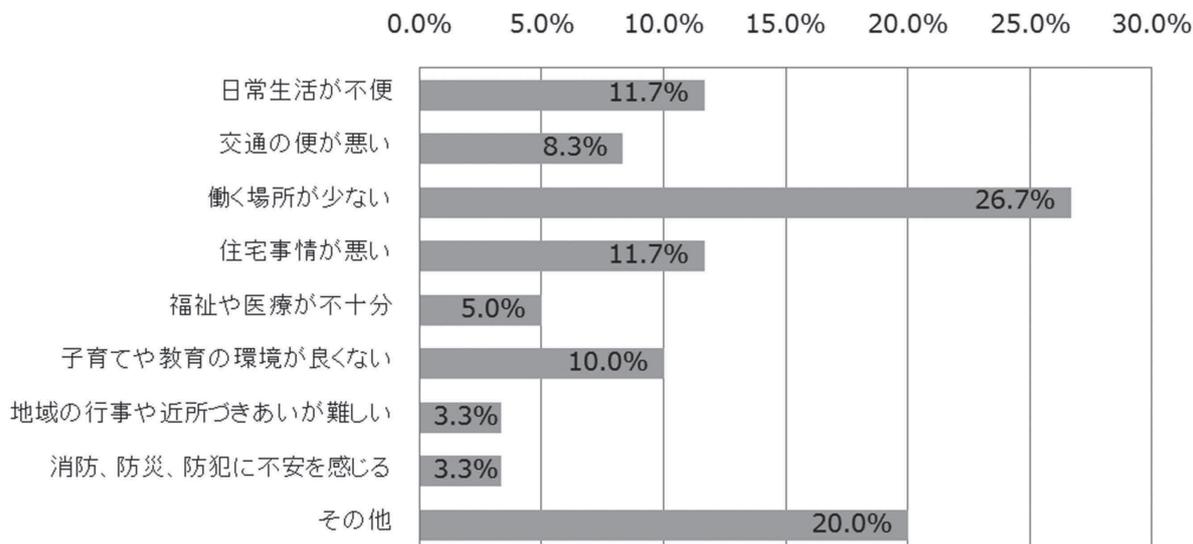
ずっと住みたい	407人	(65.9%)
当分は住みたい	113人	(18.3%)
一時居住のため市外へ 移るかもしれない	12人	(1.9%)
市外へ移りたい	39人	(6.3%)
わからない	29人	(4.7%)
無回答	18人	(2.9%)
618人		

「ずっと住みたい」が最も多かったのは60代、居住年数20年以上が最も多い。
これに対し、「市外へ移りたい」は40代、50代が最も多く、20～50代の合計が85%となった。

問10-2 (問10-1で『3』又は『4』と回答した方のみ) 市外へ移りたいと思われる理由は何ですか？ (複数回答有)

買い物などの日常生活が不便だから	7	(11.7%)
通勤・通学などの交通の便が悪いから	5	(8.3%)
働く場所が少ないから	16	(26.7%)
住宅事情が悪いから	7	(11.7%)
福祉や医療が不十分だから	3	(5.0%)
子育てや教育の環境が良くないから	6	(10.0%)
地域の行事や近所づきあいが難しから	2	(3.3%)
消防、防災、防犯に不安を感じるから	2	(3.3%)
その他	12	(20.0%)
60		

「市外へ移りたい」の理由としては「働く場所が少ない」が最も多く、次いで「その他」となった。
「その他」の意見としては、「市税が高い」、「津波が来る」、「赤野は市のはずれで後回しにされている」、「伊尾木には迷惑施設が多数あり将来的に住みたいところではない」などの意見があった。

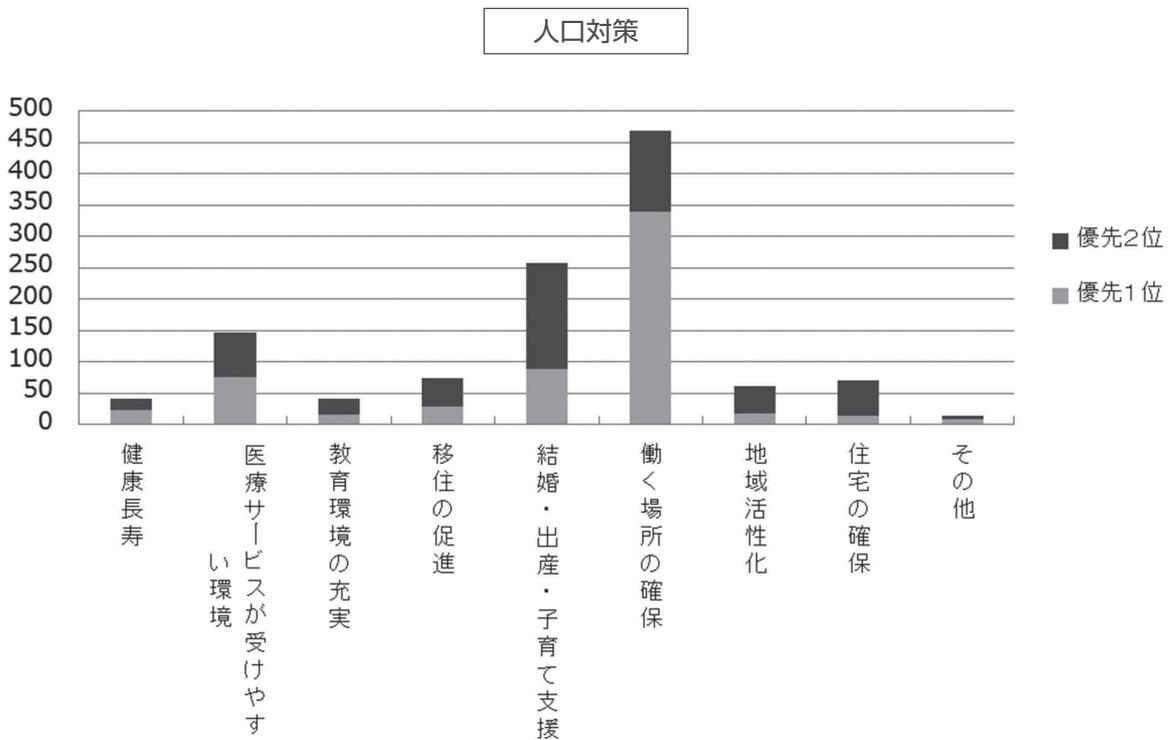




1 市民意向調査

問11 安芸市の人口対策は何に力を入れるべきですか？（上位2つ選択）

	最優先	2番目
健康長寿	23	19
医療サービスが受けやすい環境	75	71
教育環境の充実	15	27
移住の促進	29	45
結婚・出産・子育て支援	88	169
働く場所の確保（雇用）	339	130
地域活性化（地域おこし協力隊の活用）	18	44
住宅の確保（空き家・公営住宅・住宅団地の整備）	13	57
その他	8	5
	608	567



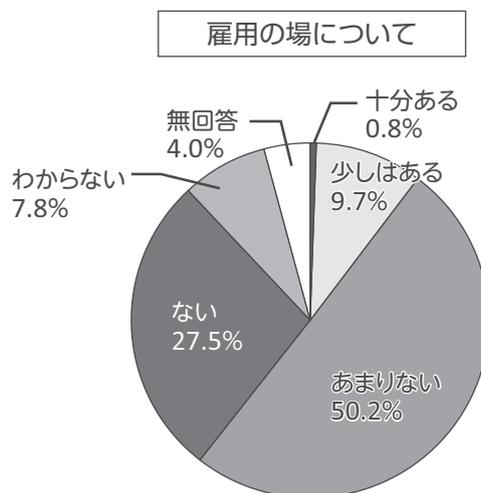
3) 安芸市の産業について

問12 安芸市内の雇用の場についてどう思いますか？

十分ある	5人	(0.8%)
少しはある	60人	(9.7%)
あまりない	310人	(50.2%)
ない	170人	(27.5%)
わからない	48人	(7.8%)
無回答	25人	(4.0%)

618人

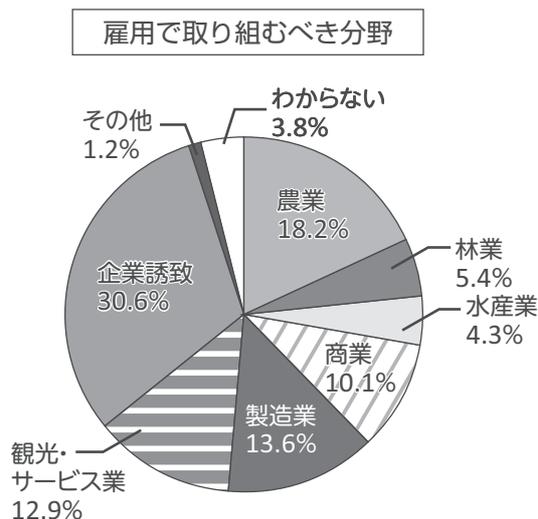
市内に雇用の場が、「ある」、「少しはある」と答えた方が11%、「あまりない」、「ない」と答えた方が78%。



問13 安芸市内の雇用の場を増やすためには、どの分野や取組みに重点を置くべきだと思いますか？（複数回答可）

農業	214	(18.2%)
林業	63	(5.4%)
水産業	50	(4.3%)
商業	119	(10.1%)
製造業	160	(13.6%)
観光・サービス業	151	(12.9%)
企業誘致	359	(30.6%)
その他	14	(1.2%)
わからない	45	(3.8%)

1,175



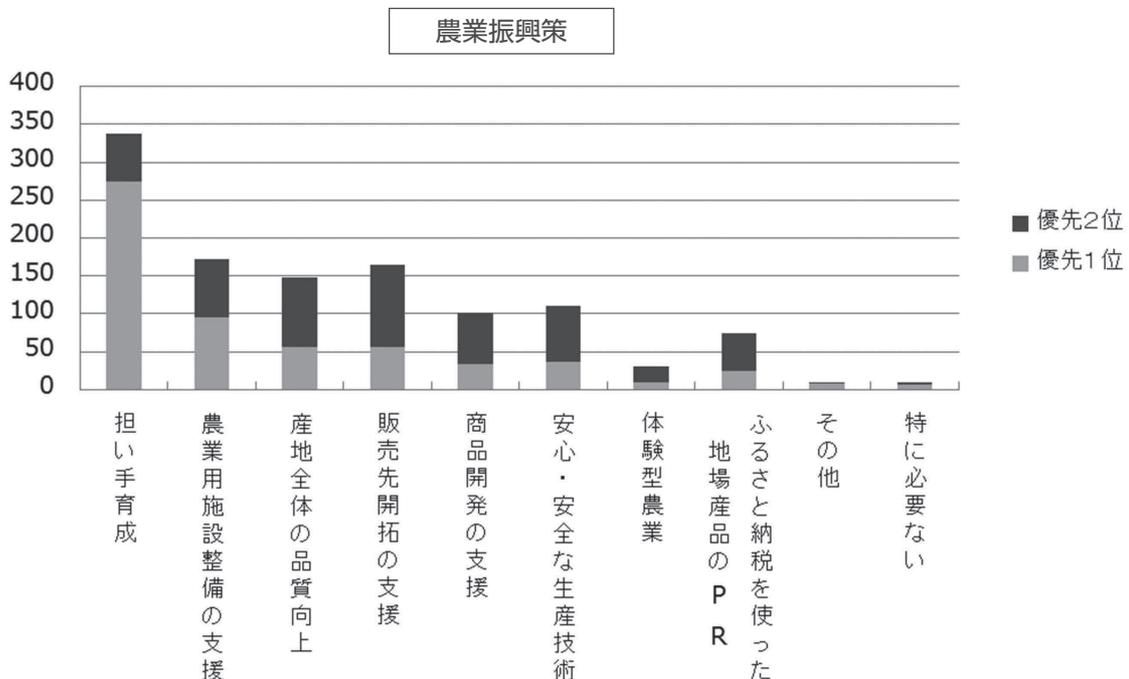
「企業誘致」が約3割と最も多く、次いで「農業関連」が18%となった。



1 市民意向調査

問14 安芸市の農業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか？（上位2つを選択）

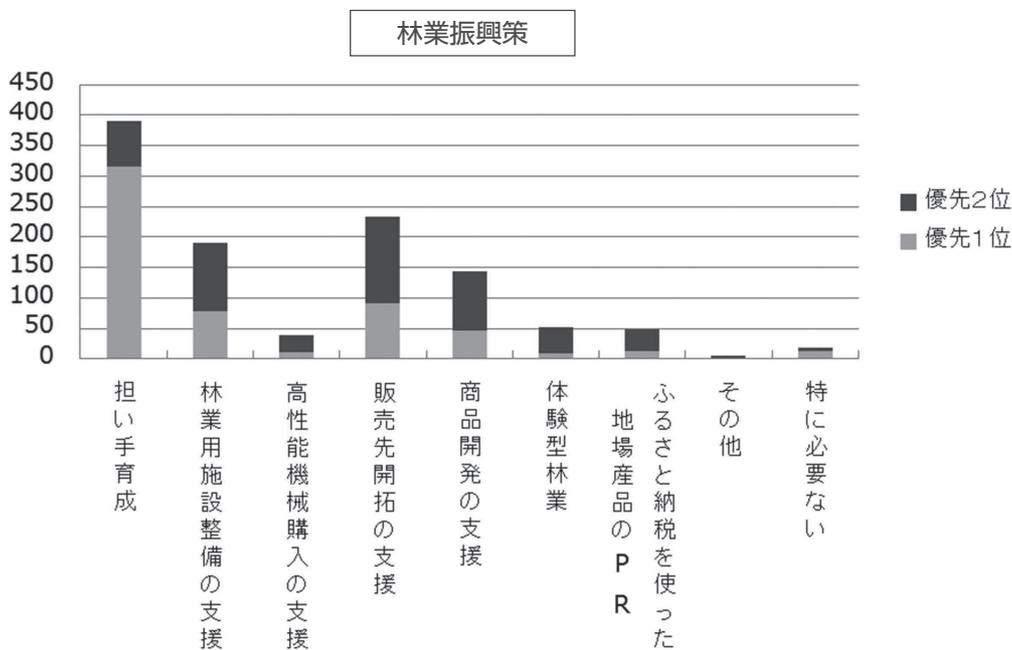
	最優先	2 番目
担い手育成	274	63
農業用施設整備の支援	96	76
産地全体の品質向上	57	91
販売先開拓の支援	57	108
商品開発の支援	34	67
安心・安全な生産技術	37	74
体験型農業（農業体験など）	9	22
ふるさと納税を使ったPR	25	50
その他	8	2
特に必要ない	6	4
	603	557



5年前の調査と同じく、「担い手育成」が最も多く、次いで「販売先開拓の支援」の回答が多かった。

問15 安芸市の林業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか？（上位2つを選択）

	最優先	2番目
担い手育成	316	74
林業用施設整備の支援	79	111
高性能機械購入の支援	11	28
販売先開拓の支援	91	142
商品開発の支援	46	98
体験型林業	9	44
ふるさと納税を使ったPR	13	35
その他	2	4
特に必要ない	13	5
	580	541



5年前の調査と同じく、「担い手育成」が最も多く、次いで「販売先開拓の支援」の回答が多かった。

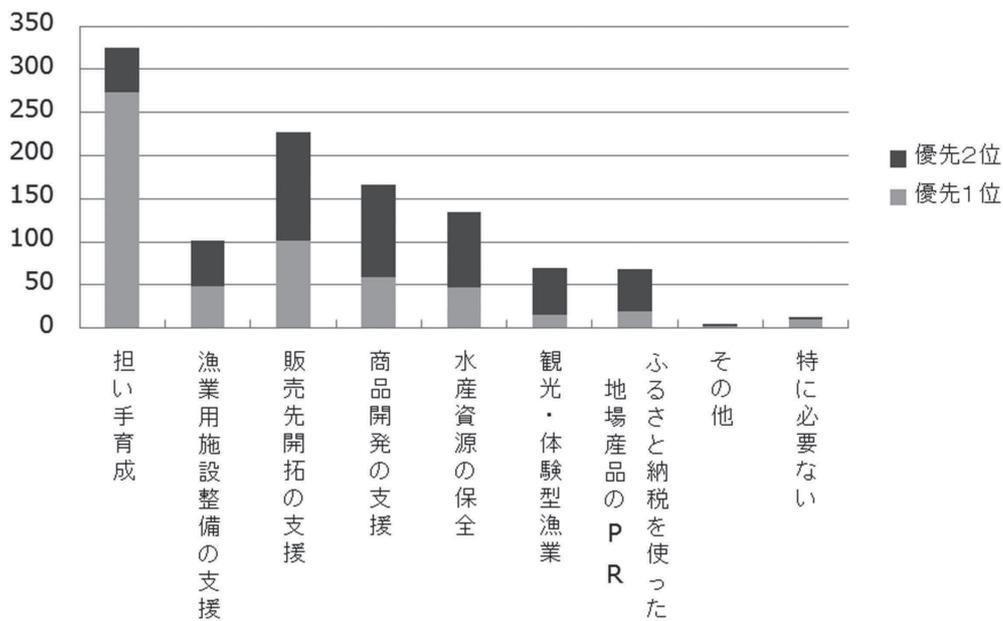


1 市民意向調査

問16 安芸市の水産業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われるか？（上位2つを選択）

	最優先	2番目
担い手育成	273	52
漁業用施設整備の支援	49	52
海産物の販売先開拓の支援	101	126
商品開発の支援	59	107
水産資源の保全（稚魚の放流）	47	88
観光・体験型林業	16	54
ふるさと納税を使ったPR	19	50
その他	2	3
特に必要ない	10	3
	576	535

漁業振興策

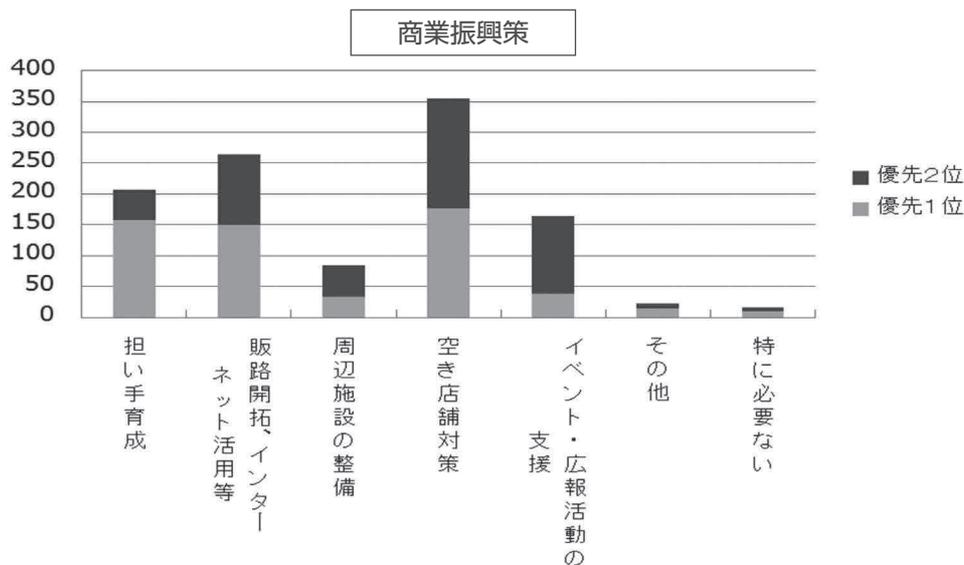


5年前の調査と同じく、「担い手育成」が最も多く、次いで「販売先開拓の支援」の回答が多かった。

問17-1 安芸市の商業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか？（上位2つを選択）

	最優先	2番目
担い手育成	157	50
販路開拓、インターネット活用	150	114
周辺施設の整備（道路等）	34	51
空き店舗対策（改修費等支援）	177	178
イベント・広報活動の支援	38	126
その他	14	9
特に必要ない	10	6
	580	534

5年前の調査と同じく、「空き店舗対策」が最も多く、次いで「販路開拓・インターネット活用」となった。

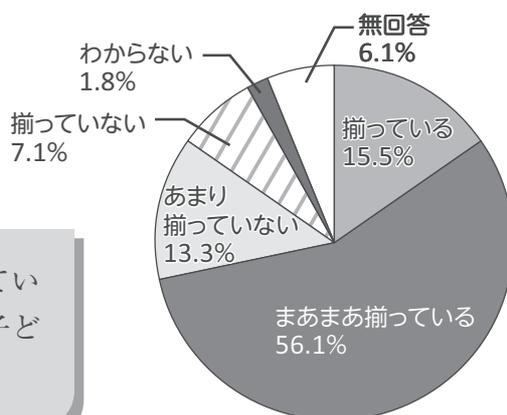


問17-2 市内には、日常の買い物に必要な店舗が揃っていると思いますか？

揃っている	96	(15.5%)
まあまあ揃っている	347	(56.1%)
あまり揃っていない	82	(13.3%)
揃っていない	44	(7.1%)
わからない	11	(1.8%)
無回答	38	(6.1%)

618

日常の買い物に必要な店舗



年齢別でみると、「あまり揃っていない」、「揃っていない」は30代、50代で多く、具体的には「衣料品（子ども服含む）」が最も多い結果となった。

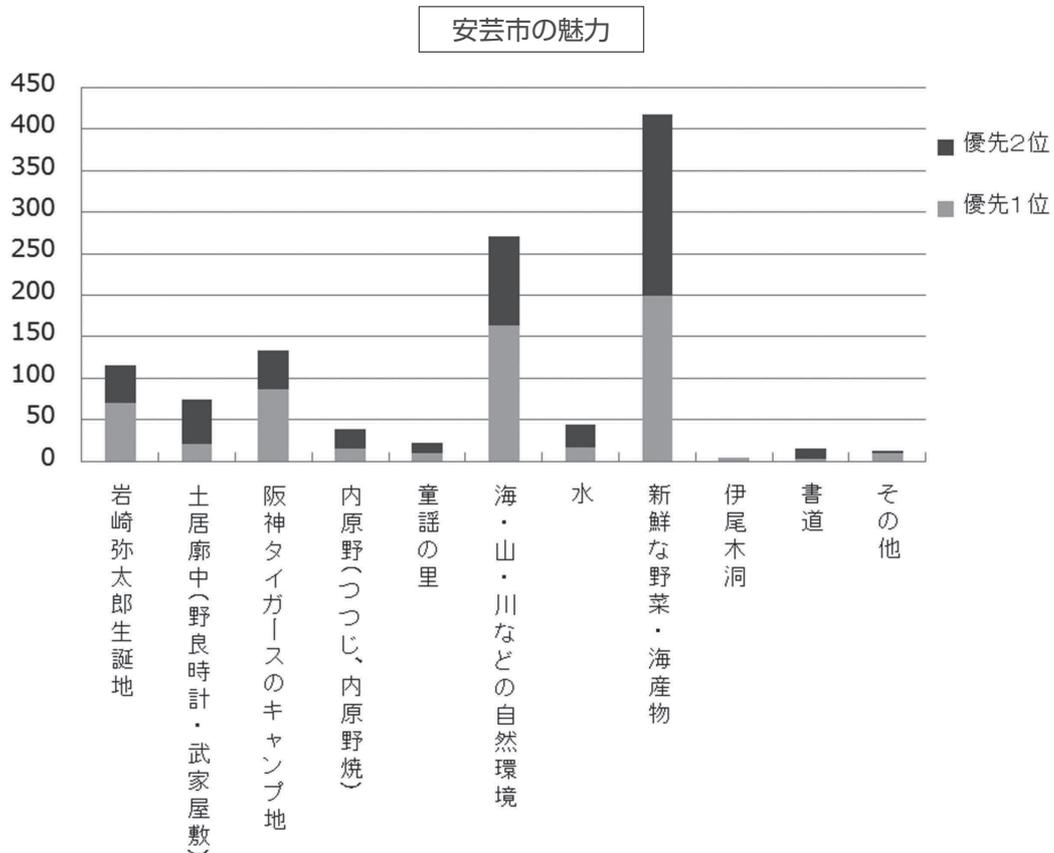


1 市民意向調査

問18 安芸市の魅力は何だと思いますか？（上位2つを選択）

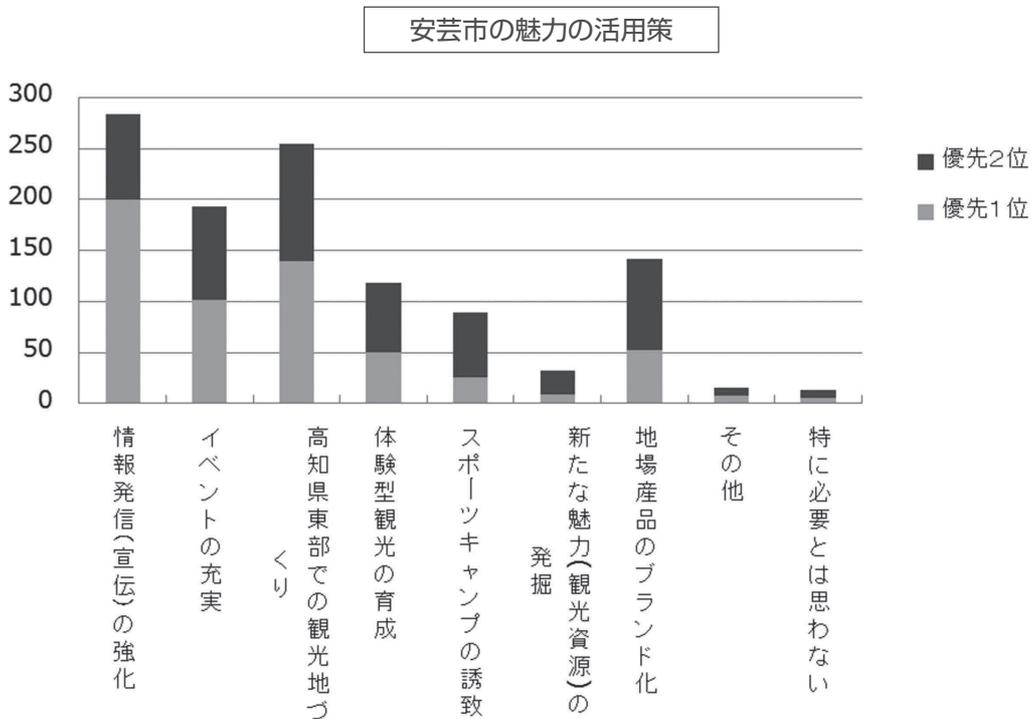
	最優先	2番目
岩崎弥太郎生誕地	71	45
土居廓中(野良時計・武家屋敷)	21	54
阪神タイガースのキャンプ地	87	46
内原野(つつじ、内原野焼)	15	24
童謡の里	10	12
海・山・川など自然環境	163	108
水	17	28
新鮮な野菜・海産物	199	218
伊尾木洞	4	0
書道	3	12
その他	10	3
	600	550

安芸市の魅力について、「新鮮な野菜・海産物」、「海・山・川などの自然環境」が多く、半数以上を占めた。



問19 安芸市の魅力をもっと活かす取り組みとして、何が必要だと思いますか？
 (上位2つを選択)

	最優先	2 番目
情報発信（宣伝）の強化	200	84
イベントの充実	102	91
高知県東部での観光地づくり	139	116
体験型観光の育成	50	68
スポーツキャンプの誘致	26	63
新たな魅力（観光資源）の発掘	9	23
地場産品のブランド化	52	90
その他	8	8
特に必要とは思わない	6	7
	592	550



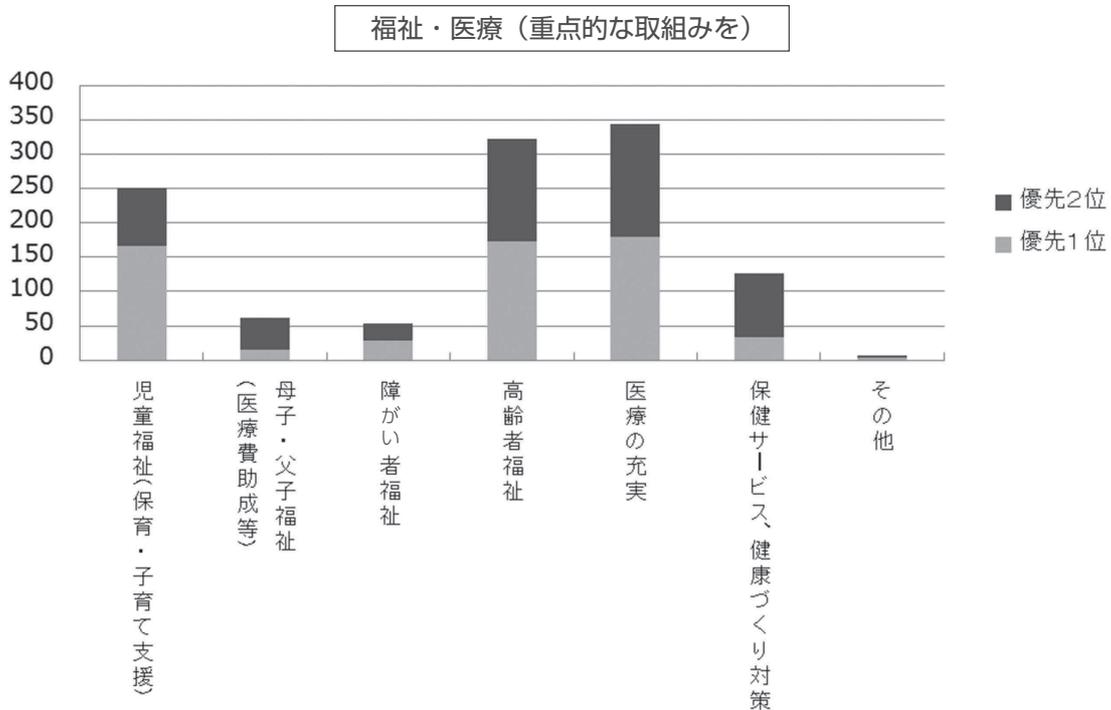


1 市民意向調査

4) 安芸市の福祉・医療について

問20-1 これからの福祉・医療の分野について何を重点的に取り組んで欲しいと思いますか？
(上位2つを選択)

	最優先	2 番目
児童福祉（保育・子育て支援）	167	83
母子・父子福祉（医療費助成等）	15	47
障がい者福祉	28	26
高齢者福祉	172	150
医療の充実	180	163
保健サービス、健康づくり対策	34	93
その他	4	3
	600	565

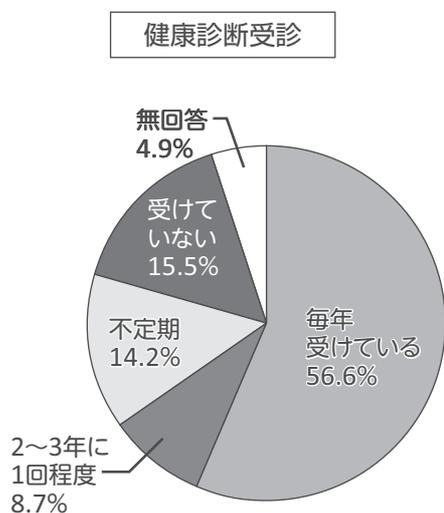


「医療の充実」という意見がもっとも多く、次いで、「高齢者福祉」、「児童福祉」。

問20-2 あなたは、どのくらいの頻度で健康診断を受けていますか？

毎年受けている	350	(56.6%)
2～3年に1回程度	54	(8.7%)
受けようと思った時に受けている (不定期)	88	(14.2%)
受けていない	96	(15.5%)
無回答	30	(4.9%)

618



「受けていない」を年齢別にみると、20代が16人、30代が5人、40代が23人、50代が13人、60代が19人となっている。

理由は、「職場で受けている」、「定期的に通院している」が大半を占めた。他には、「めんどくさい」、「日程が合わない」などの意見があった。

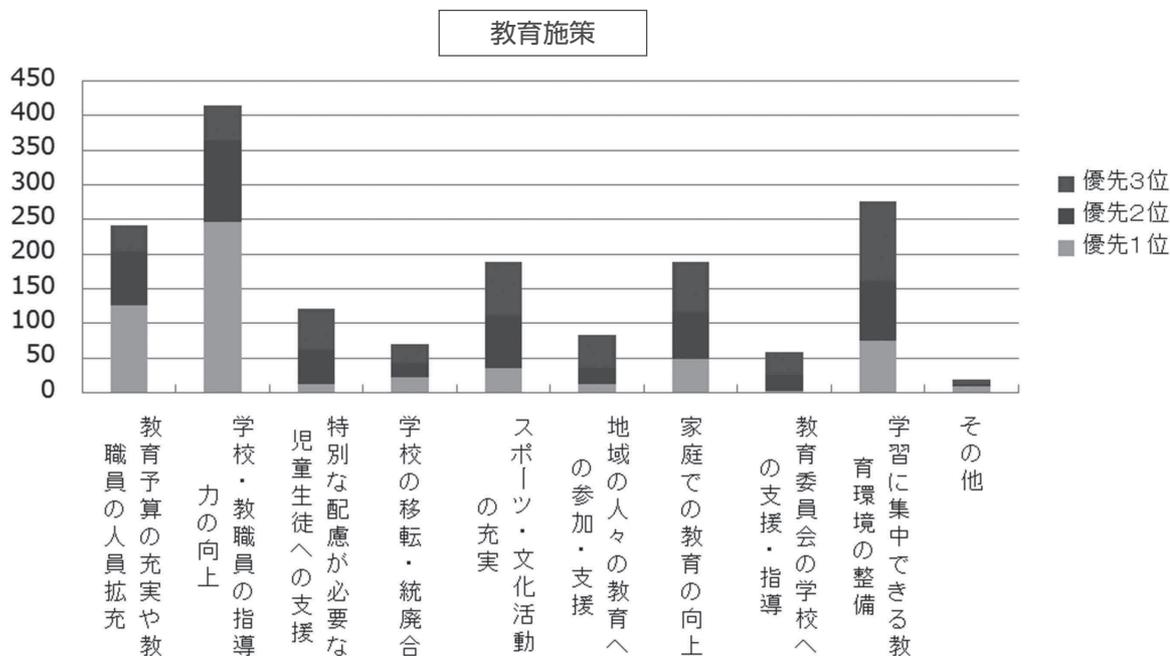


1 市民意向調査

5) 安芸市の学校教育について

問21 安芸市の子どもたちが、楽しく、充実した教育を受けるには何が必要だと思いますか？
(上位3つを選択)

	最優先	2番目	3番目
教育予算の充実や教職員の人員拡充	127	77	38
学校・教職員の指導力の向上	246	118	50
特別な配慮が必要な児童生徒への支援	12	50	60
学校の移転・統廃合	22	21	27
スポーツ・文化活動の充実	36	75	78
地域の人々の教育への参加・支援	13	23	48
家庭での教育の向上	49	68	72
教育委員会の学校への支援・指導	3	23	32
学習に集中できる教育環境の整備	75	86	115
その他	9	4	7
	592	545	527

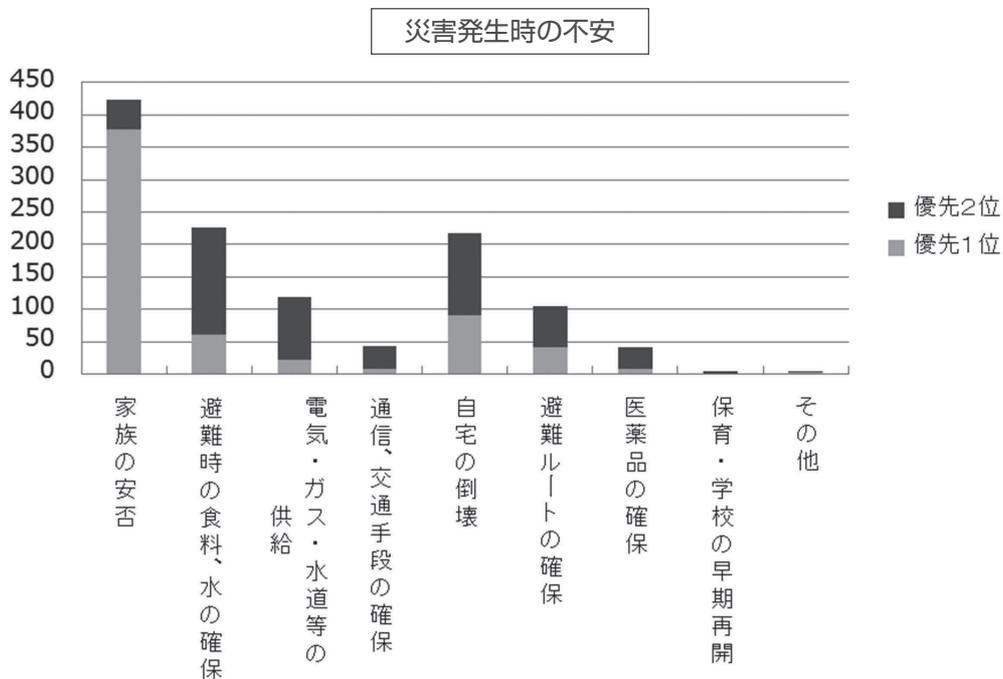


教育の充実に対しては、「学校・教職員の指導力の向上」が必要とする最も多く、次いで、「教育環境の整備」、「家庭での教育の向上」と続いた。

6) 安芸市の防災について

問22-1 災害（地震、津波）が発生した時、不安なことは何ですか？（上位2つを選択）

	最優先	2番目
家族の安否	377	47
避難時の食料、水の確保	61	165
電気・ガス・水道等の供給	22	96
通信、交通手段の確保	8	36
自宅の倒壊	90	127
避難ルートへの確保	42	62
医薬品の確保	8	34
保育・学校の早期再開	0	4
その他	2	2
	610	573



災害発生時の不安については、「家族の安否」が最も多く、次いで、「自宅の倒壊」、「避難時の食料、水の確保」と続いた。



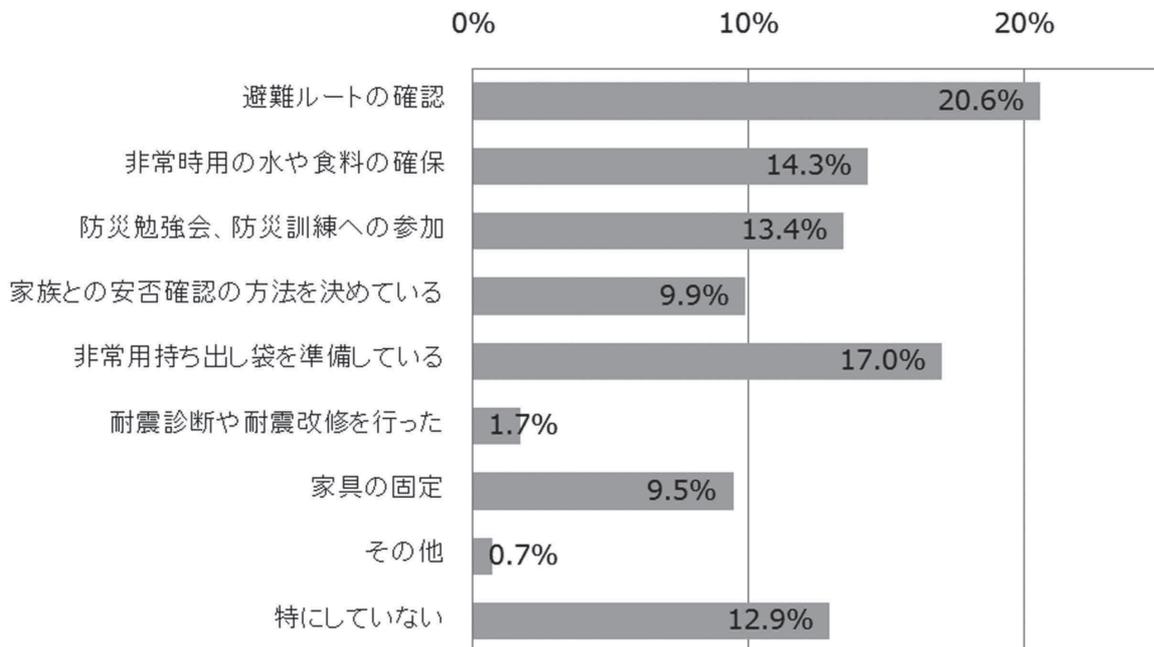
1 市民意向調査

問22-2 災害に対して日頃から何か取り組みをしていますか？（複数回答可）

避難ルートの確認	237	(20.6%)
非常時の水や食料の確保	165	(14.3%)
防災勉強会、防災訓練への参加	155	(13.4%)
家族との安否確認の方法を決める	114	(9.9%)
非常用持ち出し袋を準備している	196	(17.0%)
耐震診断や耐震改修を行った	20	(1.7%)
家具の固定	109	(9.5%)
その他	8	(0.7%)
特にしていない	149	(12.9%)

1,153

災害に対する日頃からの取り組み

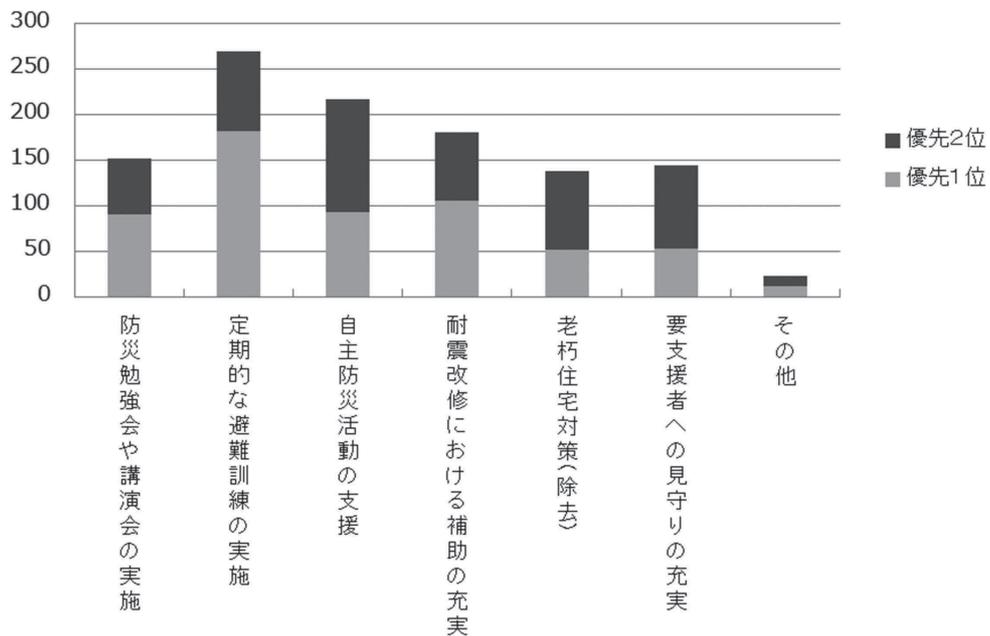


災害に対する日頃からの取り組みについては、「避難ルートの確認」が最も多く、「非常時の持ち出し袋の準備」が続いた。

問22-3 今後、防災について安芸市が取り組むべきことは何ですか？（上位2つ選択）

	最優先	2 番目
防災勉強会や講演会の実施	91	61
定期的な避難訓練の実施	182	87
自主防災活動の支援	93	124
耐震改修における補助の充実	105	75
老朽住宅対策（除去）	52	86
要支援者への見守りの充実	53	91
その他	12	11
	588	535

防災で市が取り組むべきこと





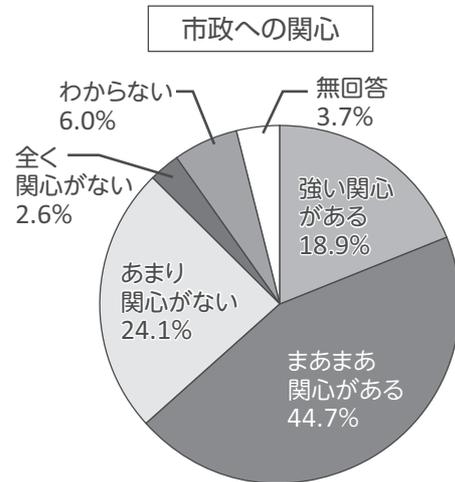
1 市民意向調査

7) 市政への参加について

問23 あなたは、市政に関心がありますか？

強い関心がある	117	(18.9%)
まあまあ関心がある	276	(44.7%)
あまり関心がない	149	(24.1%)
全く関心がない	16	(2.6%)
わからない	37	(6.0%)
無回答	23	(3.7%)

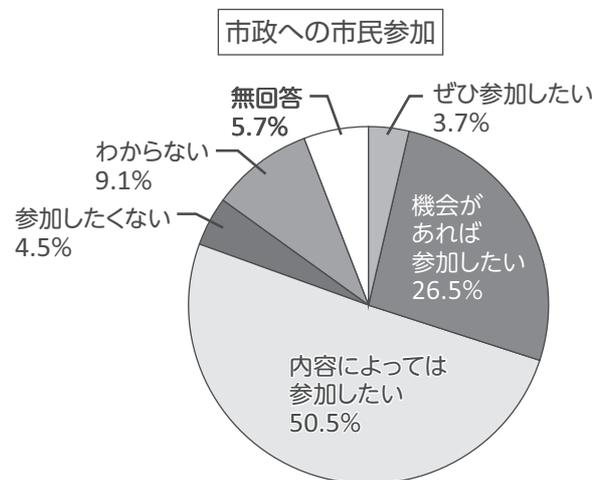
618



問24 市政への市民参加（防災活動、見守り活動、環境保全など）についてあなたはどのように思いますか？

ぜひ参加したい	23	(3.7%)
機会があれば参加したい	164	(26.5%)
内容によっては参加したい	312	(50.5%)
参加したくない	28	(4.5%)
わからない	56	(9.1%)
無回答	35	(5.7%)

618



市政への参画は、「ぜひ参加したい」、「機会があれば参加したい」、「内容によっては参加したい」を合せると、約8割。

問25 あなたは、今後、どの分野に参加していきたいですか？（複数回答可）

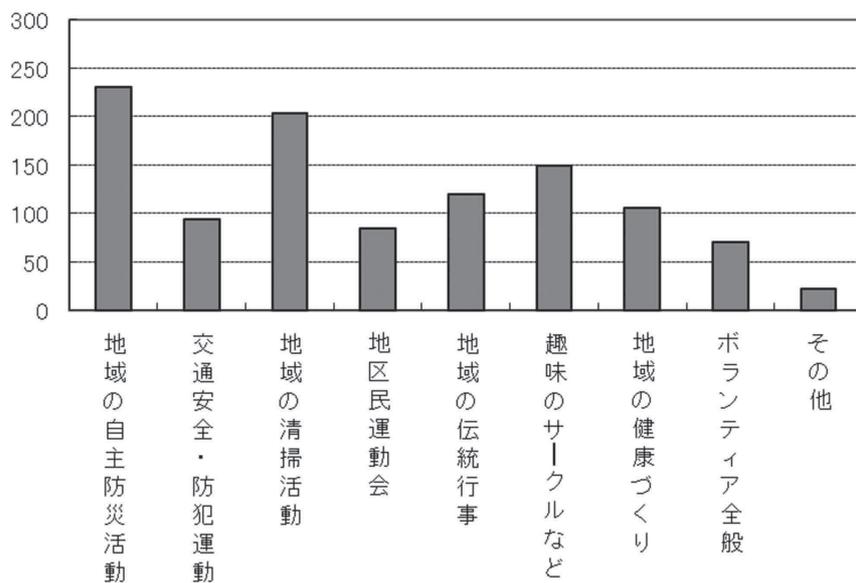
地域の自主防災活動	230	(21.3%)
交通安全・防犯運動	94	(8.7%)
地域の清掃活動	203	(18.8%)
地区民運動会	84	(7.8%)
地域の伝統行事	120	(11.1%)
趣味のサークルなど	149	(13.8%)
地域の健康づくり	106	(9.8%)
ボランティア全般	70	(6.5%)
その他	22	(2.0%)

「地域の自主防災活動」への参加が5年前の前回調査と比べ増加している。

無回答者は63人となっている。

1,078

市民参加（分野）





1 市民意向調査

8) 市役所からの情報の入手手段等について

問26-1 あなたは、安芸市役所から情報を手に入れる場合、主にどのような手段で調べていますか？（複数回答可） ※回答者618人

広報あき	554	(89.6%)
ホームページ	77	(12.5%)
フェイスブック	30	(4.9%)
新聞	163	(26.4%)
直接問い合わせる	70	(11.3%)
その他	5	(0.8%)
わからない	11	(1.8%)

市からの情報収集手段としては、「広報あき」が約9割を占めた。

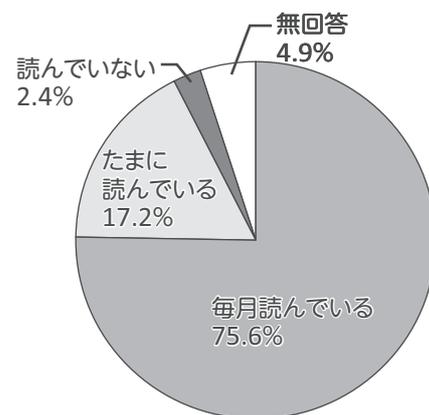
次いで新聞、ホームページとなっている。

問26-2 あなたは、広報あきを読んでいますか？

毎月読んでいる	467	(75.6%)
たまに読んでいる	106	(17.2%)
読んでいない	15	(2.4%)
無回答	30	(4.9%)
	618	

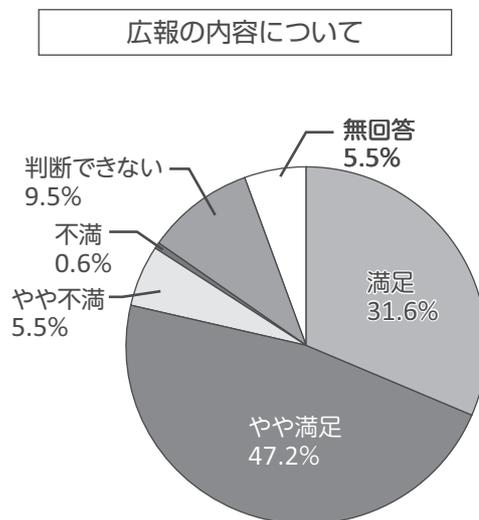
「毎月読んでいる」と「たまに読んでいる」を合せると92.8%、「読んでいない」は2.4%となっている。

広報を読んでいるか



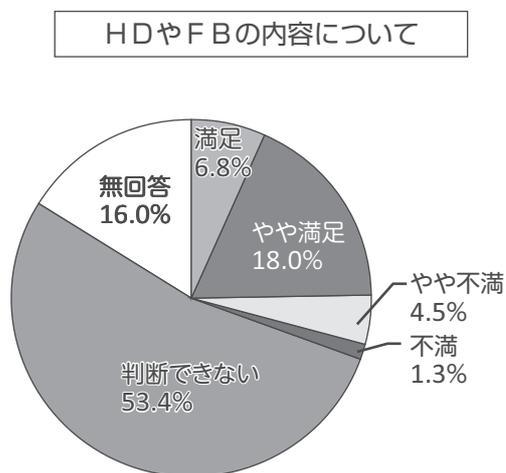
問26-3 広報あきの内容についてどう思いますか？

満足	195	(31.6%)
やや満足	292	(47.2%)
やや不満	34	(5.5%)
不満	4	(0.6%)
判断できない	59	(9.5%)
無回答	34	(5.5%)
	618	



問26-4 市ではホームページやフェイスブックを活用し情報発信をしていますが、その内容についてどう思いますか。

満足	42	(6.8%)
やや満足	111	(18.0%)
やや不満	28	(4.5%)
不満	8	(1.3%)
判断できない	330	(53.4%)
無回答	99	(16.0%)
	618	



年齢別にみると、満足度は30代で40.4%と最も高かった。また、「判断できない」とした割合は60代で63.7%で最も多かった。



2 安芸市総合計画策定経過

本計画の策定においては、庁内総合計画策定委員会と安芸市総合計画審議会の2つの期間において、討議を行った。その経過は以下のとおりである。

● 庁内総合計画策定委員会

日 時	議 題
平成26年12月1日（月）	策定スケジュールについて 市民意向アンケート調査票の検討
平成27年2月9日（月）	市民意向アンケート調査の結果について 安芸市の現状について
平成27年5月27日（水）	まちの将来像及び施策の大綱の検討
平成27年7月9日（木）	基本計画の検討
平成27年8月17日（月）	基本計画の検討
平成27年9月24日（木）	基本計画の検討

● 安芸市総合計画審議会

日 時	議 題
平成27年5月25日（月）	計画の概要・安芸市の現状・市民アンケートの結果
平成27年7月29日（水）	まちの将来像・施策の大綱について
平成27年11月9日（月）	基本構想（案）及び基本計画（案）について
平成27年11月27日（金）	基本計画（案）について
平成27年11月30日（月）	答申



3

安芸市総合計画審議会委員名簿

団 体 等	氏 名	備 考
高知大学 地域連携推進センター副センター長 産学官民連携推進部門長 准教授	石 塚 悟 史	委員長
安芸市民生児童委員協議会副会長	一 圓 昌 佑	
安芸市公民館連絡協議会会長	梶 原 良 夫	
安芸市小中学校 PTA 連絡協議会会長	清 岡 豊	
安芸市副市長	小 松 敏 伸	
安芸本町商店街振興組合理事長	佐 藤 正	副委員長
安芸市担い手支援協議会会長	野 町 亜 理	
安芸市産業振興フォローアップ会議委員	山 本 美 榮	



4 関係条例

安芸市総合計画策定条例

平成26年3月24日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 目指すべきまちの将来像、施策の基本方針及び大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の策定)

第4条 市長は、総合計画を策定するものとする。

2 基本構想を策定するに当たり、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、安芸市総合計画審議会条例(昭和53年条例第7号)に規定する安芸市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



4 関係条例

安芸市総合計画審議会条例

昭和53年3月27日

条例第7号

改正 平成14年10月11日 条例第38号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安芸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安芸市総合計画の基本的な事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 行政機関の職員
- (3) 学識経験者

3 前項第1号及び第2号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月11日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。



5 安芸市総合計画の変遷

区分	名称	安芸市建設計画	新都市建設計画	基盤整備5ヵ年計画	安芸市振興計画
策定年月日		昭和29年12月	昭和35年3月	昭和42年3月	昭和46年3月
計画期間		昭和29～34年 (6ヵ年)	昭和35～39年 (5ヵ年)	昭和42～46年 (5ヵ年)	昭和46～60年 (15ヵ年)
策定時の市長		仙頭宣清	岩崎健夫	山崎初男	山崎初男
策定された背景		1 戦後の復興 2 新農村建設計画の指定	1 戦後の復興から高度成長期へ 2 過疎化の進展	1 高度成長期へ 2 国鉄阿佐線の建設	1 高度成長期 2 四国横断自動車道本四連絡橋の建設計画 3 新全総、県総合計画の策定
基本理念		産業基盤の整備と生活の向上	産業の発展と生活環境の整備	都市的機能の整備	明るく豊かで住みよい安芸市
主な施策		1 土地改良と農地拡張の推進 2 特産物の設定 3 道路交通網の整備と新設 4 農協活動の促進 5 住民の自立性の確立 6 農家生活の向上	1 土地基盤整備 2 市街地の整備 3 公民館施設の整備 4 公共施設の整備	1 国鉄阿佐線の建設 2 漁港の整備 3 保健衛生機能の充実 4 水道事業の整備 5 教育、福祉施設の強化 6 産業の振興 7 防災施設の整備	1 生活環境施設の整備 2 文教施設、体育施設等の整備 3 教育水準の向上と地域文化の保存・育成 4 地域産業の振興 5 計画的・合理的な行財政の確立

区分	名称	安芸市総合計画	安芸市総合計画	安芸市総合計画
策定年月日		昭和55年9月	平成8年3月	平成18年3月
計画期間		昭和56～平成12年 (20ヵ年)	平成8～17年 (10ヵ年)	平成18～27年 (10ヵ年)
策定時の市長		岡村喜郎	山崎鉄一	松本憲治
策定された背景		1 高度成長期から安定成長期へ 2 三全総、県総合計画の策定	1 高齢社会、情報化、国際化の進展 2 経済構造変革期 3 新全国総合開発計画、地域連携軸の策定	1 地方分権 2 人口減少、少子高齢化の進展 3 景気低迷 4 循環型社会 5 高度情報化 6 情報公開 7 価値観の多様化
基本理念		東部拠点都市づくり	行動する安芸の10年	安心とやさしさあふれる元気なまち～挑戦！市民と地域とともに～
主な施策		1 居住環境の整備 2 社会福祉の充実 3 自然環境の保全 4 鉄道の建設促進 5 高等教育機関の誘致 6 芸術文化活動の推進 7 基幹産業の振興 8 交通通信網の整備	1 風土にこだわった都市基盤づくり 2 快適さに満たされた自然都市づくり 3 ささえあうすこやか都市づくり 4 やさしくて発想豊かな教育文化都市づくり 5 ひととひとが創る個性産業都市づくり	1 健康でしあわせが実感できる支え合いのまちづくり 2 自らを守り、地域で助け合えるまちづくり 3 個性を生かした活気のあるまちづくり 4 自然と調和した快適なまちづくり 5 生涯を通じて心豊かに安心して学べるまちづくり 6 市民・地域とともに創る自治体経営

安芸市総合計画（前期基本計画）

2016

発行 安芸市

〒784-8501

高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号

TEL 0887-34-1111（代表）
